

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	介護保険に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

札幌市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

令和8年4月9日

[令和7年5月 様式4]

市政等資料番号  
01-F03-26-633

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の内容 ※	<p>札幌市では、介護保険法(平成9年法律第123号)及びこれに基づく条例により、介護保険に関する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表の100項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令で定められている。</p> <p>また、同法第9条第2項に基づき札幌市個人番号利用条例(平成27年札幌市条例42号。以下「利用条例」という。)により個人番号の利用に関し必要な事項を定めている。</p> <p>については、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令及び利用条例に定める以下の事務で取り扱う。</p> <p>1 介護保険の資格に関する事務 住民基本台帳により異動状況を把握し、介護保険の資格の取得・喪失の処理を行う。</p> <p>2 介護保険料の賦課に関する事務 被保険者等の所得情報を把握し、介護保険料賦課額の決定、更正の処理を行う。</p> <p>3 介護保険料の収納管理に関する事務 徴収した介護保険料の収納状況を管理し、決算の集計を行う。</p> <p>4 介護保険料の滞納整理に関する事務 滞納している納付義務者を把握し、催告等の処理を行う。</p> <p>5 介護保険の認定に関する事務 被保険者等の申請に基づき、要介護認定の調査等を実施し、要介護・要支援状態区分等を認定する。また、主治医等から提供依頼があった場合、要介護(要支援)認定決定情報に関する情報提供を行う。</p> <p>6 介護保険のケアプランに関する事務 要介護(要支援)の認定決定等を受けた被保険者のケアプランを管理する。</p> <p>7 介護保険の給付に関する事務 介護サービス等の受給者に対して介護保険給付を行う。また、介護サービス利用料等の各種減額、減免及び利用者負担割合証交付に関する事務を行う。</p> <p>8 地域支援事業及び保健福祉事業に関する事務 対象となる被保険者からの利用申請を受付、支給決定を行い対象者を管理する。</p> <p>上記事務における申請・届出の受理については、郵送と窓口での受け付けのほか、サービス検索・電子申請機能(※)でも受け付ける。</p> <p>(※)サービス検索・電子申請機能…地方公共団体のサービスの検索やオンライン申請ができる機能。</p> <p>◀左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)▶ 特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日号外特定個人情報保護委員会告示第4号)の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。</p> <p>※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。</p>
③対象人数	<p>[ 30万人以上 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	介護保険システム
②システムの機能	<p>介護保険法及びこれに基づく条例により、介護保険に関する資格の管理、給付、保険料の賦課等を行うシステムであり、次の機能を有する。</p> <p>1 介護保険の資格に関する機能          ・取得及び喪失など介護保険者の資格管理          ・住所地特例、介護保険適用除外などの管理          ・住所指定、送付先指定などの住所管理          ・本市に住民登録のない被保険者の登録          ・被保険者証及び受給資格証明書の発行</p> <p>2 介護保険料の賦課に関する機能          ・賦課情報の照会          ・新規資格取得者の賦課決定及び納入通知書の発行          ・税更正等による賦課更正及び納入通知書の発行          ・減免申請の登録</p> <p>3 介護保険の認定に関する機能(総合事業含む)          ・要介護及び要支援認定の申請登録          ・訪問調査及び主治医意見書等の登録          ・一次判定及び認定審査会関係の登録          ・認定決定通知書、介護被保険者証等の発行          ・受給者情報の照会</p> <p>4 介護保険のケアプランに関する機能          ・ケアプランの届出登録</p> <p>5 介護保険の給付に関する機能          ・各種償還払い申請の登録、支給決定通知書等の発行          ・高額医療合算介護サービス費の登録、支給管理          ・減額及び減免の登録、減額証など関係帳票の発行          ・過誤情報の登録          ・国民健康保険連合会との受給者異動情報又は給付実績情報等の授受</p> <p>6 宛名システムからの送付先情報の連携機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他    ( 国保・介護・後期 統合収納管理／滞納管理システム )</p>
システム2	
①システムの名称	国保・介護・後期 統合収納管理／滞納管理システム
②システムの機能	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及びこれに基づく条例により賦課された保険料の収納管理及び滞納整理を行うシステムであり、次の機能を有する。</p> <p>&lt;収納管理&gt;</p> <p>1 国民健康保険・介護保険・後期高齢支援システムからの賦課情報連携          2 国民健康保険・介護保険・後期高齢支援システムからの送付先情報連携          3 eLTAXとの納付書情報及び納付情報連携</p> <p>&lt;滞納整理&gt;</p> <p>1 滞納者情報の管理          2 各滞納処分書類の作成          3 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成          4 統計・決算情報の作成          5 延滞金の計算</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他    ( 庁内各業務システム、eLTAX )</p>

システム3	
①システムの名称	高齢・障がい福祉システム
②システムの機能	<p>高齢者や障がい者に関する福祉制度の事務を行うシステムであり、介護保険事務においては、介護保険法に基づく介護保険の地域支援事業及び保健福祉事業に関する事務において、次の機能を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域支援事業及び保健福祉事業に関するサービスの申請登録(決定、変更、廃止等)</li> <li>・地域支援事業及び保健福祉事業に関するサービスの実績入力、確認、支払登録、照会</li> <li>・地域支援事業及び保健福祉事業に関するサービスの支給決定通知書、利用券、関係帳票の発行</li> <li>・受給者情報の照会</li> <li>・所得情報を反映する機能(階層再設定)</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他 ( 介護保険システム )</p>
システム4	
①システムの名称	中間サーバー・プラットフォーム
②システムの機能	<p>国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバー及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。</p> <p>1 符号管理 符号(※)と団体内統合宛名番号(※)とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。 (※)符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号 (※)(団体内統合)宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各自自治体内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの自治体の各業務システム(社会保障システム、地方税システム等)において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。</p> <p>2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。</p> <p>3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。</p> <p>4 既存システムとの接続 システム基盤(市中間サーバー)と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。</p> <p>5 情報提供等記録の管理 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理 特定個人情報を副本として、保持・管理を行う。</p> <p>7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム(※))と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。 (※)インターフェイスシステム…情報照会者や情報提供者とコアシステムを接続するシステム &lt;参考&gt;コアシステム…符号の生成・情報連携の媒介・情報提供記録の管理の3つの機能を持つシステム</p> <p>8 セキュリティ管理 ①特定個人情報の暗号化及び復号を行う。 ②送信するデータに対して署名(そのファイルの正当性を示すデータ)を付与する。 ③送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。 ④データの暗号化や複合に必要なデータ暗号化鍵の管理を行う。 ⑤情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報(システムを利用するためにあらかじめ登録が必要な基本的な情報)の管理を行う。</p> <p>9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づく各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他 ( システム基盤(市中間サーバー) )</p>

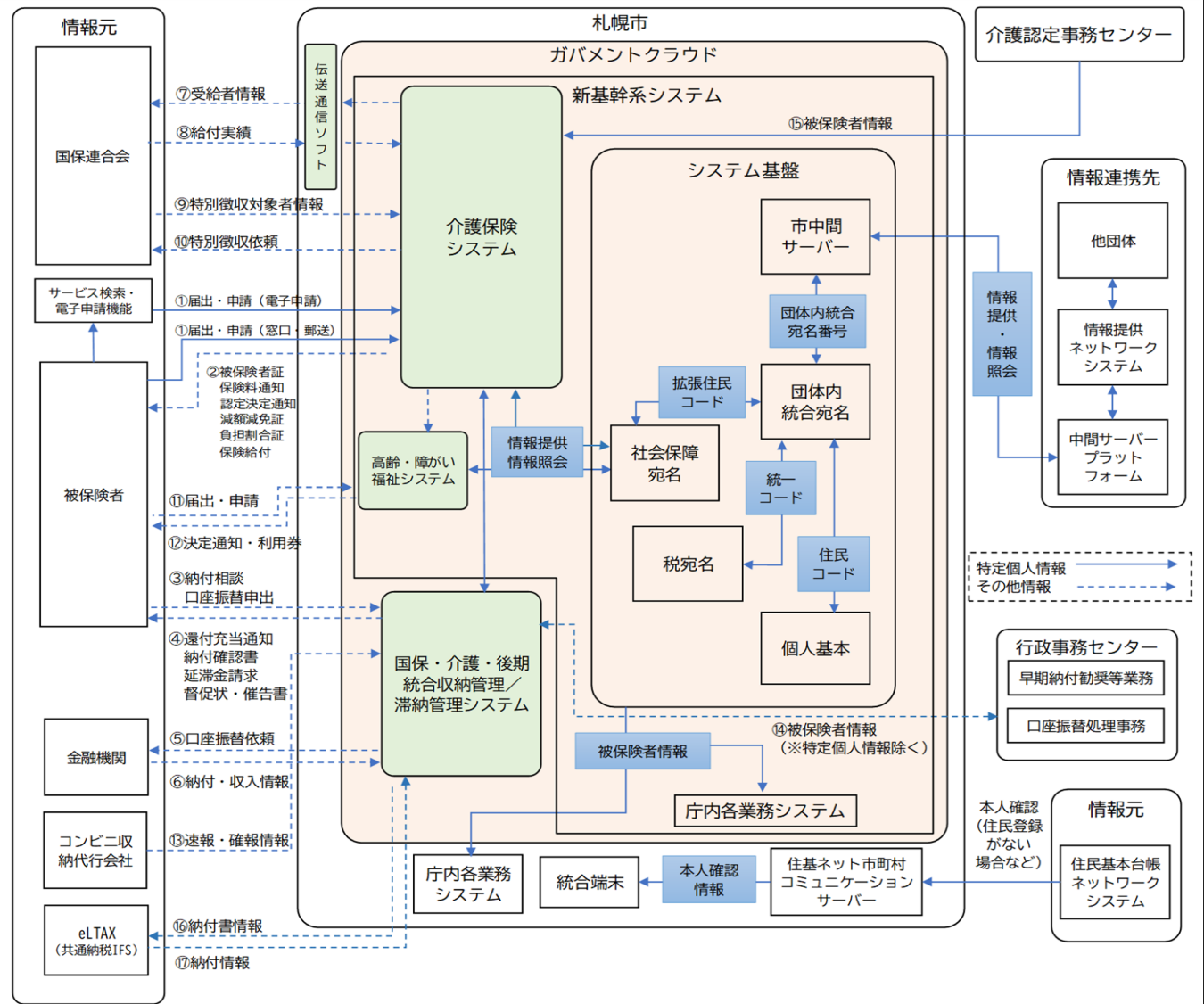
システム5	
①システムの名称	システム基盤(市中間サーバー)
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム(※)と庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。</p> <p>1 サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。</p> <p>2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合や庁内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。</p> <p>3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。</p> <p>また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、団体内統合宛名番号を庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。</p> <p>4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。</p> <p>※中間サーバー・プラットフォーム…自治体中間サーバーのハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバーの拠点。</p> <p>〈参考〉 中間サーバー・ソフトウェア…自治体中間サーバーのソフトウェア部分。番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会及び地方公共団体による特定個人情報の提供やそれに付随する業務を行うアプリケーション(プログラム)群のこと(ハードウェアは含まない。)</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム                      <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム                      <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等    <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名、個人基本)、庁内各業務システム )</p>
システム6	
①システムの名称	システム基盤(団体内統合宛名)
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。</p> <p>1 団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。</p> <p>2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。</p> <p>3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p> <p>6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム                      <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム                      <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等    <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他 ( システム基盤(市中間サーバー、個人基本、税宛名、社会保障宛名) )</p>

システム7	
①システムの名称	システム基盤(個人基本)
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。</li> <li>2 住民記録の異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。</li> <li>3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 世帯情報のうち、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。</li> <li>4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。</li> <li>5 情報連携記録の管理</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム                      <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム              <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等    <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他 ( システム基盤(市中間サーバー、団体内統合宛名、社会保障宛名、税宛名)、庁内各業務システム )</p>
システム8	
①システムの名称	システム基盤(社会保障宛名)
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し、社会保障業務(介護保険、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務)で活用する。個人(及び法人)の宛名情報、対応記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。</li> <li>2 システム基盤(税宛名)からの課税情報連携 システム基盤(税宛名)から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。</li> <li>3 社会保障宛名管理 社会保障業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。</li> <li>4 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務で把握した対象者について、社会保障業務で管理している番号を連携する。</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム                      <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム              <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等    <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他 ( システム基盤(団体内統合宛名、個人基本、税宛名)、庁内各業務システム )</p>

システム9	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	<p>国のシステムであり、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるもので、次の機能を有する。</p> <p>1 本人確認情報検索 端末に入力した4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>2 機構(※)への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ※機構…地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)に基づく地方協働法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク(LGWAN)の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。</p> <p>3 本人確認情報整合 本人確認情報の内容について、都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している本人確認情報と、機構が全国サーバーにおいて保有している本人確認情報とが整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム                      <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム                      <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等    <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ( なし )</p>
システム10	
①システムの名称	システム基盤(税宛名)
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し税業務で活用する。個人(及び法人)の納付書情報や対応記録、口座情報などを集約管理する。</p> <p>1 システム基盤(個人基本)からの住基異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。</p> <p>2 税宛名管理 税業務共通で利用する個人及び法人の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。</p> <p>3 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務で把握した対象者について、税業務で管理している番号を連携する。</p> <p>4 システム基盤(社会保障宛名)への課税情報連携 課税額、所得額、収入額などの課税情報をシステム基盤(社会保障宛名)へ情報連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム                      <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム                      <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等    <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ( システム基盤(団体内統合宛名、個人基本、社会保障宛名)、庁内各業務システム )</p>
システム11	
①システムの名称	伝送通信ソフト
②システムの機能	<p>伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険の審査支払等の業務で使用するデータについて、専用端末を用いて電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。(専用端末で送受するデータで個人番号は利用しない。)</p> <p>1. 受給者情報異動連絡票データの送信 受給者情報異動連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。</p> <p>2. 受給者情報訂正連絡票データの送信 受給者情報訂正連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム                      <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム                      <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等    <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ( )</p>



**(別添1) 事務の内容**



**(備考)**

- ①被保険者からの申請や届出を受け付け、確認を行う。
- ②資格情報・所得情報等に基づき、被保険者証の交付、保険料の通知、認定決定の通知並びに減額減免証及び負担割合証の交付を行う。
- ③被保険者からの納付相談を受け付ける。口座振替依頼書を受け付ける。
- ④過誤納が発生した場合は保険料の還付・充当を行い、被保険者に通知する。被保険者からの請求により納付確認書を発行する。納付の遅延により延滞金が発生した場合は対象の被保険者に対し延滞金の請求を行う。保険料未納者に対し督促状及び催告書を送付する。
- ⑤金融機関へ口座振替依頼を行う。
- ⑥金融機関から領収済通知書、口座振替結果を受け取る。
- ⑦受給者異動情報等を提供する。
- ⑧給付実績情報等を受け取る。
- ⑨特別徴収の対象者情報を受け取る。
- ⑩特別徴収の依頼を行う。
- ⑪被保険者からの地域支援事業及び保健福祉事業に関する申請や届出を受け付け、確認を行う。
- ⑫所得情報等に基づき、地域支援事業及び保健福祉事業に関するサービスの決定通知、利用券の発行を行う。
- ⑬コンビニエンスストアで納付した情報を受け取る。
- ⑭行政事務センターが口座振替処理業務及び早期納付勧奨に係る業務に関する被保険者情報を取扱う。
- ⑮介護認定事務センターが介護認定事務に関する被保険者情報を取扱う。
- ⑯eLTAXへ納付書情報を提供する。
- ⑰eLTAXから納付情報を受け取る。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	①介護保険の第1号被保険者及びその世帯構成員(喪失者を含む) ②介護保険被保険者証を交付した第2号被保険者及びその世帯構成員(資格喪失者を含む) ③札幌市に住所を有する介護保険適用除外者及び住所地特例者。
その必要性	介護保険業務を正確かつ公平・公正に行うため、上記の範囲を対象にする必要がある。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 口座登録・連携ファイル関係情報 )</li> </ul>
その妥当性	1 識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報:介護保険料段階及び介護保険の利用者負担段階等を決定するために保有 ② 医療保険関係情報:第2号被保険者の医療保険を把握するため、また、高額医療合算介護サービス費の給付のために保有 ③ 障害者福祉関係情報:被保険者の介護保険の適用除外の確認等を行うために保有 ④ 生活保護・社会福祉関係情報:生活保護に関する情報に基づき、介護保険料段階及び介護保険の利用者負担段階等を決定するために保有 ⑤ 介護・高齢者福祉関係情報:介護保険給付の適切な給付実績等を確認するために保有 ⑥ 年金関係情報:特別徴収を行うために保有。また、老齢福祉年金にあつては、介護保険料段階及び介護保険の利用者負担段階等を決定するために保有。 ⑦ 公金受取口座情報:住民が公金受取口座の利用を希望した場合、保険料の還付及びサービス費等支給時の受取口座として保有。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 各区の戸籍住民課、保険年金課、保護担当課及び保健福祉課、各市税事務所の市民税課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( デジタル庁、医療保険者、日本年金機構、年金保険者 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 各市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( 国民健康保険団体連合会 )

②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( サービス検索・電子申請機能 )	
③入手の時期・頻度	1 識別情報:随時(変更時等) 2 連絡先等情報:随時(変更時等) 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報:随時又は月次、年次 ② 医療保険関係情報:随時 ③ 障害者福祉関係情報:随時 ④ 生活保護・社会福祉関係情報:随時 ⑤ 介護・高齢者福祉関係情報:随時 ⑥ 年金関係情報:月次、年次 ⑦ 公金受取口座情報:随時	
④入手に係る妥当性	介護保険事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申請等の情報、税情報等の収集を行う必要がある。	
⑤本人への明示	介護保険法並びに番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の131項及び132項の規定に明示している。また、庁内連携による入手は条例別表2の9項から15項までにおいて明示している。	
⑥使用目的 ※	行政運営の効率化と公平・公正な介護保険事務を行うため。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課、高齢福祉課、各区役所保健福祉部保健福祉課・保険年金課、北区市民部篠路出張所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上 <選択肢> 1) 10人未満                    2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満                    4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満                    6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	1 介護保険の資格に関する事務 ① 住民基本台帳から65歳到達者情報を取得し、資格を取得させる事務に使用する。 ② 住民基本台帳の異動情報から、資格の取得及び喪失、住所変更の事務に使用する。 2 介護保険料の賦課に関する事務 ① 被保険者及び世帯構成員の住民税情報から保険料賦課額を決定又は更正する事務に使用する。 ② 他市町村からの転入者の住民税情報を把握し、保険料賦課額を決定する事務に使用する。 ③ 生活保護受給情報及び老齢福祉年金情報から、保険料賦課額を決定する事務に使用する。 ④ 年金保険者からの年金情報に基づき、特別徴収の開始又は停止などの事務に使用する。 3 介護保険料の収納管理に関する事務 ① 本人等の金融機関口座情報を取得し、保険料の口座振替や還付の事務に使用する。 ② 金融機関からの普通徴収の保険料入金情報を取得し、収納の事務に使用する。 ③ 年金保険者からの特別徴収の保険料入金情報を取得し、収納の事務に使用する。 ④ 生活保護受給情報に基づき、保険料の受領委任払いの事務に使用する。 4 介護保険料の滞納整理に関する事務 ① 保険料の滞納情報及び督促情報から、催告書の送付及び滞納処分を使用する。 ② 本人等との納付相談内容等を記録。 5 介護保険の認定に関する事務 ① 第2号被保険者の医療保険情報を確認する事務に使用する。 ② 保険料の滞納情報から、給付制限の措置に該当するか判断する事務に使用する。 ③ 他市町村からの転入者の受給資格証明書の情報に基づき、認定情報を継続する事務に使用する。 6 介護保険のケアプランに関する事務 ① 本人や代理人からのケアプランを受け付け、ケアプラン届出状況を管理する事務に使用する。 7 介護保険の給付に関する事務 ① 住民税や社会保障の給付状況等の情報を把握し、利用者負担段階を決定する事務に使用する。 ② 金融機関口座情報を取得し、サービス費等支給の事務に使用する。 8 地域支援事業及び保健福祉事業に関する事務 ① 対象となる被保険者を管理し、利用申請の受付、支給決定する事務に使用する。	
	情報の突合 ※	1 個人番号カード等により、正確に本人確認をして個人番号の真正性を確認する。 2 内部識別番号である宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。
	情報の統計分析 ※	特定個人情報に関する統計分析については実施しない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	介護保険料の賦課額・減免等の決定、要介護(要支援)認定等の決定、介護給付の支給・減額・減免の決定、償還払いの支給決定
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 5 ) 件	
委託事項1	介護保険システムのアプリケーションの運用・保守	
①委託内容	システムの運用管理、バッチ処理の実行、オンライン稼働監視などを行う。 また、アプリケーションに関する要望対応、障害対応、介護制度改正対応、職員からの問合せ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などを行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
その妥当性	特定個人情報ファイルの一部ではなく全体について運用管理等を行う必要がある。	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 個人情報取扱を許可している事務室内でのシステム操作 )	
⑤委託先名の確認方法	札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。	
⑥委託先名	競争入札により決定する。	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制を判断し許諾する。
	⑨再委託事項	運用・保守管理プロセス基準書に基づく作業 運用・保守メニューに基づく作業、軽微な改修作業
委託事項2	国保・介護・後期 統合収納管理/滞納管理システムのアプリケーション運用・保守	
①委託内容	システムの運用管理、バッチ処理の実行、オンライン稼働監視などを行う。 また、アプリケーションに関する要望対応、障害対応、介護制度改正対応、職員からの問合せ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などを行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
その妥当性	特定個人情報ファイルの一部ではなく全体について運用管理等を行う必要がある。	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 個人情報取扱を許可している事務室内でのシステム操作 )	

⑤委託先名の確認方法		札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。
⑥委託先名		競争入札により決定する。
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制を判断し許諾する。
	⑨再委託事項	運用・保守管理プロセス基準書に基づく作業 運用・保守メニューに基づく作業、軽微な改修作業
<b>委託事項3</b>		高齢障がい福祉システムのアプリケーション運用・保守
①委託内容		システムの運用管理、バッチ処理の実行、オンライン稼働監視などを行う。 また、アプリケーションに関する要望対応、障害対応、制度改正対応、職員からの問合せ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などを行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	特定個人情報ファイルの一部ではなく全体について運用管理等を行う必要がある。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 個人情報取扱を許可している事務室内でのシステム操作 )
⑤委託先名の確認方法		札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。
⑥委託先名		競争入札により決定する。
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制を判断し許諾する。
	⑨再委託事項	運用・保守管理プロセス基準書に基づく作業 運用・保守メニューに基づく作業、軽微な改修作業
<b>委託事項4</b>		介護保険審査支払等事務
①委託内容		介護報酬等の審査支払業務、第三者求償業務及び保険者事務共同処理業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの一部 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	介護保険法第176条において国民健康保険団体連合会は市町村から委託を受けて、介護報酬等の審査・支払い事務、第三者行為求償業務の他、介護保険事業の円滑な運営に資する事業を行うことができる旨規定されている。

③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )		
⑤委託先名の確認方法	介護保険法第176条において、国民健康保険団体連合会は市町村から委託を受けて、介護報酬等の審査・支払い事務、第三者行為求償業務の他、介護保険事業の円滑な運営に資する事業を行うことができる旨規定されている。		
⑥委託先名	北海道国民健康保険団体連合会		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
<b>委託事項5</b>			介護認定事務
①委託内容	区役所で行っている介護認定事務の一部を集約した介護認定事務センターの業務を行う。		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
	その妥当性	介護認定事務センターでは、個人番号が記載された介護認定申請書を各区役所から受理する。受理後に、介護保険システムにて個人番号を閲覧しながら、各区役所で行った介護認定申請のシステム入力別の被保険者になっていないかを確認するため。	
③委託先における取扱者数	[ 50人以上100人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )		
⑤委託先名の確認方法	札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。		
⑥委託先名	企画競争により決定する。		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制を判断し許諾する。	
	⑨再委託事項	業務内容の一部であって、役務の性質上やむを得ないと認められる事項。	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている ( 23 ) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている ( 11 ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各事務
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input checked="" type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
移転先1	保健福祉局総務部保護自立支援課及び各区保健福祉部保護課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び条例第4条第2項
②移転先における用途	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input checked="" type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( システム基盤 )
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 介護保険給付等関係情報の変更が発生した都度、随時
移転先2	保健福祉局保険医療部保険企画課、各区保健福祉部保険年金課及び北区市民部篠路出張所
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第4条第2項及び条例第4条第3項別表2(第25項及び第27項)
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input checked="" type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上



④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システム基盤 )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 介護保険給付等関係情報の変更が発生した都度、随時	
<b>移転先6</b>	保健福祉局総務部総務課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び条例第4条第2項	
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	介護保険給付等関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システム基盤 )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 介護保険給付等関係情報の変更が発生した都度、随時	
<b>移転先7</b>	財政局税政部市民税課及び各市税事務所市民税課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び条例第4条第3項別表2(第1項)	
②移転先における用途	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
③移転する情報	介護保険給付等関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システム基盤 )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 介護保険給付等関係情報の変更が発生した都度、随時	
<b>移転先8</b>	保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課及び各区保健福祉部保健福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び条例第4条第3項別表2(第5項及び第8項)	
②移転先における用途	札幌市高齢者生活支援型ホームヘルプサービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの 札幌市生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
③移転する情報	介護保険給付等関係情報	

④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システム基盤)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 介護保険給付等関係情報の変更が発生した都度、随時	
<b>移転先9</b>	保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課、各区保健福祉部保健福祉課及び北区市民部篠路出張所	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び条例第4条第3項別表2(第7項)	
②移転先における用途	札幌市高齢者理美容サービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
③移転する情報	介護保険給付等関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システム基盤)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 介護保険給付等関係情報の変更が発生した都度、随時	
<b>移転先10</b>	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課及び各区保健福祉部保健福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び条例第4条第3項別表2(第19項)	
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
③移転する情報	介護保険給付等関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システム基盤)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 介護保険給付等関係情報の変更が発生した都度、随時	

<b>移転先11</b>		子ども未来局子育て支援部子育て支援課及び各区保健福祉部保健福祉課
①法令上の根拠		番号法第9条第2項及び条例第4条第3項別表2(第29項)
②移転先における用途		児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報		介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数		<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法		<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (システム基盤 ) <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度		1 移転先が必要とする時期 2 介護保険給付等関係情報の変更が発生した都度、随時
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>		
①保管場所 ※		<札幌市における措置> 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。 3 外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータ保管している。 2 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
②保管期間		<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
その妥当性		過去の情報を必要とする業務が多いため、介護保険法等ではデータの保管期間の定めがない。

③消去方法	<p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報を、システムが自動判別し消去する仕組みを備えている。</li> <li>2 ディスクの交換時は、物理的破壊や専用ソフトにて完全に消去する。</li> <li>3 札幌市が定めた保管期間を経過した紙書類は、シュレッダーで裁断する。</li> <li>4 個人番号付電子申請データは紙に打ち出した後、LGWAN接続端末から速やかに完全消去する。</li> <li>5 外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。</li> </ol> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</li> <li>2 クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。</li> <li>3 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</li> </ol> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</li> <li>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。</li> <li>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</li> </ol>
7. 備考	
—	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
1	個人番号	61	旧併記名	121	本料収入額
2	住民コード	62	旧併記名外字フラグ	122	延滞金収入額
3	介護被保険者番号	63	旧通称名カナ	123	決算時収入累計額
4	後期高齢被保険者番号	64	旧通称名	124	決算時賦課額
5	日本人・外国人区分	65	旧通称名外字フラグ	125	滞繰調定額
6	住登区分	66	旧住所	126	不現住者フラグ
7	ケース番号	67	旧住所外字フラグ	127	分割フラグ
8	都道府県コード	68	旧方書	128	公費負担フラグ
9	市町村コード	69	旧方書外字フラグ	129	不納欠損額合計
10	区コード	70	住登外事由コード	130	期別
11	生年月日	71	国名コード	131	期別賦課額
12	生年月日-元号コード	72	在留資格区分	132	延滞金賦課額
13	生年月日-変換後	73	在留期限年月日	133	不現住分賦課額
14	性別コード	74	通称名カナ	134	期別滞繰調定額
15	住記続柄コード1	75	通称名	135	本料収入年月日
16	住記続柄コード2	76	通称名外字フラグ	136	本料領収年月日
17	住記続柄コード3	77	介護異動取込フラグ	137	延滞金収入年月日
18	介護続柄コード1	78	登録年月日	138	延滞金額収年月日
19	介護続柄コード2	79	登録制度区分	139	納期限年月日
20	介護続柄コード3	80	登録区コード	140	納期変更月
21	氏名カナ	81	処理対象外フラグ	141	収入回数
22	氏名	82	処理日時	142	明細番号
23	氏名外字フラグ	83	バージョン	143	納付書公示フラグ
24	氏名アルファベット	84	論理削除フラグ	144	不納欠損時滞繰理由コード
25	併記名	85	登録ユーザID	145	滞直区分コード
26	併記名外字フラグ	86	更新ユーザID	146	督促区分コード
27	外国人フリガナ	87	登録日時	147	不納欠損区分コード
28	世帯コード	88	更新日時	148	延滞金不納欠損区分コード
29	住所区コード	89	更新コンピュータID	149	延滞金区分コード
30	字コード	90	保険番号	150	延滞金納付通知書発付年月日
31	条コード	91	口座シーケンス連番	151	督促出力年月日
32	丁コード	92	金融機関本店コード	152	督促状連番
33	番地	93	金融機関支店コード	153	督促状抜取フラグ
34	子番地	94	金融機関本店名	154	督促公示年月日
35	室番地	95	金融機関支店名	155	不納欠損年月日
36	地番タイプ	96	口座種類コード	156	延滞金不納欠損年月日
37	住所	97	口座番号	157	時効起算年月日
38	住所外字フラグ	98	口座名義人カナ	158	時効予定年月日
39	方書	99	口座名義人漢字	159	新住民コード
40	方書外字フラグ	100	口座名義人-外字フラグ	160	旧住民コード
41	郵便番号	101	口座登録年月日	161	被保険者番号
42	住定年月日	102	口座廃止年月日	162	業務メモ番号
43	住定年月日-元号コード	103	口座異動区分コード	163	業務メモ枝番
44	住定事由コード	104	異動日時	164	業務年月日
45	市民年月日	105	口座登録区分コード	165	入力時刻
46	市民年月日-元号コード	106	期別口座フラグ	166	メモ内容コード
47	死亡年月日	107	分割口座フラグ	167	メモ詳細コード
48	死亡年月日-元号コード	108	還付口座フラグ	168	対応者-担当ID
49	住記異動年月日	109	承継人還付口座フラグ	169	対応者-係名称
50	住記異動理由	110	給付口座フラグ	170	対応者-氏名
51	除票年月日	111	重複口座フラグ	171	連絡元役割コード
52	除票事由コード	112	依頼書名	172	業務メモ
53	旧区コード	113	依頼書区分コード	173	メッセージ通知フラグ
54	旧生年月日	114	依頼書登録年月日	174	メッセージ通知期間-開始年月日
55	旧生年月日-元号コード	115	依頼書置換年月日	175	メッセージ通知期間-終了年月日
56	旧性別コード	116	調定年度	176	連絡先役割コード
57	旧氏名カナ	117	賦課年度	177	資格区コード
58	旧氏名	118	納付通知書番号	178	国保番号
59	旧氏名外字フラグ	119	賦課区コード	179	管理番号
60	旧氏名アルファベット	120	賦課額合計	180	基本カード番号

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
181	現年実績	241	続柄-2階層	301	続柄1
182	所得区分	242	続柄-3階層	302	続柄2
183	徴収区分	243	資格取得年月日	303	続柄3
184	課非区分	244	資格取得事由コード	304	更新年月日
185	扶養情報	245	資格喪失年月日	305	指定区分
186	障害情報	246	資格喪失事由コード	306	削除フラグ
187	特別徴収番号	247	賦課開始年月日	307	最新フラグ
188	義務者番号	248	証交付年月日	308	国内外区分
189	整理番号	249	証有効期限年月日	309	転出予定年月日
190	所得情報	250	賦課期日年月日	310	転出確定年月日
191	損失情報	251	軽減区分コード	311	電話番号-自宅
192	医療費	252	所得段階	312	電話番号見出し1
193	社会保険料	253	減免区分コード	313	電話番号1
194	共済	254	減免金額	314	電話番号見出し2
195	保険料	255	賦課額	315	電話番号2
196	控除情報	256	履歴の最新連番	316	電話番号見出し3
197	所得割	257	確定日時	317	電話番号3
198	均等割	258	納付通知書発付年月日	318	電話番号見出し4
199	住民税額	259	特別徴収方法コード	319	電話番号4
200	宛名情報	260	特別徴収額合計	320	同一人指示区分
201	退職区分	261	特別徴収仮依頼情報作成年月日	321	名寄せ住民コード
202	得喪情報	262	特別徴収本依頼情報作成年月日	322	新被保険者番号
203	前年度情報	263	特別徴収仮停止事由コード	323	旧被保険者番号
204	転出先住所情報	264	特別徴収仮停止通知書作成年月日	324	住記情報更新フラグ
205	保護区コード	265	特別徴収仮停止依頼情報作成年月日	325	旧ケース番号
206	保護種別コード	266	特別徴収仮停止年月	326	新世帯コード
207	受領委任開始年月	267	特別徴収本停止事由コード	327	賦課期日構成員情報登録フラグ
208	受領委任終了年月	268	特別徴収本停止通知書作成年月日	328	個人所得履歴登録フラグ
209	受領委任終了事由コード	269	特別徴収本停止依頼情報作成年月日	329	処理区分
210	バッチ処理ID	270	特別徴収本停止年月	330	同一人指示年月日
211	処理年月日	271	特別徴収仮不能受取年月日	331	通知対象連番
212	履歴シーケンス連番	272	特別徴収仮不能年月	332	通知対象月
213	変更後納期限年月日	273	特別徴収本不能受取年月日	333	年金保険者通知期限月日
214	公示送達年月日	274	特別徴収本不能年月	334	切替年月
215	公示送達・納期変更区分コード	275	特別徴収変更事由コード	335	現年テーブル番号
216	特徴期別	276	特別徴収変更依頼情報作成年月日	336	現年度
217	支払回数割保険料	277	特別徴収変更開始年月	337	過年度
218	特別徴収義務者コード	278	徴収区分変更年月日	338	過か年度
219	作成年月日	279	普通徴収額合計	339	翌年度
220	基礎年金番号	280	仮徴収対象外事由コード	340	賦課保有年数
221	年金コード	281	本徴収対象外事由コード	341	所得保有年数
222	住所カナ	282	特別徴収停止フラグ	342	賦課更正年数
223	金額1-介護依頼額	283	仮徴収年金連結有無フラグ	343	減額遡及年数
224	金額2	284	本徴収年金連結有無フラグ	344	確定賦課-処理年月日
225	金額3-年金受給額	285	年金受給額	345	納期登録済判定日数
226	共済年金証記号番号	286	個人所得情報登録区分	346	期
227	個人コード	287	現年実績-調査区分	347	月次賦課年月日
228	国保加入履歴番号	288	現年実績-所得区分	348	納期年月日
229	被保険者証発行連番	289	合計所得金額	349	有効年度
230	氏名-カナ	290	年金収入	350	第1段階保険料額
231	発行事由コード	291	社会保険料控除	351	第2段階保険料額
232	交付年月日	292	納税通知書番号	352	第3段階保険料額
233	証区分コード	293	個人所得情報論理削除フラグ	353	第4段階保険料額
234	回収年月日	294	職員コード	354	第5段階保険料額
235	被保険者証回収事由コード	295	関係者区分	355	第6段階保険料額
236	氏名-外字フラグ	296	氏名-漢字	356	第7段階保険料額
237	氏名-アルファベット	297	職務区分	357	第8段階保険料額
238	氏名-漢字併記名	298	開始年月日	358	第9段階保険料額
239	通称名-カナ	299	終了年月日	359	第10段階保険料額
240	続柄-1階層	300	履歴番号	360	第11段階保険料額

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
361	第12段階保険料額	421	居室サービス3-計画適用終了年月日	481	他市被保険者番号
362	第13段階保険料額	422	訪問通所系支給限度額	482	施設履歴区分
363	第14段階保険料額	423	訪問通所系限度額適用開始年月日	483	施設履歴区分-履歴番号
364	第15段階保険料額	424	訪問通所系限度額適用終了年月日	484	施設コード
365	経過措置該当3	425	償還払開始年月日	485	施設入所年月日
366	経過措置該当4	426	償還払終了年月日	486	施設退所年月日
367	経過措置該当5	427	給付率引下開始年月日	487	適用除外-施設入所-照会年月日
368	納付書発行年月日	428	給付率引下終了年月日	488	適用除外-施設退所連絡票-受付年月日
369	名寄せ年度	429	2号差止開始年月日	489	適用除外-他市連絡票-作成年月日-入所
370	処理区分-4月	430	2号差止終了年月日	490	適用除外-他市連絡票-作成年月日-退所
371	厚労省-発番-開始-4月	431	留意事項	491	住所地特例-退所連絡年月日-施設
372	共済-発番-開始-4月	432	指定サービス種類1	492	住所地特例-退所連絡年月日-他市
373	処理区分-6月	433	指定サービス種類2	493	住所地特例-入所連絡年月日-施設
374	厚労省-発番-開始-6月	434	指定サービス種類3	494	住所地特例-入所連絡年月日-他市
375	共済-発番-開始-6月	435	指定サービス種類4	495	住所地特例-変更届提出年月日
376	処理区分-8月	436	指定サービス種類5	496	老齢福祉年金-受給者番号
377	厚労省-発番-開始-8月	437	指定サービス種類6	497	受給開始年月
378	共済-発番-開始-8月	438	指定サービス種類7	498	受給停止年月
379	処理区分-10月	439	指定サービス種類8	499	調査状況コード
380	厚労省-発番-開始-10月	440	指定サービス種類9	500	居所不明管理-登録年月日
381	共済-発番-開始-10月	441	指定サービス種類10	501	住変指導先-都道府県コード
382	処理区分-12月	442	サービス種類指定開始年月日	502	住変指導先-市町村コード
383	厚労省-発番-開始-12月	443	認定等申請中フラグ	503	住変指導先-区コード
384	共済-発番-開始-12月	444	履歴区分	504	住変指導先-字コード
385	処理区分-2月	445	被保険者資格種別	505	住変指導先-室コード
386	厚労省-発番-開始-2月	446	資格取得-処理年月日	506	住変指導先-丁コード
387	共済-発番-開始-2月	447	資格取得-旧措置者フラグ	507	住変指導先-番地
388	住所-区コード	448	資格取得-旧措置者資格フラグ	508	住変指導先-子番地
389	連番	449	資格取得-旧措置非該当年月日	509	住変指導先-室番地
390	住記世帯コード	450	前被保険者番号	510	住変指導先-地番タイプ
391	適用除外フラグ	451	前住民コード	511	住変指導先-住所
392	証交付済フラグ	452	後住民コード	512	住変指導先-住所-外字フラグ
393	DV該当フラグ	453	住民コード変更区分	513	住変指導先-方書
394	本市住特フラグ	454	適用除外-該当年月日	514	住変指導先-方書-外字フラグ
395	処理済フラグ	455	適用除外-非該当年月日	515	住変指導先-郵便番号
396	要介護状態区分	456	住所地特例-該当年月日	516	居所不明年月日
397	被保険者証非表示フラグ	457	住所地特例-非該当年月日	517	解除年月日
398	認定年月日	458	資格喪失-処理年月日	518	判明現住所-都道府県コード
399	認定有効期間開始期年月日	459	住所地特例区分	519	判明現住所-市町村コード
400	認定有効期間終期年月日	460	住所地特例-適用届提出年月日	520	判明現住所-区コード
401	居室サービス1-計画作成区分	461	住所地特例-該当処理年月日	521	判明現住所-字コード
402	居室サービス1-介護支援事業者コード	462	住所地特例-終了届提出年月日	522	判明現住所-条コード
403	居室サービス1-介護支援事業者区分	463	住所地特例-非該当処理年月日	523	判明現住所-丁コード
404	居室サービス1-介護支援事業者種別	464	証区分	524	判明現住所-番地
405	居室サービス1-計画届出年月日	465	証連番	525	判明現住所-子番地
406	居室サービス1-計画適用開始年月日	466	証交付事由コード	526	判明現住所-室番地
407	居室サービス1-計画適用終了年月日	467	証回収年月日	527	判明現住所-地番タイプ
408	居室サービス2-計画作成区分	468	証回収事由コード	528	判明現住所-住所
409	居室サービス2-介護支援事業者コード	469	滞納フラグ	529	判明現住所-住所-外字フラグ
410	居室サービス2-介護支援事業者区分	470	顛末フラグ	530	判明現住所-方書
411	居室サービス2-介護支援事業者種別	471	納付書区分	531	判明現住所-方書-外字フラグ
412	居室サービス2-計画届出年月日	472	滞納地区コード	532	判明現住所-郵便番号
413	居室サービス2-計画適用開始年月日	473	電話番号見出し5	533	現地調査年月日
414	居室サービス2-計画適用終了年月日	474	電話番号5	534	シーケンス番号
415	居室サービス3-計画作成区分	475	適用除外区分	535	資格異動事由コード
416	居室サービス3-介護支援事業者コード	476	適用除外-該当処理年月日	536	異動区分
417	居室サービス3-介護支援事業者区分	477	適用除外-非該当処理年月日	537	届出処理区分
418	居室サービス3-介護支援事業者種別	478	適用除外-事由コード	538	旧措置者フラグ
419	居室サービス3-計画届出年月日	479	保険者名	539	旧措置者資格フラグ
420	居室サービス3-計画適用開始年月日	480	保険者番号	540	旧措置者-非該当年月日

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
541	資格取得処理年月日	601	変更前-地番コード	661	所得調査済みフラグ
542	資格喪失処理年月日	602	変更後-地番コード	662	異動ロケ区分
543	他市町村保険者-措置者名	603	変更前-市民年月日-元号コード	663	世帯変更フラグ
544	生活保護-受給フラグ	604	変更後-市民年月日-元号コード	664	世帯変更年月日
545	生活保護-開始年月日	605	変更前-市民年月日	665	住記反映フラグ
546	生活保護-廃止年月日	606	変更後-市民年月日	666	住登外同一人指示フラグ
547	生活保護-廃止事由コード	607	変更前-住定年月日-元号コード	667	給付期日年月日
548	生活保護-区コード	608	変更後-住定年月日-元号コード	668	異動者-住民コード
549	生活保護-市町村	609	変更前-住定年月日	669	異動者-被保険者番号
550	生活保護-変更区分	610	変更後-住定年月日	670	届出番号
551	老齢福祉年金-受給フラグ	611	変更前-死亡年月日-元号コード	671	同日異動連番
552	老齢福祉年金-開始年月	612	変更後-死亡年月日-元号コード	672	処理コード
553	老齢福祉年金-終了年月	613	変更前-死亡年月日	673	入力取消対象-届出番号
554	老齢福祉年金-変更区分	614	変更後-死亡年月日	674	入力取消対象-処理コード
555	公費医療-受給フラグ	615	変更前-転出予定-確定年月日	675	前住所-都道府県コード
556	公費医療-受給開始年月日	616	変更後-転出予定-確定年月日	676	前住所-市町村コード
557	公費医療-受給終了年月日	617	変更前-国名コード	677	前住所-区コード
558	労災等-受給フラグ	618	変更後-国名コード	678	前住所-住所
559	労災等-受給開始年月日	619	変更前-在留資格	679	前住所-住所外字フラグ
560	労災等-受給終了年月日	620	変更後-在留資格	680	前住所-方書
561	老人保健-受給者番号	621	変更前-在留期限年月日	681	前住所-方書外字フラグ
562	不現住-現地調査年月日	622	変更後-在留期限年月日	682	前住所-国内外フラグ
563	不現住-現地調査内容	623	変更前-漢字通称名	683	前住所-市内外区分
564	不現住年月日	624	変更後-漢字通称名	684	前住所-国コード
565	不現住認定年月日	625	変更前-カナ通称名	685	転出予定地-都道府県コード
566	不現住変更区分	626	変更後-カナ通称名	686	転出予定地-市町村コード
567	住所区分	627	変更前-併記名漢字	687	転出予定地-国コード
568	異動年月日	628	変更後-併記名漢字	688	転出予定地-国名称
569	変更前-資格区コード	629	変更前-氏名アルファベット	689	転出予定地
570	変更後-資格区コード	630	変更後-氏名アルファベット	690	転出予定地-外字フラグ
571	変更前-氏名-漢字	631	変更前-住所地特例-該当年月日	691	転出予定地-方書
572	変更後-氏名-漢字	632	変更後-住所地特例-該当年月日	692	転出予定地-方書-外字フラグ
573	変更前-氏名-カナ	633	変更前-住所地特例-適用届出年月日	693	転出予定地-国内外フラグ
574	変更後-氏名-カナ	634	変更後-住所地特例-適用届出年月日	694	転出確定地-市内外区分
575	変更前-外字フラグ	635	変更前-住所地特例-非該当年月日	695	転出確定地-市外-都道府県コード
576	変更後-外字フラグ	636	変更後-住所地特例-非該当年月日	696	転出確定地-市外-市町村コード
577	変更前-オーバーフラグ	637	変更前-住所地特例-終了届出年月日	697	転出確定地-市内-区コード
578	変更後-オーバーフラグ	638	変更後-住所地特例-終了届出年月日	698	転出確定地
579	変更前-生年月日-元号コード	639	変更前-施設コード	699	転出確定地-外字フラグ
580	変更後-生年月日-元号コード	640	変更後-施設コード	700	転出確定地-方書
581	変更前-生年月日	641	変更前-適用除外施設フラグ	701	転出確定地-方書-外字フラグ
582	変更後-生年月日	642	変更後-適用除外施設フラグ	702	住記取込処理警告フラグ
583	変更前-性別コード	643	変更前-福祉措置フラグ	703	行政欄コード
584	変更後-性別コード	644	変更後-福祉措置フラグ	704	宛名異動事由コード
585	変更前-住記続柄1	645	変更前-施設入所年月日	705	次年度賦課区コード
586	変更後-住記続柄1	646	変更後-施設入所年月日	706	資格取得-資格得喪フラグ
587	変更前-住記続柄2	647	変更前-施設退所年月日	707	資格取得-資格取得年月日
588	変更後-住記続柄2	648	変更後-施設退所年月日	708	資格取得-資格取得事由コード
589	変更前-住記続柄3	649	変更前-世帯コード	709	資格取得-被保険者資格種別
590	変更後-住記続柄3	650	変更後-世帯コード	710	資格取得-性別裏面参照表示区分
591	変更前-住所種類	651	処理区コード	711	資格取得-点字対象区分
592	変更後-住所種類	652	自宅電話番号	712	資格取得-旧被保険者番号
593	変更前-住所-漢字	653	介護続柄1	713	資格取得-新被保険者番号
594	変更後-住所-漢字	654	介護続柄2	714	資格喪失-資格喪失年月日
595	変更前-方書-漢字	655	介護続柄3	715	資格喪失-資格喪失事由コード
596	変更後-方書-漢字	656	世帯区分	716	受給資格証明書-交付年月日
597	変更前-郵便番号	657	世帯指定フラグ	717	証回收案内はがき-発行年月日
598	変更後-郵便番号	658	出力帳票区分	718	証回收催告状-発行年月日
599	変更前-市内住所コード	659	賦課更正年度	719	証未交付フラグ
600	変更後-市内住所コード	660	賦課更正フラグ	720	老齢福祉年金-停止年月

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
721	世帯等-変更年月日	781	控除情報-扶養控除	841	特定扶養数
722	世帯等-変更届出年月日	782	控除情報-基礎控除	842	同居老人扶養数
723	特別徴収-基礎年金番号	783	控除情報-控除合計額	843	その他扶養数
724	被保険者フラグ	784	一時所得2分の1前	844	年少扶養数
725	同一人指示終了履歴番号	785	総合長期譲渡2分の1前	845	同居特障数
726	返戻物連番	786	総合短期譲渡-特別控除前	846	特別障害数
727	返戻年月日	787	総合長期譲渡-特別控除前	847	普通障害数
728	返戻郵便物種類	788	税情報-市区町村民税-減免前-所得割	848	本人障害者区分
729	統一コード	789	税情報-市区町村民税-減免前-均等割	849	本人寡婦夫区分
730	指定番号	790	税情報-市区町村民税-減免後-所得割	850	本人勤労学生区分
731	現年実績-内部資料区分	791	税情報-市区町村民税-減免後-均等割	851	本人専従者区分
732	現年実績-徴収区分	792	税情報-異動年月日	852	専従青白区分
733	現年実績-非課税等コード	793	更新回数	853	配専区分
734	現年実績-調査状況コード1	794	賦課更正対象フラグ	854	他専人数
735	現年実績-調査状況コード2	795	所得確定フラグ	855	老人扶養数
736	現年実績-調査状況コード3	796	所得段階1	856	年金特徴対象区分
737	現年実績-課非区分	797	算定基礎事由コード1	857	調査状況コード1
738	現年実績-状況区分	798	月数1	858	調査状況コード2
739	扶養構成欄-配偶	799	算定基礎期間-開始年月日1	859	調査状況コード3
740	扶養構成欄-扶養親族数	800	算定基礎期間-終了年月日1	860	生活保護該当区分
741	扶養構成欄-特定扶養	801	所得段階2	861	課税注意者区分
742	扶養構成欄-年少	802	算定基礎事由コード2	862	配偶者統一区分
743	扶養構成欄-同老	803	月数2	863	扶養者統一区分
744	扶養構成欄-老扶	804	算定基礎期間-開始年月日2	864	事務所事業所家屋敷対象区分
745	扶養構成欄-一般	805	算定基礎期間-終了年月日2	865	給与所得-算出値
746	扶養構成欄-同特	806	所得段階3	866	不動産所得
747	扶養構成欄-特障	807	算定基礎事由コード3	867	営業等所得
748	扶養構成欄-普障	808	月数3	868	利子所得
749	給与収入	809	算定基礎期間-開始年月日3	869	農業所得
750	給与所得	810	算定基礎期間-終了年月日3	870	特例肉用牛所得
751	不動産	811	オーバーフローフラグ	871	免税所得
752	営業等	812	保険料-年額	872	株式配当所得
753	利子	813	被保険者所得額	873	外貨証券配当所得
754	農業	814	被保険者年金収入額	874	証券投信配当所得
755	配当	815	本人-住民税課非区分	875	少額配当所得
756	年金所得	816	世帯-住民税課非区分	876	その他配当所得
757	雑所得-年金除	817	市税事務所マスタID	877	年金所得-算出値
758	総合短期譲渡	818	地方公共団体コード	878	その他雑所得-算出値
759	総合長期譲渡	819	団体名	879	総合短期譲渡所得-控除後
760	一時	820	ふりがな	880	総合長期譲渡所得-控除後
761	退職	821	ふりがな小書き	881	一時所得-控除後
762	山林	822	電話番号	882	退職所得-住民税
763	土地等の事業・雑	823	レコード区分	883	山林所得-控除後
764	分離短期譲渡-特別控除前	824	所得種別	884	土地等事業
765	分離長期譲渡-特別控除前	825	調査区分	885	土地等雑
766	分離長期居住-特別控除前	826	居住区分	886	分離短期譲渡所得一般分-特別控除前
767	上場株式等配当	827	課税区分	887	分離短期軽減-控除前
768	上場株式等譲渡	828	所得割非課税事由コード	888	分離長期一般特控前
769	未公開株式等譲渡	829	均等割非課税事由コード	889	分離長期特定特控前
770	先物取引	830	減免事由コード	890	分離長期軽減特控前
771	控除情報-特定支出控除	831	課税保留区分	891	分離長期居住-控除後
772	控除情報-雑損控除	832	異動コード	892	上場株式等譲渡所得
773	控除情報-医療費控除	833	異動事由コード	893	未公開株式等譲渡所得
774	控除情報-社会保険料控除	834	特徴異動区分	894	先物取引に係わる雑所得等
775	控除情報-小規模共済控除	835	資料区分	895	合計所得金額-住民税
776	控除情報-生命保険料控除	836	内部資料区分	896	特定支出額
777	控除情報-地震保険料控除	837	特徴個人番号	897	特定支出控除額
778	控除情報-寡婦・寡夫控除	838	非課税区分	898	雑損控除-住民税
779	控除情報-勤労学生・障害者控除	839	青白区分	899	医療費控除-住民税
780	控除情報-配偶者-特別控除	840	控配区分	900	社会保険料控除-住民税

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
901	小規模共済控除-住民税	961	普徴賦課額履歴-納期変更年月日4	1021	算定情報-前年度保険料率
902	生命保険料控除-住民税	962	普徴賦課額履歴-納期単位賦課額5	1022	算定情報-今年度特徴回数
903	地震保険料控除-住民税	963	普徴賦課額履歴-納期年月日5	1023	算定情報-算定基礎所得段階
904	寡婦夫控除-住民税	964	普徴賦課額履歴-納期変更有無区分5	1024	算定情報-激変緩和フラグ
905	寡婦特別控除-住民税	965	普徴賦課額履歴-納期変更年月日5	1025	仮賦課額情報-仮賦課額合計
906	勤労学生控除-住民税	966	普徴賦課額履歴-納期単位賦課額6	1026	仮賦課額情報-仮賦課額1
907	本人障害者控除-住民税	967	普徴賦課額履歴-納期年月日6	1027	仮賦課額情報-仮賦課額2
908	同居障害控除-住民税	968	普徴賦課額履歴-納期変更有無区分6	1028	仮賦課額情報-仮賦課額3
909	特別障害控除-住民税	969	普徴賦課額履歴-納期変更年月日6	1029	年金種類
910	普通障害控除-住民税	970	普徴賦課額履歴-納期単位賦課額7	1030	年金保険者名
911	配偶者控除-住民税	971	普徴賦課額履歴-納期年月日7	1031	仮賦課-随時処理年月日
912	配偶者特別控除-住民税	972	普徴賦課額履歴-納期変更有無区分7	1032	年金保険者MT内容-府県コード
913	同居老人扶養控除-住民税	973	普徴賦課額履歴-納期変更年月日7	1033	年金保険者MT内容-市町村コード
914	老人扶養控除-住民税	974	普徴賦課額履歴-納期単位賦課額8	1034	年金保険者MT内容-特別徴収義務者コード
915	特定扶養控除-住民税	975	普徴賦課額履歴-納期年月日8	1035	住所-カナ
916	その他扶養控除-住民税	976	普徴賦課額履歴-納期変更有無区分8	1036	住所-漢字
917	基礎控除-住民税	977	普徴賦課額履歴-納期変更年月日8	1037	金額1
918	所得控除合計-住民税	978	普徴賦課額履歴-納期単位賦課額9	1038	金額3
919	総合短期譲渡所得-控除前	979	普徴賦課額履歴-納期年月日9	1039	賦課-生年月日
920	総合長期譲渡所得-控除前	980	普徴賦課額履歴-納期変更有無区分9	1040	賦課-変換カナ氏名
921	市減免前所得割	981	普徴賦課額履歴-納期変更年月日9	1041	年金保険者区分
922	市減免前均等割	982	普徴賦課額履歴-納期単位賦課額10	1042	継続区分
923	市減免後所得割	983	普徴賦課額履歴-納期年月日10	1043	前年分-基礎年金番号
924	市減免後均等割	984	普徴賦課額履歴-納期変更有無区分10	1044	帳票種類
925	統一コード重複フラグ	985	普徴賦課額履歴-納期変更年月日10	1045	通知内容
926	統一コード最新フラグ	986	普徴賦課額履歴-納期単位賦課額11	1046	共済情報-年金証書記号番号
927	異動後情報-賦課区コード	987	普徴賦課額履歴-納期年月日11	1047	共済情報-介護保険被保険者番号
928	異動後情報-賦課更正年月日	988	普徴賦課額履歴-納期変更有無区分11	1048	削除レコードフラグ
929	異動後情報-賦課更正事由コード	989	普徴賦課額履歴-納期変更年月日11	1049	区分
930	異動後情報-賦課異動回数	990	普徴賦課額履歴-納期単位賦課額12	1050	捕捉月
931	異動後情報-徴収方法	991	普徴賦課額履歴-納期年月日12	1051	特徴開始月
932	不現住情報-不現住賦課額	992	普徴賦課額履歴-納期変更有無区分12	1052	被保険者本人区分
933	特別徴収情報-特別徴収額合計	993	普徴賦課額履歴-納期変更年月日12	1053	世帯員削除フラグ
934	特別徴収情報-支払回数割保険料額1	994	過年度賦課額情報-過年度賦課額合計	1054	税統一コード
935	特別徴収情報-支払回数割保険料額2	995	過年度賦課額情報-過々年度年度賦課額合計	1055	氏名オーバーフラグ
936	特別徴収情報-支払回数割保険料額3	996	減免情報-減免区分	1056	現住所
937	特別徴収情報-支払回数割保険料額4	997	減免情報-減免事由・取消事由コード	1057	漢字方書
938	特別徴収情報-支払回数割保険料額5	998	減免情報-減免申請年月日	1058	他市町村役所郵便番号
939	特別徴収情報-支払回数割保険料額6	999	減免情報-減免決定年月日	1059	他市町村役所住所
940	特徴停止情報-特別徴収停止事由コード	1000	減免情報-減免額-年額	1060	他市町村役所宛名
941	特徴停止情報-特別徴収停止年月	1001	合計所得フラグ	1061	他市町村役所種別
942	特徴変更情報-特別徴収変更事由コード	1002	市外居住者フラグ	1062	市区町村コード
943	徴収区分変更有無情報-徴収区分変更年月日	1003	国保専従者フラグ	1063	転入前住所
944	徴収区分変更有無情報-徴収区分変更前徴収方法	1004	国保削除フラグ	1064	転入年月日
945	普徴賦課額履歴-普通徴収合計額	1005	税削除フラグ	1065	他市町村税額照会作成年月日
946	普徴賦課額履歴-納期単位賦課額1	1006	住民フラグ	1066	帳票出力済フラグ
947	普徴賦課額履歴-納期年月日1	1007	統一コードフラグ	1067	調定件数
948	普徴賦課額履歴-納期変更有無区分1	1008	課税保留フラグ	1068	調定額
949	普徴賦課額履歴-納期変更年月日1	1009	減額遡及フラグ	1069	通知書番号
950	普徴賦課額履歴-納期単位賦課額2	1010	変更前-調査区分	1070	発行区分
951	普徴賦課額履歴-納期年月日2	1011	変更前-課非区分	1071	出力区分
952	普徴賦課額履歴-納期変更有無区分2	1012	変更前-合計所得金額	1072	発行年月日
953	普徴賦課額履歴-納期変更年月日2	1013	変更前-年金収入	1073	帳票種別コード
954	普徴賦課額履歴-納期単位賦課額3	1014	変更前-市民税所得割合計	1074	納入通知書種類
955	普徴賦課額履歴-納期年月日3	1015	変更前-市民税均等割合計	1075	納付区分
956	普徴賦課額履歴-納期変更有無区分3	1016	変更前-資料区分	1076	府県コード
957	普徴賦課額履歴-納期変更年月日3	1017	変更前-状況等コード	1077	特別徴収-義務者コード
958	普徴賦課額履歴-納期単位賦課額4	1018	捕捉年月	1078	賦課-生年月日-元号コード
959	普徴賦課額履歴-納期年月日4	1019	特徴開始年月	1079	特徴開始ソート区分
960	普徴賦課額履歴-納期変更有無区分4	1020	算定情報-前年度所得段階	1080	処理月

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
1081	支払回数割保険料額1	1141	本徴収有無	1201	納期単位賦課額9
1082	支払回数割保険料額2	1142	住所地特例-通知状態	1202	納期年月日9
1083	支払回数割保険料額3	1143	住所地特例通知年月日	1203	納期変更有無区分9
1084	支払回数割保険料額4	1144	随時フラグ	1204	納期変更年月日9
1085	支払回数割保険料額5	1145	名寄せ近似レベル	1205	公示送達年月日9
1086	支払回数割保険料額6	1146	重複有無	1206	納期単位賦課額10
1087	特別徴収-依頼情報-作成年月日	1147	処理番号	1207	納期年月日10
1088	特別徴収-通知書-作成年月日	1148	介護処理区分	1208	納期変更有無区分10
1089	特別徴収-停止事由コード	1149	通知内容コード	1209	納期変更年月日10
1090	特別徴収-停止通知書-作成年月日	1150	特別徴収-制度コード	1210	公示送達年月日10
1091	特別徴収-停止依頼情報-作成年月日	1151	各種区分	1211	納期単位賦課額11
1092	特別徴収-停止年月	1152	処理結果	1212	納期年月日11
1093	特徴不能-受取年月日1	1153	後期移管コード	1213	納期変更有無区分11
1094	特徴不能-受取年月日2	1154	各種年月日	1214	納期変更年月日11
1095	特徴不能-受取年月日3	1155	共済年金証書記号番号	1215	公示送達年月日11
1096	特徴不能-受取年月日4	1156	連番-サブ毎	1216	納期単位賦課額12
1097	特徴不能-受取年月日5	1157	連番-介護	1217	納期年月日12
1098	特徴不能-受取年月日6	1158	介護個人番号	1218	納期変更有無区分12
1099	特徴不能-処理年月日1	1159	サブ基幹番号	1219	納期変更年月日12
1100	特徴不能-処理年月日2	1160	普通徴収合計額	1220	公示送達年月日12
1101	特徴不能-処理年月日3	1161	納期単位賦課額1	1221	納付書作成年月日
1102	特徴不能-処理年月日4	1162	納期年月日1	1222	普通徴収開始年月日
1103	特徴不能-処理年月日5	1163	納期変更有無区分1	1223	異動前後区分
1104	特徴不能-処理年月日6	1164	納期変更年月日1	1224	賦課更正事由コード
1105	特徴不能-事由コード1	1165	公示送達年月日1	1225	初回手計算事由コード
1106	特徴不能-事由コード2	1166	納期単位賦課額2	1226	算定基礎-所得確定フラグ
1107	特徴不能-事由コード3	1167	納期年月日2	1227	算定基礎-所得段階1
1108	特徴不能-事由コード4	1168	納期変更有無区分2	1228	算定基礎-算定基礎事由コード1
1109	特徴不能-事由コード5	1169	納期変更年月日2	1229	算定基礎-月数1
1110	特徴不能-事由コード6	1170	公示送達年月日2	1230	算定基礎-算定基礎期間-開始年月日1
1111	特別徴収-変更事由コード	1171	納期単位賦課額3	1231	算定基礎-算定基礎期間-終了年月日1
1112	特別徴収-変更通知書-作成年月日	1172	納期年月日3	1232	算定基礎-所得段階2
1113	特別徴収-変更依頼情報-作成年月日	1173	納期変更有無区分3	1233	算定基礎-算定基礎事由コード2
1114	特別徴収-変更開始年月	1174	納期変更年月日3	1234	算定基礎-月数2
1115	特別徴収依頼結果	1175	公示送達年月日3	1235	算定基礎-算定基礎期間-開始年月日2
1116	初回賦課期日年月日	1176	納期単位賦課額4	1236	算定基礎-算定基礎期間-終了年月日2
1117	賦課異動回数	1177	納期年月日4	1237	算定基礎-所得段階3
1118	賦課更正年月日	1178	納期変更有無区分4	1238	算定基礎-算定基礎事由コード3
1119	賦課更正事由コード1	1179	納期変更年月日4	1239	算定基礎-月数3
1120	賦課更正事由コード2	1180	公示送達年月日4	1240	算定基礎-算定基礎期間-開始年月日3
1121	賦課更正事由コード3	1181	納期単位賦課額5	1241	算定基礎-算定基礎期間-終了年月日3
1122	賦課更正事由コード4	1182	納期年月日5	1242	算定基礎-オーバーフローフラグ
1123	賦課更正事由コード5	1183	納期変更有無区分5	1243	算定基礎-徴収方法区分
1124	法定納期限チェックフラグ	1184	納期変更年月日5	1244	算定基礎-保険料-年額
1125	変更前-特別徴収額合計	1185	公示送達年月日5	1245	算定基礎-被保険者所得額
1126	変更後-特別徴収額合計	1186	納期単位賦課額6	1246	算定基礎-本人-住民税課非区分
1127	変更前-支払回数割保険料額1	1187	納期年月日6	1247	算定基礎-世帯-住民税課非区分
1128	変更後-支払回数割保険料額1	1188	納期変更有無区分6	1248	生活保護-受給有無
1129	変更前-支払回数割保険料額2	1189	納期変更年月日6	1249	生活保護種類1
1130	変更後-支払回数割保険料額2	1190	公示送達年月日6	1250	生活保護種類2
1131	変更前-支払回数割保険料額3	1191	納期単位賦課額7	1251	生活保護種類3
1132	変更後-支払回数割保険料額3	1192	納期年月日7	1252	生活保護種類4
1133	変更前-支払回数割保険料額4	1193	納期変更有無区分7	1253	生活保護種類5
1134	変更後-支払回数割保険料額4	1194	納期変更年月日7	1254	老齢福祉年金-受給有無
1135	変更前-支払回数割保険料額5	1195	公示送達年月日7	1255	老齢福祉年金-開始年月1
1136	変更後-支払回数割保険料額5	1196	納期単位賦課額8	1256	老齢福祉年金-終了年月1
1137	変更前-支払回数割保険料額6	1197	納期年月日8	1257	老齢福祉年金-開始年月2
1138	変更後-支払回数割保険料額6	1198	納期変更有無区分8	1258	老齢福祉年金-終了年月2
1139	特徴依頼区分	1199	納期変更年月日8	1259	老齢福祉年金-開始年月3
1140	特別徴収-停止開始年月	1200	公示送達年月日8	1260	老齢福祉年金-終了年月3

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
1261	不現住賦課額	1321	普通徴収-納期変更有無区分12	1381	内容
1262	徴収区分-変更年月日	1322	普通徴収-納期変更年月日12	1382	エラー発生区分
1263	徴収区分-変更前徴収方法	1323	普通徴収-公示送達年月日12	1383	訪問調査履歴番号
1264	普通徴収-納期単位賦課額1	1324	普通徴収-納付書作成年月日	1384	前回認定審査会結果
1265	普通徴収-納期年月日1	1325	普通徴収-開始年月日	1385	前回介護保険認定結果
1266	普通徴収-納期変更有無区分1	1326	過年度賦課額合計	1386	訪問介護回数
1267	普通徴収-納期変更年月日1	1327	過々年度年度賦課額合計	1387	訪問入浴回数
1268	普通徴収-公示送達年月日1	1328	減免情報-減免区分	1388	訪問看護回数
1269	普通徴収-納期単位賦課額2	1329	減免情報-減免事由-取消事由コード	1389	訪問リハビリ回数
1270	普通徴収-納期年月日2	1330	減免情報-減免申請年月日	1390	通所介護回数
1271	普通徴収-納期変更有無区分2	1331	減免情報-減免決定年月日	1391	通所リハビリ回数
1272	普通徴収-納期変更年月日2	1332	減免情報-減免額-年額	1392	用具貸与回数
1273	普通徴収-公示送達年月日2	1333	減免情報-手計算フラグ	1393	短期生活介護回数
1274	普通徴収-納期単位賦課額3	1334	減免情報-減免決定通知書発行年月日	1394	短期療養介護回数
1275	普通徴収-納期年月日3	1335	減免情報-減免分納付書発行年月日	1395	用具購入回数
1276	普通徴収-納期変更有無区分3	1336	境界層該当年月日1	1396	住宅改修回数
1277	普通徴収-納期変更年月日3	1337	境界層該当後所得段階1	1397	痴呆対応型共同生活介護回数
1278	普通徴収-公示送達年月日3	1338	境界層該当年月日2	1398	特定施設入所者生活介護回数
1279	普通徴収-納期単位賦課額4	1339	境界層該当後所得段階2	1399	居宅療養管理指導回数
1280	普通徴収-納期年月日4	1340	境界層該当年月日3	1400	障害老人自立度コード
1281	普通徴収-納期変更有無区分4	1341	境界層該当後所得段階3	1401	痴呆老人自立度コード
1282	普通徴収-納期変更年月日4	1342	異動理由コード	1402	視力コード
1283	普通徴収-公示送達年月日4	1343	他市町村税額照会年月日	1403	聴力コード
1284	普通徴収-納期単位賦課額5	1344	減免区分	1404	じょそうコード
1285	普通徴収-納期年月日5	1345	減免申請年月日	1405	皮膚疾患コード
1286	普通徴収-納期変更有無区分5	1346	減免決定年月日	1406	片手胸元持ち上げコード
1287	普通徴収-納期変更年月日5	1347	減免額	1407	嚙下コード
1288	普通徴収-公示送達年月日5	1348	徴収方法区分	1408	寝返りコード
1289	普通徴収-納期単位賦課額6	1349	減免-取消事由コード	1409	起き上がりコード
1290	普通徴収-納期年月日6	1350	減免額-年額	1410	両足つき座位保持コード
1291	普通徴収-納期変更有無区分6	1351	減免決定通知書発行年月日	1411	足つきなし座位保持コード
1292	普通徴収-納期変更年月日6	1352	減免分納付書発行年月日	1412	立ち上がりコード
1293	普通徴収-公示送達年月日6	1353	手計算フラグ	1413	両足立位保持コード
1294	普通徴収-納期単位賦課額7	1354	賦課履歴-履歴番号	1414	片足立位保持コード
1295	普通徴収-納期年月日7	1355	賦課期日構成員-履歴番号	1415	歩行コード
1296	普通徴収-納期変更有無区分7	1356	個人所得-履歴番号	1416	移乗コード
1297	普通徴収-納期変更年月日7	1357	受付番号	1417	尿意コード
1298	普通徴収-公示送達年月日7	1358	意見書等履歴番号	1418	便意コード
1299	普通徴収-納期単位賦課額8	1359	受理連番	1419	排尿後始末コード
1300	普通徴収-納期年月日8	1360	医師区分	1420	排便後始末コード
1301	普通徴収-納期変更有無区分8	1361	医療機関コード	1421	浴槽出入りコード
1302	普通徴収-納期変更年月日8	1362	医師名称-カナ	1422	洗身コード
1303	普通徴収-公示送達年月日8	1363	医師名称-漢字	1423	口腔清潔コード
1304	普通徴収-納期単位賦課額9	1364	作成依頼年月日	1424	洗顔コード
1305	普通徴収-納期年月日9	1365	受理年月日	1425	整髪コード
1306	普通徴収-納期変更有無区分9	1366	未提出事由コード	1426	つめ切りコード
1307	普通徴収-納期変更年月日9	1367	未提出事由-確認年月日	1427	食事摂取コード
1308	普通徴収-公示送達年月日9	1368	意見書回答期限-年月日	1428	ボタンかけはずしコード
1309	普通徴収-納期単位賦課額10	1369	診断受診場所	1429	上衣着脱コード
1310	普通徴収-納期年月日10	1370	診断実施年月日	1430	ズボン等着脱コード
1311	普通徴収-納期変更有無区分10	1371	意見書等結果区分	1431	靴下着脱コード
1312	普通徴収-納期変更年月日10	1372	作成費支払有無	1432	居室掃除コード
1313	普通徴収-公示送達年月日10	1373	作成費集計済フラグ	1433	薬内服コード
1314	普通徴収-納期単位賦課額11	1374	医療機関-施設区分	1434	金銭管理コード
1315	普通徴収-納期年月日11	1375	業者-施設コード-医師用	1435	意志伝達コード
1316	普通徴収-納期変更有無区分11	1376	業者-施設区分-医師用	1436	指示への反応コード
1317	普通徴収-納期変更年月日11	1377	業者-施設種別-医師用	1437	日課理解コード
1318	普通徴収-公示送達年月日11	1378	医師情報提供同意フラグ	1438	年齢回答コード
1319	普通徴収-納期単位賦課額12	1379	意見書作成料区分	1439	短期記憶コード
1320	普通徴収-納期年月日12	1380	エラー発生日時	1440	名前回答コード

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
1441	季節理解コード	1501	介護予防訪問看護	1561	自立度パターン-介2
1442	場所理解コード	1502	介護予防訪問リハビリテーション	1562	自立度パターン-介3
1443	物忘れコード	1503	介護予防居宅療養管理指導	1563	自立度パターン-介4
1444	周囲への関心コード	1504	介護予防通所リハビリテーション	1564	自立度パターン-介5
1445	被害的コード	1505	介護予防短期入所療養介護	1565	重度-軽度-指標
1446	錯話コード	1506	介護予防特定施設入所者生活介護	1566	認知症高齢者の日常生活自立度
1447	感情不安定コード	1507	介護予防福祉用具貸与	1567	認知症高齢者の日常生活自立度の蓋然性評価コード
1448	昼夜逆転コード	1508	特定介護予防福祉用具販売	1568	認知症高齢者の日常生活自立度の蓋然性評価率
1449	大声コード	1509	介護予防認知症対応型通所介護	1569	介護予防訪問介護-ホームヘルプサービス
1450	抵抗コード	1510	介護予防小規模多機能型居宅介護	1570	介護予防通所介護-デイサービス
1451	徘徊コード	1511	日中の生活	1571	介護予防短期入所生活介護-ショートステイ
1452	落ち着きなしコード	1512	外出頻度	1572	住宅改修-予防給付
1453	帰還不能コード	1513	自分勝手行動コード	1573	介護予防認知症対応型共同生活介護-グループホーム
1454	要監視コード	1514	話のまとめコード	1574	環境-参加状況等変化
1455	収集癖コード	1515	集団参加コード	1575	独り言-独り笑いコード
1456	火の不始末コード	1516	買い物コード	1576	一次判定結果コード-基準時間の積み足し後
1457	破壊行為コード	1517	簡単な調理コード	1577	要介護認定基準時間-積み足し時間
1458	不潔行為コード	1518	一次判定09警告コード	1578	状態安定性コード
1459	異食行動コード	1519	廃用程度給付区分	1579	定期巡回-随時対応訪問介護
1460	迷惑行動コード	1520	複合型サービス	1580	給付制限フラグ
1461	点滴管理コード	1521	現在状況コード	1581	地区区コード
1462	中心静脈栄養コード	1522	麻痺-左上肢コード	1582	地区コード
1463	透析コード	1523	麻痺-右上肢コード	1583	同意フラグ
1464	ストーマ処置コード	1524	麻痺-左下肢コード	1584	同意年月日
1465	酸素療法コード	1525	麻痺-右下肢コード	1585	同意解除年月日
1466	レスピレータコード	1526	麻痺-その他コード	1586	移管先区コード
1467	気管切開コード	1527	拘縮-肩関節コード	1587	新予防給付経過措置フラグ
1468	疼痛看護コード	1528	拘縮-肘関節コード	1588	新予防給付経過措置-非該当年月日
1469	経管栄養コード	1529	拘縮-股関節コード	1589	異動番号
1470	モニタ測定コード	1530	拘縮-膝関節コード	1590	認定有効期間-開始年月日
1471	じょくそう処置コード	1531	拘縮-足関節コード	1591	認定有効期間-終了年月日
1472	カテーテルコード	1532	拘縮-その他コード	1592	事業者番号
1473	一次判定結果コード	1533	幻視-幻聴コード	1593	事業者区分
1474	一次判定警告コード	1534	暴言-暴行コード	1594	支援事業者種別
1475	要介護認定基準時間	1535	同じ話-不快音コード	1595	計画作成届出年月日
1476	審査会修正フラグ	1536	機能訓練-間接生活介助	1596	計画作成届出年月日
1477	一次判定状況区分	1537	中間評価項目得点-第1群	1597	支給限度額-訪問通所系
1478	認定ソフト用フラグ	1538	中間評価項目得点-第2群	1598	基準該当分-訪問通所系
1479	意見書短期記憶	1539	中間評価項目得点-第3群	1599	支給限度額-短期入所系
1480	意見書認知能力	1540	中間評価項目得点-第4群	1600	支払変更-開始年月日
1481	意見書伝達能力	1541	中間評価項目得点-第5群	1601	支払変更-終了年月日
1482	意見書食事	1542	中間評価項目得点-第6群	1602	新規受給者フラグ
1483	一次判定02警告コード	1543	中間評価項目得点-第7群	1603	指定サービス種類
1484	痴呆高齢コード	1544	前回-認定有効期間-開始年月日	1604	給付制限決定受付番号
1485	移動コード	1545	前回-認定有効期間-終了年月日	1605	申請年月日
1486	飲水コード	1546	前回-受付番号	1606	居宅サービス計画作成区分1
1487	排尿コード	1547	前回-最大訪問履歴番号	1607	介護支援事業者コード1
1488	排便コード	1548	前回-認定ソフト用フラグ	1608	介護支援事業者区分1
1489	電話利用コード	1549	基準時間-03	1609	介護支援事業者種別1
1490	意思決定コード	1550	基準時間-食事	1610	居宅サービス計画作成年月日1
1491	申請代行区分	1551	基準時間-排泄	1611	居宅サービス計画適用開始年月1
1492	新要介護認定適用区分	1552	基準時間-移動	1612	居宅サービス計画適用終了年月日1
1493	推定される給付区分	1553	基準時間-清潔保持	1613	居宅サービス計画作成区分2
1494	現在のサービス区分	1554	基準時間-間接ケア	1614	介護支援事業者コード2
1495	夜間対応型訪問介護	1555	基準時間-問題行動	1615	介護支援事業者区分2
1496	認知症対応型通所介護	1556	基準時間-機能訓練	1616	介護支援事業者種別2
1497	小規模多機能型居宅介護	1557	基準時間-医療関連	1617	居宅サービス計画届出年月日2
1498	地域密着型特定施設入居者生活介護	1558	自立度パターン-自立	1618	居宅サービス計画適用開始年月日2
1499	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1559	自立度パターン-要支援	1619	居宅サービス計画適用終了年月日2
1500	介護予防訪問入浴介護	1560	自立度パターン-介1	1620	居宅サービス計画作成区分3

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
1621	介護支援事業者コード3	1681	弁明書提出期限年月日	1741	収入役コード
1622	介護支援事業者区分3	1682	支払変更予告-処理年月日	1742	振込依頼人コード
1623	介護支援事業者種別3	1683	医療保険者通知-回答期限年月日	1743	仕向支店番号
1624	居宅サービス計画届出年月日3	1684	徴収方法	1744	振込依頼人名
1625	居宅サービス計画適用開始年月日3	1685	収納済額	1745	金融機関-本店コード
1626	居宅サービス計画適用終了年月日3	1686	滞納額	1746	金融機関-支店コード
1627	訪問系限度額-適用開始年月日	1687	時効消滅額	1747	予算執行課名-部
1628	訪問系限度額-適用終了年月日	1688	滞納欠損区分	1748	予算執行課名-課
1629	償還払化-開始年月日	1689	減額計算使用区分	1749	口座名義人-氏名-カナ
1630	償還払化-終了年月日	1690	算定額-消	1750	口座名義人-氏名-漢字
1631	給付率引下-開始年月日	1691	算定額-納	1751	口座名義人-住所-漢字
1632	給付率引下-終了年月日	1692	年賦課額	1752	居宅サービス限度額管理期間-開始年月日
1633	2号差止開始年月日	1693	給付済額	1753	居宅サービス限度額管理期間-終了年月日
1634	2号差止終了年月日	1694	時効未到来額	1754	変更前居宅サービス限度額管理期間-終了年月日
1635	サービス種類指定-開始年月日	1695	申請時被保険者種別	1755	管理期間変更受付番号
1636	移管年月日	1696	本料収納済額	1756	訪問系限度額-適用開始年月
1637	元区コード	1697	解除対象処理年月日	1757	申請区分
1638	元地区コード	1698	給付制限-決定年月日	1758	名義人住所
1639	先区コード	1699	給付制限-開始年月日	1759	旧措置者みなしフラグ
1640	先地区コード	1700	給付制限-終了年月日	1760	確定フラグ
1641	ハッチ更新フラグ	1701	給付制限-解除年月日	1761	請求金額
1642	適用開始年月日	1702	給付制限-解除事由	1762	消費税
1643	地区名称	1703	給付制限-解除決定年月日	1763	支払情報フラグ
1644	適用終了年月日	1704	消化済減額期間	1764	名義人氏名-カナ
1645	枝番	1705	職権-終了申請区分	1765	名義人氏名-漢字
1646	住所開始-字コード	1706	終了申請受理年月日	1766	住所-字コード
1647	住所開始-条コード	1707	無効フラグ	1767	住所-条コード
1648	住所開始-丁コード	1708	解除申請受理年月日	1768	住所-丁コード
1649	住所開始-翻訳部	1709	公費負担有りフラグ	1769	住所-番地
1650	住所終了-字コード	1710	公費負担区分1	1770	住所-子番地
1651	住所終了-条コード	1711	公費負担者番号1	1771	住所-室番地
1652	住所終了-丁コード	1712	公費受給者番号1	1772	住所-地番タイプ
1653	住所終了-翻訳部	1713	公費受給-開始年月日1	1773	方書-漢字
1654	旧地区コード	1714	公費受給-終了年月日1	1774	請求年月日
1655	新地区コード	1715	公費負担区分2	1775	審査処理年月日
1656	区名	1716	公費負担者番号2	1776	口座名義人-住所-区コード
1657	新地区名称	1717	公費受給者番号2	1777	口座名義人-住所-字コード
1658	新地区枝番	1718	公費受給-開始年月日2	1778	口座名義人-住所-条コード
1659	旧地区名称	1719	公費受給-終了年月日2	1779	口座名義人-住所-丁コード
1660	命令対象受付番号	1720	他公費有りフラグ	1780	口座名義人-住所-番地
1661	帳票区分	1721	老人保健-負担者番号	1781	口座名義人-住所-子番地
1662	期時点被保険者番号	1722	老人保健-資格取得年月日	1782	口座名義人-住所-室番地
1663	収入額	1723	老人保健-資格喪失年月日	1783	口座名義人-住所-地番タイプ
1664	備考	1724	支払年度	1784	シーケンス
1665	公費コード	1725	事業コード	1785	処理時分秒
1666	収入年月日	1726	事業名称	1786	生活扶助フラグ
1667	生活保護-公費負担医療	1727	種目コード	1787	教育扶助フラグ
1668	給付制限候補者フラグ	1728	種目名称	1788	医療扶助フラグ
1669	償還差止区分	1729	支払年月日	1789	住宅扶助フラグ
1670	給付制限区分	1730	口座種別	1790	介護扶助フラグ
1671	償還差止結果区分	1731	請求番号	1791	公費受給-開始年月日
1672	給付減額結果区分	1732	予算執行課	1792	公費受給-終了年月日
1673	給付減額区分	1733	予算統括部	1793	変更前-住記続柄
1674	徴収権消滅期間	1734	予算統括部名	1794	変更後-住記続柄
1675	保険料納付済期間	1735	短縮コード	1795	旧地区-地区区コード
1676	給付額減額期間	1736	支出科目	1796	旧地区-地区コード
1677	弁明書受理年月日	1737	分類コード	1797	旧地区-地区名称
1678	受理通知書処理年月日	1738	支払方法	1798	旧地区-担当者名
1679	償還差止-非該当-決定年月日	1739	支出区分	1799	新地区-地区区コード
1680	給付減額-非該当-決定年月日	1740	金額	1800	新地区-地区コード

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
1801	新地区-地区名称	1861	受給資格証明書有無	1921	被保情報提供同意フラグ
1802	新地区-担当者名	1862	前給付制限区分	1922	認定結果提供依頼区分
1803	地区更新フラグ	1863	申請時特定疾病区分	1923	情報提供済フラグ
1804	旧住所-区コード	1864	認定処理完了期限年月日	1924	判定結果変更理由区分
1805	旧住所-字コード	1865	調査担当区分	1925	介護保険審査会命令区分
1806	旧住所-条コード	1866	調査担当種別	1926	変更前要件介護状態区分
1807	旧住所-丁コード	1867	調査員コード	1927	却下禁止フラグ
1808	旧住所-番地	1868	調査員区分	1928	申請みなし区分
1809	旧住所-子番地	1869	業者-施設コード	1929	意見書受理連番
1810	旧住所-室番地	1870	業者-施設区分	1930	調査票受理連番
1811	旧住所-地番タイプ	1871	業者-施設種別	1931	現認定受付番号
1812	旧住所-現住所	1872	調査予定年月日	1932	決定解除年月日
1813	旧住所-住所方書	1873	調査予定時刻	1933	予約認定開始年月日
1814	旧住所-郵便番号	1874	調査票回答期限年月日	1934	合議体番号
1815	旧住所-住所区分	1875	再調査有無	1935	要介護1の場合の状態像
1816	旧住所-転出先情報	1876	診断予定年月日	1936	文言区分
1817	新住所-区コード	1877	診断予定時刻	1937	文言
1818	新住所-字コード	1878	再受診有無	1938	福祉個人番号
1819	新住所-条コード	1879	判定依頼年月日	1939	名称コード
1820	新住所-丁コード	1880	審査会資料-印刷年月日	1940	認定番号
1821	新住所-番地	1881	審査会開催年月日	1941	申請受付番号
1822	新住所-子番地	1882	セットナンバー	1942	措置区コード
1823	新住所-室番地	1883	前-審査会開催年月日	1943	申請種別-申請管理
1824	新住所-地番タイプ	1884	前セットナンバー	1944	申請受理担当者
1825	新住所-現住所	1885	意見聴取フラグ	1945	判定年月日
1826	新住所-住所方書	1886	審査会完了年月日	1946	判定結果
1827	新住所-郵便番号	1887	事情聴取-保留区分	1947	判定依頼要否
1828	新住所-住所区分	1888	審査会結果-印刷年月日	1948	実態調査年月日
1829	新住所-転出先情報	1889	認定結果区分	1949	実態調査状況
1830	新ケース番号	1890	却下年月日	1950	実態調査要否
1831	旧氏名-氏名-漢字	1891	却下区分	1951	決定年月日
1832	旧氏名-氏名-カナ	1892	サービス種類指定-終了年月日	1952	決定結果
1833	旧氏名-性別コード	1893	認定有効期間-月数	1953	サービス開始年月日
1834	旧氏名-生年月日-元号コード	1894	認定決定-処理年月日	1954	サービス終了年月日
1835	旧氏名-生年月日	1895	結果通知書-発行年月日	1955	障害児フラグ
1836	新氏名-氏名-漢字	1896	処理見込-期限年月日	1956	移管予定年月日
1837	新氏名-氏名-カナ	1897	処分延期-通知年月日	1957	重度更生-旧措置者フラグ
1838	新氏名-性別コード	1898	保険料滞納有無	1958	申請代理人-氏名
1839	新氏名-生年月日-元号コード	1899	徴収権消滅期間有無	1959	申請代理人-電話番号
1840	新氏名-生年月日	1900	公費負担医療受給有無	1960	Nヶ月前
1841	連絡票出力済フラグ	1901	保険料減免有無	1961	サービス実施年月
1842	処理票出力済フラグ	1902	徴収猶予有無	1962	訪問通所系利用実績
1843	証明書交付保険者番号	1903	医療保険区分	1963	訪問通所系利用割合
1844	証明書交付保険者名	1904	給付制限有無	1964	短期入所系現物実績
1845	証明書被保険者番号	1905	給付制限結果区分	1965	短期入所系償還実績
1846	証明書認定年月日	1906	給付制限-非該当-決定年月日	1966	施設入所日数
1847	証明書給付額減額期間	1907	28条3項申立有無	1967	入院日数
1848	証明書認定期間-開始年月日	1908	28条3項該当区分	1968	該当有無-推定
1849	証明書認定期間-終了年月日	1909	支給限度額-短期入所系1	1969	最大生年月日
1850	疾病区分	1910	支給限度額-短期入所系2	1970	最大生年月日-元号コード
1851	年齢	1911	短期系管理期間-境界年月日	1971	施設区分
1852	連携受付番号	1912	日割支給限度額-訪問通所系	1972	施設種別
1853	消込受付番号	1913	日割支給限度額-短期入所系	1973	経過措置フラグ
1854	処理ステータス	1914	短期系限度拡大フラグ	1974	経過措置非該当年月日
1855	申請ステータス	1915	調査結果区分	1975	特例措置未対応フラグ
1856	申請書交付フラグ	1916	申請時意見書添付有無	1976	特例措置該当年月日
1857	申請認定区分	1917	短期系限度額-管理期間-開始年月日	1977	特例措置非該当年月日
1858	訪問調査状態区分	1918	短期系限度額-管理期間-終了年月日	1978	申請年月
1859	意見書等状態区分	1919	申請指定サービス種類	1979	統計施設種別
1860	連絡先-電話番号	1920	短期系限度拡大申請フラグ	1980	進捗区分

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
1981	件数	2041	電話種別	2101	移管無効フラグ
1982	基準年月	2042	連絡先名称	2102	階層設定エラーフラグ
1983	認定-年齢区分	2043	医療機関コード1	2103	減免却下フラグ
1984	増減区分	2044	医師1	2104	現住所-漢字
1985	処理日数区分	2045	診療科目1	2105	調査実施機関区分
1986	処分延期有無	2046	緊急連絡先名称	2106	調査受理年月日
1987	職権通知年月日	2047	緊急連絡先-住所	2107	調査実施年月日
1988	職権変更事由	2048	緊急連絡先-方書	2108	調査依頼年月日
1989	職権変更区分	2049	緊急連絡先-電話番号	2109	一次判定-処理年月日
1990	被保証提出-期限年月日	2050	緊急連絡先-関係	2110	拒否-不完全事由コード
1991	有効期間終了年月日-変更事由コード	2051	医療機関コード2	2111	委託調査費支払有無
1992	有効期間終了年月日-変更年月日	2052	医師2	2112	委託調査費集計済フラグ
1993	変更前有効期間-終了年月日	2053	診療科目2	2113	ランク値
1994	傷病名称	2054	医療機関コード3	2114	計画作成届出番号
1995	判定地区区コード	2055	医師3	2115	届出種類
1996	一次判定結果区分	2056	診療科目3	2116	届出区分
1997	一次二次アップダウン	2057	保護者-カナ	2117	届出年月日
1998	前回-要介護状態区分	2058	保護者-漢字	2118	計画作成区分
1999	前回-疾病区分	2059	保護者-区コード	2119	代理人氏名
2000	前回-今回アップダウン	2060	保護者-字コード	2120	変更事由コード
2001	認定フラグ	2061	保護者-条コード	2121	変更年月日
2002	年度	2062	保護者-丁コード	2122	変更計画作成届出番号
2003	対象年月	2063	保護者-番地	2123	無効区分
2004	160万以上該当フラグ	2064	保護者-子番地	2124	届出入力年月日
2005	同一世帯1号該当フラグ	2065	保護者-室番地	2125	届出終了年月日
2006	単身収入該当フラグ	2066	保護者-住所	2126	居室サービス計画作成区分
2007	世帯収入該当フラグ	2067	保護者-方書	2127	小規模多機能居宅利用有無
2008	号種別	2068	保護者-郵便番号	2128	リカバリ送信フラグ
2009	旧措置者該当フラグ	2069	保護者-電話番号	2129	削除年月日
2010	未申告該当フラグ	2070	保護者-関係者区分	2130	認定履歴-受付番号
2011	二割非該当事由コード	2071	保護者-把握年月日	2131	計画作成履歴-届出番号
2012	証交付連番	2072	保護者-地番タイプ	2132	基準年月日
2013	証有効期間開始期年月日1	2073	居住地修正フラグ	2133	証記載保険者番号
2014	証有効期間終了期年月日1	2074	地区番号	2134	入力識別番号
2015	負担割合1	2075	担当民生委員	2135	サービス提供年月
2016	160万以上該当フラグ1	2076	福祉受給者番号	2136	審査年月
2017	同一世帯1号該当フラグ1	2077	申請種別-福祉受給	2137	実績区分
2018	二割負担非該当事由コード1	2078	サービス廃止年月日	2138	サービス種類コード
2019	証有効期間開始期年月日2	2079	サービス廃止事由コード	2139	サービス事業者番号
2020	証有効期間終了期年月日2	2080	サービス内容-変更年月日	2140	対象年度
2021	負担割合2	2081	サービス内容-変更事由コード	2141	申請書番号
2022	160万以上該当フラグ2	2082	サービス減免有無	2142	適用解除年月日
2023	同一世帯1号該当フラグ2	2083	サービス停止有無	2143	適用解除事由
2024	二割負担非該当事由コード2	2084	印刷済フラグ	2144	申請者-氏名
2025	月内情報取得	2085	決定区分	2145	申請者-住所
2026	世帯基準年月日	2086	印刷-決定年月日	2146	本人との関係
2027	世帯-被保険者番号	2087	印刷-処理年月日	2147	世帯人数
2028	1号該当フラグ	2088	印刷時間	2148	世帯収入額合計
2029	負担割合-8月	2089	最新受給フラグ	2149	8月適用フラグ
2030	負担割合-9月	2090	利用券フラグ	2150	9月適用フラグ
2031	負担割合-10月	2091	寝台自動車有無	2151	10月適用フラグ
2032	負担割合-11月	2092	最大枝番フラグ	2152	11月適用フラグ
2033	負担割合-12月	2093	階層異動事由コード	2153	12月適用フラグ
2034	負担割合-1月	2094	緊急通報協力員変更区分	2154	1月適用フラグ
2035	負担割合-2月	2095	階層変更フラグ	2155	2月適用フラグ
2036	負担割合-3月	2096	最新階層適用年月	2156	3月適用フラグ
2037	負担割合-4月	2097	業者変更フラグ	2157	4月適用フラグ
2038	負担割合-5月	2098	受給適用終了年月日	2158	5月適用フラグ
2039	負担割合-6月	2099	支援費変更内容区分	2159	6月適用フラグ
2040	負担割合-7月	2100	明細削除フラグ	2160	7月適用フラグ

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
2161	実績情報作成区分	2221	決定後公費1公費請求額	2281	名義人カナ
2162	交換情報識別番号	2222	決定後公費1本人負担額	2282	名義人漢字
2163	レコード種別	2223	決定後公費1緊急時施設療養費公費請求分合計額	2283	振込額
2164	給付実績区分	2224	決定後公費1特定診療費公費請求分合計額	2284	支払情報
2165	公費1負担者番号	2225	決定後公費1食事提供費請求分	2285	債権者-氏名-カナ
2166	公費1受給者番号	2226	決定後公費2サービス点数	2286	債権者-氏名-漢字
2167	公費2負担者番号	2227	決定後公費2公費請求額	2287	債権者-住所
2168	公費2受給者番号	2228	決定後公費2本人負担額	2288	基準該当-受領委任契約-有無
2169	公費3負担者番号	2229	決定後公費2緊急時施設療養費公費請求分合計額	2289	基準該当-受領委任契約-開始年月日
2170	公費3受給者番号	2230	決定後公費2特定診療費公費請求分合計額	2290	基準該当-受領委任契約-終了年月日
2171	旧措置入所者特例コード	2231	決定後公費2食事提供費請求分	2291	高額サービス費-受領委任契約-有無
2172	老人保健-市町村番号	2232	決定後公費3サービス点数	2292	高額サービス費-受領委任契約-開始年月日
2173	後期高齢保険者番号	2233	決定後公費3公費請求額	2293	高額サービス費-受領委任契約-終了年月日
2174	国保保険者番号	2234	決定後公費3本人負担額	2294	住宅改修費-受領委任契約-有無
2175	国保被保険者証番号	2235	決定後公費3緊急時施設療養費公費請求分合計額	2295	住宅改修費-受領委任契約-開始年月日
2176	国保個人番号	2236	決定後公費3特定診療費公費請求分合計額	2296	住宅改修費-受領委任契約-終了年月日
2177	作成者区分	2237	決定後公費3食事提供費請求分	2297	福祉用具購入費-受領委任契約-有無
2178	居宅介護支援事業者番号	2238	警告区分	2298	福祉用具購入費-受領委任契約-開始年月日
2179	中止年月日	2239	受付区コード	2299	福祉用具購入費-受領委任契約-終了年月日
2180	中止理由コード	2240	集計区分	2300	支払対象外フラグ
2181	入所年月日	2241	申請時資格区コード	2301	点数単価
2182	退所年月日	2242	状況	2302	居宅サービス計画作成依頼-届出年月日
2183	入所実日数	2243	出力行	2303	サービスコード
2184	外泊日数	2244	認定区分	2304	点数
2185	退院後の状態コード	2245	食費-居住費区分	2305	摘要
2186	保険給付率	2246	利用者負担段階	2306	決定後点数
2187	公費1給付率	2247	公費区分	2307	決定後請求金額
2188	公費2給付率	2248	保険者負担割合	2308	再審査回数
2189	公費3給付率	2249	管理票実績区分	2309	過誤回数
2190	サービス点数	2250	抽出区分	2310	サービス計画費明細行番号
2191	保険請求額	2251	疑義事由コード	2311	単位数
2192	利用者負担額	2252	状況区分	2312	回数
2193	緊急時施設療養費保険請求分合計額	2253	取下半年	2313	サービス単位数
2194	特定診療費保険請求分合計額	2254	更新区コード	2314	サービス単位数合計
2195	食事提供費請求額	2255	申立理由	2315	決定後単位数
2196	公費1サービス点数	2256	過誤区分-給付	2316	決定後回数
2197	公費1公費請求額	2257	給付管理票種別区分	2317	決定後サービス単位数
2198	公費1本人負担額	2258	指定-基準該当居宅介護支援事業者作成区分	2318	決定後サービス単位数合計
2199	公費1緊急時施設療養費公費請求分合計額	2259	給付管理票-作成年月日	2319	標準負担額-6月
2200	公費1特定診療費公費請求分合計額	2260	給付管理票情報作成区分	2320	本人自己負担区分-6月
2201	公費1食事提供費請求分	2261	給付管理票明細行番号	2321	給付額減額区分-6月
2202	公費2サービス点数	2262	レコード種別コード	2322	居住費負担限度額区分-6月
2203	公費2公費請求額	2263	被保険者生年月日	2323	食費負担限度額区分-6月
2204	公費2本人負担額	2264	被保険者生年月日-元号コード	2324	標準負担額-7月
2205	公費2緊急時施設療養費公費請求分合計額	2265	被保険者性別コード	2325	本人自己負担区分-7月
2206	公費2特定診療費公費請求分合計額	2266	訪問通所-短期入所支給限度額	2326	給付額減額区分-7月
2207	公費2食事提供費請求分	2267	指定-基準該当サービス識別コード	2327	居住費負担限度額区分-7月
2208	公費3サービス点数	2268	給付計画点数-日数	2328	食費負担限度額区分-7月
2209	公費3公費請求額	2269	前月までの給付計画日数	2329	標準負担額-8月
2210	公費3本人負担額	2270	指定サービス分小計	2330	本人自己負担区分-8月
2211	公費3緊急時施設療養費公費請求分合計額	2271	基準該当等サービス分小計	2331	給付額減額区分-8月
2212	公費3特定診療費公費請求分合計額	2272	給付計画合計点数-日数	2332	居住費負担限度額区分-8月
2213	公費3食事提供費請求分	2273	担当介護支援専門員番号	2333	食費負担限度額区分-8月
2214	決定後サービス点数	2274	委託先居宅介護支援事業者番号	2334	標準負担額-9月
2215	決定後保険請求額	2275	委託先担当介護支援専門員番号	2335	本人自己負担区分-9月
2216	決定後利用者負担額	2276	限度額適用期間-開始年月	2336	給付額減額区分-9月
2217	決定後緊急時施設療養費保険請求分合計額	2277	限度額適用期間-終了年月	2337	居住費負担限度額区分-9月
2218	決定後特定診療費保険請求分合計額	2278	エラーフラグ	2338	食費負担限度額区分-9月
2219	決定後食事提供費請求額	2279	申請種別	2339	標準負担額-10月
2220	決定後公費1サービス点数	2280	受領委任フラグ	2340	本人自己負担区分-10月

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
2341	給付額減額区分-10月	2401	緊急時治療管理日数	2461	保留事由コード01
2342	居住費負担限度額区分-10月	2402	緊急時治療管理小計	2462	保留事由コード02
2343	食費負担限度額区分-10月	2403	リハビリテーション点数	2463	保留事由コード03
2344	標準負担額-11月	2404	処置点数	2464	保留事由コード04
2345	本人自己負担区分-11月	2405	手術点数	2465	保留事由コード05
2346	給付額減額区分-11月	2406	麻酔点数	2466	保留事由コード06
2347	居住費負担限度額区分-11月	2407	放射線治療点数	2467	保留事由コード07
2348	食費負担限度額区分-11月	2408	摘要1	2468	保留事由コード08
2349	標準負担額-12月	2409	摘要2	2469	保留事由コード09
2350	本人自己負担区分-12月	2410	摘要3	2470	保留事由コード10
2351	給付額減額区分-12月	2411	摘要4	2471	保留事由コード11
2352	居住費負担限度額区分-12月	2412	摘要5	2472	保留事由コード12
2353	食費負担限度額区分-12月	2413	摘要6	2473	保留事由コード13
2354	標準負担額-1月	2414	摘要7	2474	本人自己負担区分
2355	本人自己負担区分-1月	2415	摘要8	2475	世帯自己負担区分
2356	給付額減額区分-1月	2416	摘要9	2476	高額勤奨区分
2357	居住費負担限度額区分-1月	2417	摘要10	2477	高額介護サービス費
2358	食費負担限度額区分-1月	2418	摘要11	2478	高額介護サービス費差額
2359	標準負担額-2月	2419	摘要12	2479	本人自己負担額
2360	本人自己負担区分-2月	2420	摘要13	2480	要員区分
2361	給付額減額区分-2月	2421	摘要14	2481	本人課非区分
2362	居住費負担限度額区分-2月	2422	摘要15	2482	計算期間-開始年月日
2363	食費負担限度額区分-2月	2423	摘要16	2483	計算期間-終了年月日
2364	標準負担額-3月	2424	摘要17	2484	精算対象者
2365	本人自己負担区分-3月	2425	摘要18	2485	住登外-外国人該当
2366	給付額減額区分-3月	2426	摘要19	2486	資格有効期間-開始年月日
2367	居住費負担限度額区分-3月	2427	摘要20	2487	資格有効期間-終了年月日
2368	食費負担限度額区分-3月	2428	緊急時施設療養費-合計点数	2488	所得情報除台
2369	標準負担額-4月	2429	決定後往診日数	2489	80万以下該当フラグ
2370	本人自己負担区分-4月	2430	決定後通院日数	2490	激変緩和対象者フラグ
2371	給付額減額区分-4月	2431	決定後緊急時治療管理点数	2491	台帳履歴有無
2372	居住費負担限度額区分-4月	2432	決定後緊急時治療管理日数	2492	境界層区分
2373	食費負担限度額区分-4月	2433	決定後リハビリテーション点数	2493	世帯課非区分
2374	標準負担額-5月	2434	決定後処置点数	2494	世帯自己負担額
2375	本人自己負担区分-5月	2435	決定後手術点数	2495	世帯自己負担上限額
2376	給付額減額区分-5月	2436	決定後麻酔点数	2496	本人自己負担上限額
2377	居住費負担限度額区分-5月	2437	決定後放射線治療点数	2497	合算対象人数
2378	食費負担限度額区分-5月	2438	所定疾患施設療養費-傷病名1	2498	未着区分
2379	標準負担額-翌6月	2439	所定疾患施設療養費-傷病名2	2499	支給申請書整理番号
2380	本人自己負担区分-翌6月	2440	所定疾患施設療養費-傷病名3	2500	支給額
2381	給付額減額区分-翌6月	2441	所定疾患施設療養費-開始年月日1	2501	支給額2
2382	居住費負担限度額区分-翌6月	2442	所定疾患施設療養費-開始年月日2	2502	補正後-自己負担額
2383	食費負担限度額区分-翌6月	2443	所定疾患施設療養費-開始年月日3	2503	補正後-自己負担額2
2384	標準負担額-翌7月	2444	所定疾患施設療養費-単位数	2504	補正後-高額療養費
2385	本人自己負担区分-翌7月	2445	所定疾患施設療養費-日数	2505	減免種別
2386	給付額減額区分-翌7月	2446	所定疾患施設療養費-小計	2506	修正フラグ
2387	居住費負担限度額区分-翌7月	2447	決定後所定疾患施設療養費単位数	2507	対象収入-所得税
2388	食費負担限度額区分-翌7月	2448	決定後所定疾患施設療養費日数	2508	標準負担額
2389	緊急時施設療養情報レコード順次番号	2449	介護-予防別	2509	保険負担割合
2390	緊急時傷病名1	2450	自己負担額	2510	理由
2391	緊急時傷病名2	2451	自己負担額2	2511	旧措置者
2392	緊急時傷病名3	2452	対象区分	2512	生計中心者
2393	緊急時治療開始年月日1	2453	対象外事由コード01	2513	特別対策給付率
2394	緊急時治療開始年月日2	2454	対象外事由コード02	2514	公費負担者番号
2395	緊急時治療開始年月日3	2455	対象外事由コード03	2515	公費受給者番号
2396	往診日数	2456	対象外事由コード04	2516	徴収基準有無
2397	往診医療機関名	2457	対象外事由コード05	2517	居室種別
2398	通院日数	2458	対象外事由コード06	2518	特例減額措置区分
2399	通院医療機関名	2459	対象外事由コード07	2519	居住費利用者負担区分
2400	緊急時治療管理点数	2460	対象外事由コード08	2520	居住費-ユニット型個室-負担限度額

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
2521	居住費-ユニット型準個室-負担限度額	2581	申請者-住所-室番地	2641	被保険者氏名
2522	居住費-従来型個室1-負担限度額	2582	申請者-住所-地番タイプ	2642	支払方法区分
2523	居住費-従来型個室2-負担限度額	2583	申請者-方書	2643	窓口払-支払場所
2524	居住費-多床室-負担限度額	2584	申請者-郵便番号	2644	窓口払-支払期間-開始年月日
2525	食費利用者負担区分	2585	申請者-電話番号	2645	窓口払-支払期間-終了年月日
2526	食費限度額	2586	送付先フラグ	2646	窓口払-支払期間-開始曜日
2527	境界層該当フラグ	2587	医療保険者番号	2647	窓口払-支払期間-終了曜日
2528	実質的負担軽減者該当区分	2588	口座-金融機関本店コード	2648	窓口払-支払期間-開始時間
2529	社会福祉法人-軽減率	2589	口座-金融機関支店コード	2649	窓口払-支払期間-終了時間
2530	確認番号	2590	口座-口座種類	2650	口座払-金融機関コード
2531	証有効期限-開始年月日	2591	口座-口座番号	2651	口座払-金融機関名
2532	証有効期限-終了年月日	2592	口座-住所	2652	口座払-金融機関支店コード
2533	社福特例措置フラグ	2593	口座-住所-区コード	2653	口座払-金融機関支店名
2534	預貯金フラグ	2594	口座-住所-字コード	2654	口座払-口座種目
2535	不動産フラグ	2595	口座-住所-条コード	2655	口座払-口座種目名
2536	夫婦合算フラグ	2596	口座-住所-丁コード	2656	口座払-口座番号
2537	申請時住民コード	2597	口座-住所-番地	2657	口座払-口座名義人-カナ
2538	公的-年金収入額	2598	口座-住所-子番地	2658	国保連合会名
2539	世帯員追加フラグ	2599	口座-住所-室番地	2659	連絡票整理番号
2540	世帯員無効フラグ	2600	口座-住所-地番タイプ	2660	支給対象者-氏名-カナ
2541	統計区分	2601	口座-方書	2661	支給対象者-氏名-漢字
2542	年齢区分	2602	口座-郵便番号	2662	支給対象者-生年月日
2543	要介護状態区分-統計用	2603	口座-電話番号	2663	支給対象者-生年月日-元号コード
2544	カウント種別	2604	連合会-支給額	2664	支給対象者-性別コード
2545	実人数	2605	自己負担額総額	2665	支給対象者-保険者番号
2546	日数及び回数	2606	合算サービス費	2666	支給対象者-証記号
2547	費用額	2607	一部支給額	2667	世帯負担総額
2548	保険支給額	2608	支給区分	2668	介護等合算一部負担金等世帯合算額
2549	種類コード	2609	基準日時点号種別	2669	70歳以上介護等合算一部負担金等世帯合算額
2550	品目コード	2610	支払変更期間	2670	70歳以上所得区分
2551	適用開始年月	2611	差止期限年月日	2671	介護等合算算定基準額
2552	適用終了年月	2612	差止解除年月日	2672	70歳以上介護等合算算定基準額
2553	公費負担率	2613	差止対象フラグ	2673	世帯支給総額
2554	控除番号	2614	差止対象額	2674	うち70歳以上分世帯支給総額
2555	給付種目	2615	差止時号種別	2675	按分後支給額
2556	差止額	2616	ソート用対象年月	2676	うち70歳以上分按分後支給額
2557	控除額	2617	本算定一取込年月	2677	介護低所得者I再計算実施の有無
2558	残額	2618	証明書-申請書連番	2678	連絡先-郵便番号
2559	差止決定年月日	2619	通知年月日	2679	連絡先-住所
2560	控除決定年月日	2620	連合会-支払方法	2680	連絡先-支給額計算結果連絡先名称1
2561	取消年月日	2621	戻入フラグ	2681	連絡先-支給額計算結果連絡先名称2
2562	世帯自己負担額合計	2622	口座種類	2682	連絡先-通知年月日
2563	世帯自己負担-内公費負担分	2623	最終変更区コード	2683	発行者-連絡票発行者名
2564	本人自己負担額合計	2624	サービス対象年月	2684	発行者-連絡票発行者郵便番号
2565	本人自己負担-内公費負担分	2625	被保険者番号-世帯員	2685	発行者-連絡票発行者住所-漢字
2566	世帯課非	2626	賦課期日構成員有無	2686	問い合わせ郵便番号
2567	按分後負担上限額	2627	受給区分	2687	問い合わせ住所
2568	取込年月	2628	償還申請書番号	2688	問い合わせ名称1
2569	送付年月日	2629	サービス識別	2689	問い合わせ名称2
2570	合算支払番号	2630	サービス金額	2690	問い合わせ電話番号
2571	整理番号区分	2631	公費負担額	2691	70歳以上負担額合計
2572	自己負担額証明書整理番号	2632	支給対象フラグ	2692	70歳以上按分後支給額合計
2573	申請種類	2633	申請中区分	2693	70歳未満負担額合計
2574	申請者-本人との関係	2634	支給済区分	2694	70歳以上按分後支給額を除く負担額合計
2575	申請者-住所-区コード	2635	不正不当区分	2695	按分後支給額合計
2576	申請者-住所-字コード	2636	社福法人軽減額	2696	支給総額合計
2577	申請者-住所-条コード	2637	統計基準年月	2697	取込連番
2578	申請者-住所-丁コード	2638	帳票関連付け番号	2698	被保険者証番号
2579	申請者-住所-番地	2639	保険制度コード	2699	対象者氏名-漢字
2580	申請者-住所-子番地	2640	被保険者証記号	2700	70歳以上負担額

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
2701	70歳以上按分率	2761	居住費-ユニット型準個室-負担限度額-照	2821	自己負担額-12月
2702	70歳以上按分後支給額	2762	居住費-ユニット型準個室-負担限度額-受	2822	自己負担額2-12月
2703	70歳未満負担額	2763	居住費-従来型個室1-負担限度額-照	2823	支給額-12月
2704	70歳以上按分後支給額を除く負担額	2764	居住費-従来型個室1-負担限度額-受	2824	支給額2-12月
2705	按分率	2765	居住費-従来型個室2-負担限度額-照	2825	摘要-12月
2706	支給総額	2766	居住費-従来型個室2-負担限度額-受	2826	自己負担額-翌1月
2707	備考欄記載70歳以上負担額-平成20年4月-7月分	2767	居住費-多床室-負担限度額-照	2827	自己負担額2-翌1月
2708	備考欄記載70歳未満負担額-平成20年4月-7月分	2768	居住費-多床室-負担限度額-受	2828	支給額-翌1月
2709	宛先郵便番号	2769	保険者名称	2829	支給額2-翌1月
2710	宛先住所	2770	被保険者氏名-カナ	2830	摘要-翌1月
2711	宛先氏名	2771	被保険者氏名-漢字	2831	自己負担額-翌2月
2712	給付の種類	2772	証明書整理番号	2832	自己負担額2-翌2月
2713	不支給の理由	2773	突-後期被保険者番号	2833	支給額-翌2月
2714	通知書発行者名	2774	突-後期被保険者番号	2834	支給額2-翌2月
2715	通知書発行者郵便番号	2775	突-国保被保険者番号	2835	摘要-翌2月
2716	通知書発行者住所-漢字	2776	突-国保被保険者証番号	2836	自己負担額-翌3月
2717	不服の申し立て先名称	2777	突-国保個人番号	2837	自己負担額2-翌3月
2718	実績作成区分	2778	送付区分	2838	支給額-翌3月
2719	性別コード-照	2779	被保期間-開始年月日	2839	支給額2-翌3月
2720	性別コード-受	2780	被保期間-終了年月日	2840	摘要-翌3月
2721	生年月日-照	2781	自己負担額-4月	2841	自己負担額-翌4月
2722	生年月日-元号コード-照	2782	自己負担額2-4月	2842	自己負担額2-翌4月
2723	生年月日-受	2783	支給額-4月	2843	支給額-翌4月
2724	生年月日-元号コード-受	2784	支給額2-4月	2844	支給額2-翌4月
2725	旧措置特例コード-照	2785	摘要-4月	2845	摘要-翌4月
2726	旧措置特例コード-受	2786	自己負担額-5月	2846	自己負担額-翌5月
2727	要介護状態区分-照	2787	自己負担額2-5月	2847	自己負担額2-翌5月
2728	要介護状態区分-受	2788	支給額-5月	2848	支給額-翌5月
2729	認定開始年月日-照	2789	支給額2-5月	2849	支給額2-翌5月
2730	認定開始年月日-受	2790	摘要-5月	2850	摘要-翌5月
2731	認定終了年月日-照	2791	自己負担額-6月	2851	自己負担額-翌6月
2732	認定終了年月日-受	2792	自己負担額2-6月	2852	自己負担額2-翌6月
2733	支給限度基準額-照	2793	支給額-6月	2853	支給額-翌6月
2734	支給限度基準額-受	2794	支給額2-6月	2854	支給額2-翌6月
2735	限度管理期間-開始年月日-照	2795	摘要-6月	2855	摘要-翌6月
2736	限度管理期間-開始年月日-受	2796	自己負担額-7月	2856	自己負担額-翌7月
2737	限度管理期間-終了年月日-照	2797	自己負担額2-7月	2857	自己負担額2-翌7月
2738	限度管理期間-終了年月日-受	2798	支給額-7月	2858	支給額-翌7月
2739	計画作成区分-照	2799	支給額2-7月	2859	支給額2-翌7月
2740	計画作成区分-受	2800	摘要-7月	2860	摘要-翌7月
2741	支援事業者番号-照	2801	自己負担額-8月	2861	自己負担額合計
2742	支援事業者番号-受	2802	自己負担額2-8月	2862	自己負担額2合計
2743	単位数単価-照	2803	支給額-8月	2863	支給額合計
2744	単位数単価-受	2804	支給額2-8月	2864	支給額2合計
2745	保険給付率-照	2805	摘要-8月	2865	発行者名
2746	保険給付率-受	2806	自己負担額-9月	2866	発行郵便番号
2747	公費1給付率-照	2807	自己負担額2-9月	2867	発行者住所
2748	公費1給付率-受	2808	支給額-9月	2868	結果送付先郵便番号
2749	公費2給付率-照	2809	支給額2-9月	2869	結果送付先住所
2750	公費2給付率-受	2810	摘要-9月	2870	結果送付先名称1
2751	公費3給付率-照	2811	自己負担額-10月	2871	結果送付先名称2
2752	公費3給付率-受	2812	自己負担額2-10月	2872	結果送付先電話番号
2753	標準負担日額-照	2813	支給額-10月	2873	窓口判定コード
2754	標準負担日額-受	2814	支給額2-10月	2874	支払場所
2755	標準負担月額-照	2815	摘要-10月	2875	支払期間-開始年月日
2756	標準負担月額-受	2816	自己負担額-11月	2876	支払期間-終了年月日
2757	食費負担限度額-照	2817	自己負担額2-11月	2877	支払期間開始曜日
2758	食費負担限度額-受	2818	支給額-11月	2878	支払期間終了曜日
2759	居住費-ユニット型個室-負担限度額-照	2819	支給額2-11月	2879	支払期間開始時間
2760	居住費-ユニット型個室-負担限度額-受	2820	摘要-11月	2880	支払期間終了時間

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
2881	備考欄	2941	二次予防事業区分	3001	決定後公費2出来高請求額
2882	証明書送付先フラグ	2942	二次予防事業有効期間-開始年月日	3002	決定後公費3出来高点数合計
2883	出力形態	2943	二次予防事業有効期間-終了年月日	3003	決定後公費3出来高請求額
2884	他被保険者番号有無	2944	利用者-減免開始年月日	3004	改修対象住宅住所
2885	交付事由コード	2945	利用者-減免終了年月日	3005	住宅所有者名
2886	支払済みフラグ	2946	標準負担-減免開始年月日	3006	改修着工年月日
2887	勧奨対象区分	2947	標準負担-減免終了年月日	3007	改修完了年月日
2888	勧奨処理済みフラグ	2948	住所地特例対象者区分コード	3008	改修業者名
2889	70-74歳到達-開始年月	2949	施設所在保険者番号	3009	改修内容
2890	70-74歳到達-終了年月	2950	住所地特例適用-開始年月日	3010	領収書金額
2891	高額勧奨-処理年月日	2951	住所地特例適用-終了年月日	3011	件数カウント区分
2892	軽減率	2952	居住費-新1-負担限度額	3012	申請状況
2893	受領すべき利用者負担の総額	2953	居住費-新2-負担限度額	3013	領収書合計
2894	軽減額	2954	居住費-新3-負担限度額	3014	サービス金額合計
2895	軽減後利用者負担額	2955	二割負担適用-開始年月日	3015	福祉用具給付割合
2896	決定後受領すべき利用者負担の総額	2956	二割負担適用-終了年月日	3016	利用者負担額合計
2897	決定後軽減額	2957	住登外フラグ	3017	内公費負担額
2898	決定後軽減後利用者負担額	2958	施設-在宅区分	3018	保険支給額合計
2899	日数	2959	人数	3019	貸付金との相殺額
2900	点数合計	2960	サービス実日数	3020	振込額-残額
2901	サービス合計	2961	計画点数	3021	給付制限-償還払い化
2902	限度額内点数	2962	限度額管理対象点数	3022	給付制限-2号差し止め
2903	限度額外点数	2963	限度額管理対象外点数	3023	給付制限-給付額減額
2904	給付率	2964	短期入所計画日数	3024	負担限度額決定区分
2905	基本食単価	2965	短期入所実日数	3025	高額一括処理区分
2906	基本食自己負担	2966	給付点数	3026	高額自動更新対象フラグ
2907	基本食日数	2967	公費1請求点数	3027	高額一括更新可能フラグ
2908	基本食提供金額	2968	公費1請求額	3028	高額支給該当フラグ
2909	特別食単価	2969	公費1利用者負担	3029	高額処理済みフラグ
2910	特別食自己負担	2970	公費2請求点数	3030	高額非該当理由コード
2911	特別食日数	2971	公費2請求額	3031	差額返還事由コード
2912	特別食提供金額	2972	公費2利用者負担	3032	現物審査年月
2913	異動データ連番	2973	公費3請求点数	3033	既支給額
2914	取消区分	2974	公費3請求額	3034	変更後支給額
2915	異動識別コード	2975	公費3利用者負担	3035	負担割合
2916	広域連合-政令市-保険者番号	2976	保険分出来高点数合計	3036	不支給理由
2917	変更申請中区分	2977	保険分出来高請求額	3037	基本食提供日数
2918	みなし要介護区分	2978	保険分出来高医療費利用者負担額	3038	基本食提供単価
2919	居室サービス計画適用-開始年月日	2979	公費1出来高点数合計	3039	特別食提供日数
2920	居室サービス計画適用-終了年月日	2980	公費1出来高請求額	3040	特別食提供単価
2921	訪問通所-支給限度基準額	2981	公費1出来高医療費本人負担額	3041	食事提供延べ日数
2922	訪問通所-支給限度管理-開始年月日	2982	公費2出来高点数合計	3042	公費1対象食事提供延べ日数
2923	訪問通所-支給限度管理-終了年月日	2983	公費2出来高請求額	3043	公費2対象食事提供延べ日数
2924	短期入所-支給限度基準額	2984	公費2出来高医療費本人負担額	3044	公費3対象食事提供延べ日数
2925	短期入所-支給限度管理-開始年月日	2985	公費3出来高点数合計	3045	食事提供費合計
2926	短期入所-支給限度管理-終了年月日	2986	公費3出来高請求額	3046	標準負担額-月額
2927	公費負担上限額減額有無	2987	公費3出来高医療費本人負担額	3047	食事提供費公費1請求分
2928	利用者-減免申請中区分	2988	決定後短期入所実日数	3048	食事提供費公費2請求分
2929	利用者-区分	2989	決定後給付点数	3049	食事提供費公費3請求分
2930	利用者-給付率	2990	決定後公費1請求点数	3050	標準負担額-日額
2931	標準負担-負担区分	2991	決定後公費1請求額	3051	決定後基本食提供単価
2932	標準負担-負担額	2992	決定後公費2請求点数	3052	決定後特別食提供単価
2933	特定入所者-認定申請中区分	2993	決定後公費2請求額	3053	時効到達年月日
2934	特定入所者-介護サービス区分	2994	決定後公費3請求点数	3054	サービス項目コード
2935	課税層の特例減額措置対象	2995	決定後公費3請求額	3055	日数-回数
2936	食事負担限度額	2996	決定後保険分出来高点数合計	3056	公費1対象日数-回数
2937	負担限度額適用開始年月日	2997	決定後保険分出来高請求額	3057	公費2対象日数-回数
2938	負担限度額適用終了年月日	2998	決定後公費1出来高点数合計	3058	公費3対象日数-日数
2939	社会福祉法人軽減率-適用開始年月日	2999	決定後公費1出来高請求額	3059	公費1対象サービス点数
2940	社会福祉法人軽減率-適用終了年月日	3000	決定後公費2出来高点数合計	3060	公費2対象サービス点数

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
3061	公費3対象サービス点数	3121	公費3リハビリテーション点数	3181	費用額合計
3062	決定後日数-回数	3122	公費3精神科専門療法点数	3182	保険分請求額合計
3063	決定後公費1対象サービス回数	3123	公費3予備1	3183	公費1負担額-明細
3064	決定後公費2対象サービス回数	3124	公費3予備2	3184	公費1負担額合計
3065	決定後公費3対象サービス回数	3125	公費3合計点数	3185	公費1本人負担月額
3066	現物基準年月	3126	決定後指導管理料点数	3186	公費2負担額-明細
3067	償還基準年月	3127	決定後単純エックス線	3187	公費2負担額合計
3068	減額減免基準年月	3128	決定後精神科専門療法点数	3188	公費2本人負担月額
3069	過誤対象区分	3129	決定後予備1	3189	公費3負担額-明細
3070	居住費-利用額	3130	決定後予備2	3190	公費3負担額合計
3071	居住費-負担限度額	3131	決定後公費1指導管理料点数	3191	公費3本人負担月額
3072	居住費-保険支給額	3132	決定後公費1単純エックス線	3192	決定後費用単価
3073	食費-利用額	3133	決定後公費1リハビリテーション点数	3193	決定後日数
3074	食費-負担限度額	3134	決定後公費2精神科専門療法点数	3194	決定後公費1日数
3075	食費-保険支給額	3135	決定後公費1予備1	3195	決定後公費2日数
3076	食費利用負担限度	3136	決定後公費1予備2	3196	決定後公費3日数
3077	居住費-ユニット型個室-利用日額	3137	決定後公費2指導管理料点数	3197	決定後費用額
3078	居住費-ユニット型個室-利用日数	3138	決定後公費2単純エックス線	3198	決定後保険分請求額
3079	居住費-ユニット型個室-保険支給額	3139	決定後公費2リハビリテーション点数	3199	決定後費用額合計
3080	居住費-ユニット型準個室-利用日額	3140	決定後公費2精神科専門療法点数	3200	決定後保険分請求額合計
3081	居住費-ユニット型準個室-利用日数	3141	決定後公費2予備1	3201	決定後利用者負担額合計
3082	居住費-ユニット型準個室-保険支給額	3142	決定後公費2予備2	3202	決定後公費1負担額-明細
3083	居住費-従来型個室1-利用日額	3143	決定後公費3指導管理料点数	3203	決定後公費1負担額合計
3084	居住費-従来型個室1-利用日数	3144	決定後公費3単純エックス線	3204	決定後公費1本人負担月額
3085	居住費-従来型個室1-保険支給額	3145	決定後公費3リハビリテーション点数	3205	決定後公費2負担額-明細
3086	居住費-従来型個室2-利用日額	3146	決定後公費3精神科専門療法点数	3206	決定後公費2負担額合計
3087	居住費-従来型個室2-利用日数	3147	決定後公費3予備1	3207	決定後公費2本人負担月額
3088	居住費-従来型個室2-保険支給額	3148	決定後公費3予備2	3208	決定後公費3負担額-明細
3089	居住費-多床室-利用日額	3149	識別番号	3209	決定後公費3負担額合計
3090	居住費-多床室-利用日数	3150	保険回数	3210	決定後公費3本人負担月額
3091	居住費-多床室-保険支給額	3151	保険サービス単位数	3211	訪問通所区分トータル実績
3092	食費利用日額	3152	保険合計単位数	3212	短期入所区分トータル実績
3093	食費利用日数	3153	公費1回数	3213	帳票出力年月
3094	入退所日-食費利用額	3154	公費1サービス単位数	3214	福祉用具明細番号
3095	入退所日-食費利用日数	3155	公費1合計単位数	3215	福祉用具種類
3096	入退所日-食費保険支給額	3156	公費2回数	3216	福祉用具商品名
3097	特定診療費情報レコード順次番号	3157	公費2サービス単位数	3217	福祉用具製造事業者名
3098	傷病名	3158	公費2合計単位数	3218	福祉用具販売事業者名
3099	指導管理料点数	3159	公費3回数	3219	必要な理由
3100	単純エックス線	3160	公費3サービス単位数	3220	販売事業者番号
3101	精神科専門療法点数	3161	公費3合計単位数	3221	販売事業者種類コード
3102	予備1	3162	決定後保険回数	3222	購入年月日
3103	予備2	3163	決定後保険サービス単位数	3223	オンライン処理年月日
3104	合計点数	3164	決定後保険合計単位数	3224	除台フラグ
3105	公費1指導管理料点数	3165	決定後公費1回数	3225	除台リスト-出力年月日
3106	公費1単純エックス線	3166	決定後公費1サービス単位数	3226	公費3対象日数-回数
3107	公費1リハビリテーション点数	3167	決定後公費1合計単位数	3227	訂正年月日
3108	公費1精神科専門療法点数	3168	決定後公費2回数	3228	利用者-減免区分
3109	公費1予備1	3169	決定後公費2サービス単位数	3229	有料老人ホームの同意書の有無
3110	公費1予備2	3170	決定後公費2合計単位数	3230	当月異動フラグ
3111	公費1合計点数	3171	決定後公費3回数	3231	区連番
3112	公費2指導管理料点数	3172	決定後公費3サービス単位数	3232	共通区分
3113	公費2単純エックス線	3173	決定後公費3合計単位数	3233	利用者ID
3114	公費2リハビリテーション点数	3174	特定入所者介護サービス費用情報レコード順次番号	3234	任意条件名
3115	公費2精神科専門療法点数	3175	費用単価	3235	シーケンスNO
3116	公費2予備1	3176	負担限度額	3236	種別コード
3117	公費2予備2	3177	公費1日数	3237	項目コード
3118	公費2合計点数	3178	公費2日数	3238	符号
3119	公費3指導管理料点数	3179	公費3日数	3239	検索条件値
3120	公費3単純エックス線	3180	保険分請求額	3240	演算子

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
3241	保険区分	3301	還付状況対象種別区分コード	3361	詳細
3242	日本人-外国人区分コード	3302	還付状況対象区分コード	3362	翌月フラグ
3243	氏名-漢字併記名-外字フラグ	3303	金融機関コード	3363	明細ソート区分コード
3244	通称名-外字フラグ	3304	支店コード	3364	処理区分コード
3245	字名コード	3305	報告書作成状況区分コード	3365	決算時本料収入額
3246	条	3306	世帯数	3366	過誤納額-本料
3247	丁目	3307	修正日	3367	過誤納額-延滞金
3248	住所-外字フラグ	3308	修正者	3368	収納明細取消年月日
3249	方書-外字フラグ	3309	還付番号	3369	総収入額
3250	相続放棄フラグ	3310	還付金額	3370	強制指定区分コード
3251	相続放棄年月日	3311	還付支払日	3371	口座名義人
3252	過誤納番号	3312	口座用途区分コード	3372	金融機関コード-本店コード
3253	会計年度	3313	振込状態区分コード	3373	金融機関コード-支店コード
3254	過誤納発生年月日	3314	通知書送付年月日	3374	金融機関名略称
3255	徴収方法区分コード	3315	最終通知書出力フラグ	3375	支店名
3256	会計区分コード	3316	振替口座連番	3376	変更前-口座名義人
3257	会計区分変更フラグ	3317	振替年月	3377	変更前-口座名義人-外字フラグ
3258	過誤納処理年月日	3318	振替日	3378	変更前-金融機関コード-本店コード
3259	過誤納修正年月日	3319	振替金額	3379	変更前-金融機関コード-支店コード
3260	過誤納区分コード	3320	振替方法区分コード	3380	変更前-金融機関名略称
3261	過誤納額本料累計	3321	振替状態区分コード	3381	変更前-支店名
3262	過誤納額延滞金累計	3322	振替不能理由コード	3382	変更前-口座種類コード
3263	本料充当額累計	3323	MT区分コード	3383	変更前-口座番号
3264	延滞金充当額累計	3324	振替回数	3384	変更前-口座登録区分コード
3265	年当初延滞金過誤納額	3325	イベント日	3385	通知1年
3266	月次充当フラグ	3326	イベント区分コード	3386	通知1月
3267	通知書出力フラグ	3327	充当額	3387	通知2年
3268	決算フラグ	3328	給付振込口座連番	3388	通知2月
3269	返納状況区分コード	3329	使用年月日	3389	期別開始年月
3270	充当状況区分コード	3330	公示送達番号	3390	分割開始年月
3271	還付状況区分コード	3331	公示送達作成処理年月日	3391	振替不能金額
3272	送付状況区分コード	3332	口座登録日	3392	口座振替依頼額
3273	過誤納状況区分コード	3333	口座廃止日	3393	変更内容区分コード
3274	過誤納判明年月日	3334	依頼書登録日	3394	新規・変更・削除区分コード
3275	収入明細-期別	3335	依頼書置換日	3395	停止区分コード
3276	収入明細-明細番号	3336	リソース識別子	3396	顛末通知コード
3277	領収年月日	3337	抽出業務日付	3397	イベント処理ID
3278	OCRフラグ	3338	抽出対象フラグ	3398	複数納通フラグ
3279	納付方法区分コード	3339	口座開始年月	3399	複数期フラグ
3280	バッチ番号	3340	口座停止開始年月	3400	イベント通知停止フラグ
3281	本料過誤納額	3341	口座停止終了年月	3401	給付金充当通知書出力年月日
3282	延滞金過誤納額	3342	口座終了年月	3402	通知停止年月日
3283	処理連番	3343	口座開始登録日	3403	通知停止更新担当者コード
3284	処理連番取消区分	3344	口座停止登録日	3404	収納異動区分コード
3285	支出区分コード	3345	口座終了登録日	3405	収入額累計-本料収入
3286	還付額	3346	口座終了登録区分コード	3406	収入額累計-延滞金収入
3287	支払区分コード	3347	口座振替区分コード	3407	過不足本料
3288	還付処理日	3348	口座振替状況対象分類区分コード	3408	過不足延滞金
3289	還付データ作成年月日	3349	口座振替状況対象種別区分コード	3409	本料収入
3290	還付時効フラグ	3350	口座振替状況対象区分コード	3410	延滞金収入
3291	還付時効年月日	3351	口座登録状況対象分類区分コード	3411	滞納担当者コード-担当者コード
3292	還付時効取消年月日	3352	口座登録状況対象種別区分コード	3412	滞納担当者コード-強制指定区分コード
3293	起算開始年月日	3353	口座登録状況対象区分コード	3413	猶予開始年月日
3294	加算開始年月日	3354	収入月報対象分類区分コード	3414	猶予終了年月日
3295	加算終了年月日	3355	収入月報対象種別区分コード	3415	猶予根拠区分コード
3296	控除開始年月日	3356	収入月報シーケンス連番	3416	繰上徴収年月日
3297	控除終了年月日	3357	収入月報年月日	3417	処分開始年月日
3298	還付加算金額	3358	延滞金件数	3418	データ番号
3299	還付加算金照会フラグ	3359	延滞金	3419	消込修正区分コード
3300	還付状況対象分類区分コード	3360	表題	3420	科目

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
3421	本料	3481	集計対象月	3541	滞納理由5-合計納期数
3422	合計収入額	3482	決算区分コード	3542	滞納理由5-合計不納欠損処分額
3423	消し込みエラーメッセージコード	3483	調定額-納期数	3543	滞納理由1-全世帯数
3424	担当区分コード	3484	調定額-世帯数	3544	滞納理由1-全納期数
3425	重複保険番号	3485	調定額-金額	3545	滞納理由1-調定額
3426	充当先-調定年度	3486	居所不明額-納期数	3546	滞納理由2-全世帯数
3427	充当先-賦課年度	3487	居所不明額-世帯数	3547	滞納理由2-全納期数
3428	充当先-納付通知書番号	3488	居所不明額-金額	3548	滞納理由2-調定額
3429	充当先-期別	3489	収納額-納期数	3549	滞納理由3-全世帯数
3430	充当先-明細番号	3490	収納額-世帯数	3550	滞納理由3-全納期数
3431	本料充当額	3491	収納額-金額	3551	滞納理由3-調定額
3432	延滞金充当額	3492	時効-合計世帯数	3552	滞納理由4-全世帯数
3433	充当処理日	3493	時効-合計納期数	3553	滞納理由4-全納期数
3434	充当取消年月日	3494	時効-合計不納欠損処分額	3554	滞納理由4-調定額
3435	充当申出日	3495	即時消滅-合計世帯数	3555	滞納理由5-全世帯数
3436	充当元会計年度	3496	即時消滅-合計納期数	3556	滞納理由5-全納期数
3437	充当先会計年度	3497	即時消滅-合計不納欠損処分額	3557	滞納理由5-調定額
3438	充当内訳種別区分コード	3498	処分停止-合計世帯数	3558	滞納理由1-世帯数
3439	歳出-現年分本料件数	3499	処分停止-合計納期数	3559	滞納理由1-納期数
3440	歳出-現年分本料金額	3500	処分停止-合計不納欠損処分額	3560	滞納理由1-不納欠損処分額
3441	歳出-滞納繰越本料件数	3501	合計-合計世帯数	3561	滞納理由2-世帯数
3442	歳出-滞納繰越本料金額	3502	合計-合計納期数	3562	滞納理由2-納期数
3443	歳出-他区分件数	3503	合計-合計不納欠損処分額	3563	滞納理由2-不納欠損処分額
3444	歳出-他区分金額	3504	時効-全世帯数	3564	滞納理由3-世帯数
3445	歳出-延滞金件数	3505	時効-全納期数	3565	滞納理由3-納期数
3446	歳出-延滞金金額	3506	時効-調定額	3566	滞納理由3-不納欠損処分額
3447	加算金-現年分本料件数	3507	即時消滅-全世帯数	3567	滞納理由4-世帯数
3448	加算金-現年分本料金額	3508	即時消滅-全納期数	3568	滞納理由4-納期数
3449	加算金-滞納繰越本料件数	3509	即時消滅-調定額	3569	滞納理由4-不納欠損処分額
3450	加算金-滞納繰越本料金額	3510	処分停止-全世帯数	3570	滞納理由5-世帯数
3451	加算金-他区分件数	3511	処分停止-全納期数	3571	滞納理由5-納期数
3452	加算金-他区分金額	3512	処分停止-調定額	3572	滞納理由5-不納欠損処分額
3453	加算金-延滞金件数	3513	合計-全世帯数	3573	年金種別コード
3454	加算金-延滞金金額	3514	合計-全納期数	3574	最新賦課情報-賦課額合計
3455	充当元保険料-充当先保険料件数	3515	合計-調定額	3575	最新賦課情報-賦課更正年月日
3456	充当元保険料-充当先保険料金額	3516	時効-世帯数	3576	最新賦課情報-賦課更正事由コード
3457	充当元保険料-充当先延滞金件数	3517	時効-納期数	3577	収入額合計-本料収入
3458	充当元保険料-充当先延滞金金額	3518	時効-不納欠損処分額	3578	督促状作成ID
3459	充当元延滞金-充当先保険料件数	3519	即時消滅-世帯数	3579	作成時点印字年月日
3460	充当元延滞金-充当先保険料金額	3520	即時消滅-納期数	3580	会計収入年月日
3461	充当元延滞金-充当先延滞金件数	3521	即時消滅-不納欠損処分額	3581	督促状作成処理年月日
3462	充当元延滞金-充当先延滞金金額	3522	処分停止-世帯数	3582	発送年月日
3463	過誤納発生額-保険料件数	3523	処分停止-納期数	3583	指定納期限年月日
3464	過誤納発生額-保険料金額	3524	処分停止-不納欠損処分額	3584	期別区分コード
3465	過誤納発生額-延滞金件数	3525	合計-世帯数	3585	納期数
3466	過誤納発生額-延滞金金額	3526	合計-納期数	3586	不納欠損理由コード
3467	過誤納発生額-加算金件数	3527	合計-不納欠損処分額	3587	分割納付約束連番
3468	過誤納発生額-加算金金額	3528	滞納理由1-合計世帯数	3588	分割内容-回数
3469	充当額-保険料件数	3529	滞納理由1-合計納期数	3589	特徴収納-期別
3470	充当額-保険料金額	3530	滞納理由1-合計不納欠損処分額	3590	返納対象額
3471	充当額-延滞金件数	3531	滞納理由2-合計世帯数	3591	返納処理日
3472	充当額-延滞金金額	3532	滞納理由2-合計納期数	3592	イベント担当区分コード
3473	充当額-加算金件数	3533	滞納理由2-合計不納欠損処分額	3593	イベント連番
3474	充当額-加算金金額	3534	滞納理由3-合計世帯数	3594	業務日
3475	還付額-保険料件数	3535	滞納理由3-合計納期数	3595	期末内容コード
3476	還付額-保険料金額	3536	滞納理由3-合計不納欠損処分額	3596	期末詳細コード
3477	還付額-延滞金件数	3537	滞納理由4-合計世帯数	3597	対応者ID
3478	還付額-延滞金金額	3538	滞納理由4-合計納期数	3598	見解記入者課長ID
3479	還付額-加算金件数	3539	滞納理由4-合計不納欠損処分額	3599	見解記入者係長ID
3480	還付額-加算金金額	3540	滞納理由5-合計世帯数	3600	イベント異動対象区分コード

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
3601	イベント異動内容区分コード	3661	給料締日	3721	勤務先電話番号
3602	異動内容1	3662	賞与-夏	3722	取引先銀行コード1
3603	異動内容2	3663	賞与-夏支給月	3723	取引先支店コード1
3604	異動内容3	3664	賞与-冬	3724	取引先銀行名称1
3605	次回予定日	3665	賞与-冬支給月	3725	取引先支店名称1
3606	集金予定日	3666	職業コード	3726	預貯金額1
3607	再振替日	3667	厚生年金受給額	3727	預貯種目1
3608	新強制指定区分コード	3668	国民年金受給額	3728	取引先銀行コード2
3609	処理日	3669	その他年金受給額	3729	取引先支店コード2
3610	確認日	3670	その他年金名称	3730	取引先銀行名称2
3611	催告文書識別区分コード	3671	持家区分コード	3731	取引先支店名称2
3612	催告共通区分	3672	持家区分-その他	3732	預貯金額2
3613	催告作業グループ連番	3673	緊急連絡先住所	3733	預貯種目2
3614	催告状態区分	3674	緊急連絡先氏名	3734	食費
3615	更新利用者ID	3675	緊急連絡先の関係	3735	水道代
3616	催告明細連番	3676	緊急連絡先電話番号	3736	電気代
3617	催告選択フラグ	3677	給料支払方法	3737	ガス代
3618	催告地区連番	3678	給料週払い締曜日	3738	灯油代
3619	減免状態区分コード	3679	給料週払い支給曜日	3739	生活費計
3620	未反映収納分額収年月日	3680	給与収入-賞与(夏)有無区分	3740	通信費
3621	承認文件番号	3681	給与収入-賞与(冬)有無区分	3741	その他金額
3622	不納欠損年度	3682	年金収入-年金計	3742	生命保険種類
3623	延滞金請求額	3683	住宅費-住宅ローン有無	3743	生命保険名称
3624	延滞金収納額	3684	住宅費-借家賃	3744	生命保険金額
3625	延滞金残額	3685	更新日	3745	生命保険入院給付有無区分
3626	延滞金収入日	3686	雇用保険金額	3746	生保個人年金計
3627	延滞金領収日	3687	仕送り金額	3747	サービス員対象除外フラグ
3628	関連保険番号	3688	仕送り元名	3748	除外フラグ設定日
3629	滞納者との関係	3689	その他収入名称	3749	集金希望日
3630	年月	3690	その他収入金額	3750	集金年月日更新日
3631	納付書区分コード	3691	仕送り元続柄	3751	集金年月日希望曜日
3632	加入区分コード	3692	雇用保険受給期間-自	3752	集金年月日希望時間
3633	会計処理日	3693	雇用保険受給期間-至	3753	集金先住所
3634	会計収入日	3694	その他収入計	3754	集金先住所更新日
3635	完納世帯数	3695	住宅ローン金額	3755	集金先電話番号
3636	滞納世帯数	3696	住宅ローン残額	3756	集金先電話番号更新日
3637	賦課件数	3697	住宅ローン完済予定年月	3757	集金先備考
3638	収納件数	3698	自動車ローン金額	3758	集金対象設定日
3639	収納額	3699	自動車ローン残額	3759	滞納整理方針
3640	業務年月	3700	自動車ローン完済予定年月	3760	滞納整理方針日
3641	内容-調査コード	3701	クレジット金額	3761	滞納整理方針時間
3642	詳細-調査コード	3702	クレジット残額	3762	滞納整理方針印字フラグ
3643	履歴連番	3703	クレジット完済予定年月	3763	折衝方針
3644	収納状況区分	3704	消費者金融金額	3764	折衝方針日
3645	月次区分	3705	消費者金融残額	3765	折衝方針時間
3646	帳票出力単位区分	3706	消費者金融完済予定年月	3766	折衝方針印字フラグ
3647	帳票タイトル種類	3707	その他ローン名称	3767	最優先連絡先
3648	タイトル種類	3708	その他ローン金額	3768	滞納状態区分
3649	分割約束世帯数	3709	その他ローン残額	3769	滞納地区コード-強制指定区分
3650	現年度-賦課額	3710	その他ローン完済予定年月	3770	帳票単位
3651	現年度-不現住調定額	3711	ローン金額合計	3771	差押等額-件数
3652	現年度-収納額	3712	クレジット利用目的	3772	差押等額-金額
3653	滞繰-賦課額	3713	消費者金融利用目的	3773	取立額-件数
3654	滞繰-不現住調定額	3714	ローン残額合計	3774	取立額-金額
3655	滞繰-収納額	3715	続柄	3775	滞納年月
3656	世帯賦課額	3716	収入	3776	滞納世帯
3657	世帯収納額	3717	勤務先-学校等	3777	滞納金額
3658	生活状況番号	3718	勤務先名称	3778	収納-集金
3659	給料月額	3719	勤務先郵便番号	3779	収納-内勤
3660	給料支給日	3720	勤務先住所	3780	収納-自主

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
3781	収納-口座	3841	分割約束中止年月日	3901	求意見・強制執行区分
3782	収納-約束	3842	誓約日変更有無	3902	執行機関-滞納宛名コード
3783	その他収入額	3843	他年度指定有無	3903	事件名-年
3784	開始住所-区コード	3844	次回相談期日	3904	事件名-記号
3785	開始住所-字コード	3845	処分番号	3905	事件名-番号
3786	開始住所-条	3846	納付誓約区分	3906	事件名-区分
3787	開始住所-丁目	3847	全世帯数	3907	執行官区分
3788	異動区分コード	3848	全世帯賦課額	3908	執行官等氏名
3789	変更前開始住所-区コード	3849	分割世帯数	3909	求意見・続行決定年月日
3790	変更前開始住所-字コード	3850	分割世帯賦課額	3910	文言・備考
3791	変更前開始住所-条	3851	分割世帯約束額	3911	起案年月日
3792	変更前開始住所-丁目	3852	今月納期世帯数	3912	文書番号
3793	変更前地区コード	3853	今月納期金額	3913	権利者-滞納宛名コード
3794	退職区分コード	3854	今月收入世帯数	3914	繰上納期限
3795	居所不明額	3855	今月收入金額	3915	時刻指定有無
3796	目標収納率	3856	納期到来世帯数	3916	指定時刻
3797	目標収納額	3857	納期到来金額	3917	納付場所
3798	必要金額	3858	収入累計世帯数	3918	繰上徴収該当事項コード
3799	過年度情報有無	3859	収入累計金額	3919	登録担当者コード
3800	分割納付有無	3860	不履行世帯数	3920	更新担当者コード
3801	軽減有無	3861	分割世帯収納額	3921	権利者・共同担保番号
3802	顛末連番	3862	分割世帯約束対象額	3922	権利者・共同担保区分
3803	業務時間	3863	分割内容-分割金額	3923	権利種別
3804	対応者	3864	分割約束納付期限	3924	権利設定区分
3805	対応者所属区コード	3865	分割対象額	3925	滞納宛名コード
3806	徴収有無コード	3866	分割約束時賦課額	3926	担保権設定有無
3807	滞納理由コード	3867	時効中断有無	3927	金融公庫フラグ
3808	後日口座有無	3868	他年度-調定年度	3928	債権額
3809	顛末	3869	他年度-賦課年度	3929	極度額
3810	減免予定年月	3870	他年度-分割納付約束連番	3930	共同担保目録-記号
3811	減免取消フラグ	3871	発付停止種別区分	3931	共同担保目録-番号
3812	予定対応済フラグ	3872	発付停止事由	3932	権利者取消理由区分
3813	予定単位コード	3873	テーブル番号	3933	権利者共通番号
3814	予定年月日	3874	テーブルID	3934	財産番号
3815	予定時間	3875	処理フラグ	3935	権利順位
3816	予定内容コード	3876	処理順	3936	申立人氏名
3817	編集許可フラグ	3877	CSV名称	3937	申立人住所
3818	滞納理由グループコード	3878	回避用テーブルID	3938	代理店名
3819	登録日時-業務	3879	項目番号	3939	登録番号
3820	顛末画像連番	3880	データ型	3940	受付年月日
3821	画像ファイル名	3881	桁数	3941	処分種別
3822	課長見解	3882	必須	3942	財産大分類コード
3823	課長ID	3883	上限	3943	財産中分類コード
3824	課長見解登録日	3884	下限	3944	財産小分類コード
3825	係長見解	3885	関連項目	3945	延滞金計算有無
3826	係長ID	3886	関連記号	3946	延滞金計算基準年月日
3827	係長見解登録日	3887	関連テーブルID	3947	差押年月日
3828	顛末通知連番	3888	コード	3948	差押理由コード
3829	納通番号	3889	集金	3949	差押解除区分
3830	複数期有フラグ	3890	自主納付不能	3950	差押解除年月日
3831	複数納通有フラグ	3891	口座不能	3951	差押解除理由コード
3832	付箋連番	3892	文書催告対象	3952	差押解除取消理由詳細
3833	付箋分類コード	3893	付箋対象	3953	同日解除予定フラグ
3834	付箋設定年月日	3894	強制指定対象	3954	みなし交付要求フラグ
3835	付箋略記	3895	滞納処分対象	3955	交付要求同時解除フラグ
3836	分割納付約束年月日	3896	全員喪失	3956	執行官宛先-郵便番号
3837	分割納付区分コード	3897	約束	3957	執行官宛先-住所
3838	分割回数	3898	約束口座	3958	執行官宛先-方書
3839	納付開始年月日	3899	対象差押財産番号	3959	先行差押年月日
3840	分割納付約束変更年月日	3900	決裁区分	3960	先行解除・取消年月日

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
3961	備考印字フラグ	4021	敷地権割合-分子	4081	財産状況フラグ-債権-なし
3962	電子公印印字有無	4022	敷地権割合-分母	4082	財産状況フラグ-債権-優先債権有
3963	解除用-備考	4023	階数	4083	財産状況フラグ-債権-反対債権有
3964	解除用-起案年月日	4024	床面積	4084	財産状況フラグ-債権-差押禁止額以下
3965	解除用-発行年月日	4025	保険種類名称	4085	財産状況フラグ-債権-生活を著しく窮迫
3966	解除用-文書番号	4026	保険証番号	4086	財産状況フラグ-債権-少額の為
3967	解除理由印字フラグ	4027	解約返戻金	4087	財産状況フラグ-債権-理由他
3968	解除備考印字フラグ	4028	貸付金	4088	財産状況フラグ-その他-なし
3969	交付解除用-備考	4029	介入権有無	4089	財産状況-備考
3970	交付解除用-起案年月日	4030	専有部分連番	4090	市民税-現年-番号有無
3971	交付解除用-発行年月日	4031	附属建物連番	4091	市民税-現年-基本カード番号
3972	交付解除用-文書番号	4032	銀行口座種別	4092	市民税-現年-転居先の記録有無
3973	交付解除理由印字フラグ	4033	銀行口座番号	4093	市民税-現年-転居先
3974	交付解除備考印字フラグ	4034	銀行残高	4094	市民税-課税年度-通知書郵送有無
3975	破産手続開始年月日	4035	銀行貸付金	4095	市民税-課税年度-通知書公示有無
3976	第三決議フラグ	4036	銀行口座住所	4096	市民税-課税年度-転居先の記録有無
3977	第三債務者差押年月日印字フラグ	4037	表示順	4097	市民税-課税年度-転居先
3978	交付解除年月日	4038	財産名称	4098	市民税-勤務先-記載有無
3979	交付解除理由コード	4039	嘱託先-滞納宛名コード	4099	市民税-勤務先-名称
3980	交付解除取消理由詳細	4040	第三債務者-滞納宛名コード	4100	市民税-財産調査-不動産フラグ
3981	登記完了証交付区分	4041	第三債務者-名称	4101	市民税-財産調査-債権フラグ
3982	公売予定年月日	4042	第三債務者-所属名称	4102	市民税-財産調査-その他フラグ
3983	公売通知年月日	4043	回答年月日	4103	市民税-財産調査-なしフラグ
3984	公売年月日	4044	履行期限	4104	市民税-財産調査-不明フラグ
3985	関連用処分番号	4045	帳票用-文言	4105	市民税-財産調査-備考
3986	操作者-滞納宛名コード	4046	帳票用-目録	4106	国税徴収法第76条第1項第4号の金額
3987	売却財産種別	4047	一覧非表示フラグ	4107	家族構成等月収合計
3988	請求内訳種別	4048	差押フラグ	4108	事業状況-事業の概要
3989	配当期日	4049	参加差押フラグ	4109	現況・倒産等-年月日
3990	延滞金額計算日出力有無	4050	交付要求フラグ	4110	現況・倒産等-倒産状況等コード
3991	債務順位	4051	権利者設定フラグ	4111	現況・倒産等-その他
3992	口座管理機関-滞納宛名コード	4052	持分割合-分子	4112	倒産状況等-清算人
3993	発行者-滞納宛名コード	4053	持分割合-分母	4113	倒産状況等-事業再開見込み有無
3994	所有者-滞納宛名・保険番号	4054	共有者取消理由区分	4114	倒産状況等-備考
3995	所有者参照先区分	4055	決議書出力年月日	4115	確認事項-第二次納税義務者有無
3996	財産登録番号	4056	執行停止年月日	4116	確認事項-代表者代納意志有無
3997	無体財産順位	4057	執行停止理由コード	4117	調査年月日
3998	帳票用-登記・登録嘱託文章	4058	通知書出力有無	4118	特記事項-好転の見込み有無
3999	直近の支給額	4059	同条第5項該当フラグ	4119	特記事項-年号コード
4000	支払日等	4060	事業倒産フラグ	4120	特記事項-年
4001	振込口座	4061	執行停止取消理由コード	4121	特記事項-備考1コード
4002	建物の所在	4062	執行停止取消理由詳細	4122	特記事項-備考2コード
4003	建物の地番	4063	指定納付年月日	4123	特記事項-備考3コード
4004	主体構造コード	4064	取消-文書番号	4124	特記事項-備考4コード
4005	主体構造名称	4065	取消-起案年月日	4125	特記事項-備考5コード
4006	屋根構造コード	4066	取消理由印字フラグ	4126	特記事項-備考6コード
4007	屋根構造名称	4067	続柄名称	4127	特記事項-備考7コード
4008	地下階付	4068	職業・勤務先	4128	特記事項-備考
4009	階建	4069	月収	4129	所在等調査-催告書返戻フラグ
4010	建物の名称	4070	執行停止処理区分	4130	所在等調査-調査先1
4011	家屋番号	4071	財産状況フラグ-不動産-土地	4131	所在等調査-調査先1所在不明フラグ
4012	建物種類コード	4072	財産状況フラグ-不動産-家屋	4132	所在等調査-調査先1転居不明フラグ
4013	建物種類名称	4073	財産状況フラグ-不動産-なし	4133	所在等調査-調査先2
4014	土地の符号	4074	財産状況フラグ-不動産-財産価値なし	4134	所在等調査-調査先2所在不明フラグ
4015	所在	4075	財産状況フラグ-不動産-私債権等に劣後	4135	所在等調査-調査先2転居不明フラグ
4016	地番	4076	財産状況フラグ-不動産-その他	4136	所在等調査-調査先3
4017	地目コード	4077	財産状況フラグ-債権-家賃・地代	4137	所在等調査-調査先3所在不明フラグ
4018	地目名称	4078	財産状況フラグ-債権-預貯金	4138	所在等調査-調査先3転居不明フラグ
4019	地積	4079	財産状況フラグ-債権-給与・年金	4139	所在等調査-調査先4
4020	敷地権種類名称	4080	財産状況フラグ-債権-その他	4140	所在等調査-調査先4所在不明フラグ

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
4141	所在等調査-調査先4転居不明フラグ	4201	滞納処分費	4261	期間延長-申請期間終了年月日
4142	所在等調査-住基-台帳有無	4202	税額	4262	期間延長-承認・却下区分
4143	所在等調査-住基-職権消除年月日	4203	充当順位	4263	期間延長-決定年月日
4144	所在等調査-住基-本籍地	4204	法定納期限等	4264	期間延長-決定期間開始年月日
4145	所在等調査-住基-筆頭者	4205	時効完成・消滅年月日	4265	期間延長-決定期間終了年月日
4146	所在等調査-住基-転出予定区分	4206	通知フラグ	4266	期間延長-猶予該当条項区分
4147	所在等調査-市外-調査不明区分	4207	即時フラグ	4267	期間延長-延滞金免除区分
4148	所在等調査-代表者等住所	4208	債権申立フラグ	4268	期間延長-却下理由詳細
4149	所在等調査-代表者等氏名	4209	欠損確定フラグ	4269	期間延長-備考
4150	所在等調査-代表者等関係	4210	課税区コード	4270	猶予取消該当条項区分
4151	所在等調査-事業再開意志有無	4211	滞納繰越額	4271	猶予取消理由詳細
4152	所在等調査-代表者等不明フラグ	4212	繰越時収納額	4272	弁明年月日
4153	所在等調査-法人備考	4213	不納欠損額	4273	申請用-文書番号
4154	市民税関係-現年度申告書有無	4214	減免前確定延滞金	4274	申請用-起案年月日
4155	市民税関係-休業届有無	4215	確定延滞金	4275	申請用-発行年月日
4156	納期限	4216	延滞金不納欠損額	4276	期間延長用-文書番号
4157	補正後-宛名氏名	4217	延滞金確定フラグ	4277	期間延長用-起案年月日
4158	補正後-郵便番号	4218	法定納期限	4278	期間延長用-発行年月日
4159	補正後-住所	4219	バーコード出力回数	4279	取消用-文書番号
4160	補正後-方書	4220	督促区分	4280	取消用-起案年月日
4161	承継人フラグ	4221	督促発行年月日	4281	取消用-発行年月日
4162	充当連番	4222	催告回数	4282	配当連番
4163	領収書バン子年月日	4223	最終催告書発行年月日	4283	換価年月日
4164	配当受入金額	4224	最終催告書文書番号	4284	滞納処分費-法定納期限等
4165	滞納明細-確定延滞金有無	4225	差押予告指定納期限	4285	滞納処分費-滞納額
4166	滞納明細-延滞金計算有無	4226	更正事由	4286	滞納処分費-配当順位
4167	滞納明細-延滞金計算基準年月日	4227	更正年月日	4287	滞納処分費-配当金額
4168	滞納明細-自動充当優先区分	4228	最終収納年月日	4288	滞納処分費-備考
4169	充当年月日	4229	時効完成予定起算日	4289	滞納明細-差押同日フラグ
4170	通知書備考	4230	時効完成予定年月日	4290	滞納明細-配当順位
4171	付属書備考	4231	延滞金時効完成予定起算日	4291	滞納明細-備考
4172	充当後-納期未到来有無	4232	延滞金時効完成予定年月日	4292	残余金-交付先
4173	充当後-確定延滞金有無	4233	収納連携年月日	4293	換価代金交付-納入期日
4174	充当後-延滞金計算基準年月日	4234	更正フラグ	4294	換価代金交付-納入場所
4175	交付期日	4235	免除フラグ	4295	条項
4176	交付場所	4236	分納フラグ	4296	延滞金計算日印字有無
4177	差押同時解除フラグ	4237	受託フラグ	4297	税目等コード
4178	期別枝番	4238	徴収猶予フラグ	4298	配当順位
4179	課税年度	4239	換価猶予フラグ	4299	配当額
4180	事業年度-開始年月日	4240	線上徴収フラグ	4300	通知書対象フラグ
4181	事業年度-終了年月日	4241	執行停止フラグ	4301	売却・取立額
4182	科目コード	4242	猶予処理区分	4302	公売管理番号
4183	充当金額-税額	4243	申請-決裁区分	4303	配当計算書用財産名
4184	充当金額-延滞金	4244	申請-印刷済フラグ	4304	配当金額-税額
4185	充当金額-滞納処分費	4245	申請-申請年月日	4305	配当金額-延滞金
4186	滞納明細-延滞金	4246	申請-申請期間開始年月日	4306	名義人印字区分
4187	搜索実施予定年月日	4247	申請-申請期間終了年月日	4307	登録名義人区分
4188	搜索状態区分	4248	申請-承認・却下区分	4308	変更理由1コード
4189	搜索実施年月日	4249	申請-決定年月日	4309	変更理由2コード
4190	差押財産有無	4250	申請-決定期間開始年月日	4310	登記の目的
4191	処分発行区分	4251	申請-決定期間終了年月日	4311	住所原因コード
4192	確定延滞金利用有無	4252	申請-猶予該当条項区分	4312	住所原因詳細
4193	線上差押有無	4253	申請-延滞金免除区分	4313	住所原因年月日
4194	納期未到来有無	4254	申請-却下理由詳細	4314	氏名原因コード
4195	発生年月日	4255	申請-備考	4315	氏名原因詳細
4196	滞納処分費名称	4256	猶予原因年月日	4316	氏名原因年月日
4197	内訳等	4257	期間延長-決裁区分	4317	変更前住所
4198	支払先	4258	期間延長-印刷済フラグ	4318	変更前氏名
4199	処分概要	4259	期間延長-申請年月日	4319	配信区コード
4200	金額欄備考	4260	期間延長-申請期間開始年月日	4320	カナ氏名

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
4321	生年月日-元号コード	4381	所得区分コード	4441	前年過年度-収入額-リスト
4322	保険料額	4382	所得額	4442	前年過々年度-賦課額-リスト
4323	処理除外フラグ	4383	市民税所得割額	4443	前年過々年度-収入額-リスト
4324	該当月	4384	社会保険料控除額	4444	前々年度-賦課額(普徴)-リスト
4325	不一致種類	4385	公的年金収入額	4445	前々年度-賦課額(特徴)-リスト
4326	介護・保護区分	4386	遡及フラグ	4446	前々年度-収入額(普徴)-リスト
4327	今回・前回区分	4387	口座振替フラグ	4447	前々年度-収入額(特徴)-リスト
4328	相当年度	4388	期別口座金融機関コード	4448	前々年過年度-賦課額-リスト
4329	賦課管理番号	4389	期別口座種類	4449	前々年過年度-収入額-リスト
4330	期別番号	4390	期別口座番号	4450	前々年過々年度-賦課額-リスト
4331	作成日時	4391	還付口座金融機関コード	4451	前々年過々年度-収入額-リスト
4332	集計年度	4392	還付口座種類	4452	市民税番号
4333	収納年月日	4393	還付口座番号	4453	特別徴収義務者番号
4334	保険料収納済額	4394	分割口座金融機関コード	4454	特徴フラグ
4335	督促状発行年月日	4395	分割口座種類	4455	現年度-不納欠損(即時)額-リスト
4336	催告書発行年月日	4396	分割口座番号	4456	現年度-不納欠損(時効)額-リスト
4337	連携年月日	4397	分割納付サイン	4457	現年度-不納欠損区分-リスト
4338	相殺フラグ	4398	特別徴収停止区分フラグ	4458	資格取得処理日
4339	登録区	4399	現年度(賦課額)-賦課額(普徴)-リスト	4459	資格喪失処理日
4340	登録係	4400	現年度(賦課額)-賦課額(特徴)-リスト	4460	承継人氏名(カナ)
4341	郵送先グループID	4401	現年度(賦課額)-賦課額合計(普徴)	4461	承継人氏名(漢字)
4342	施設コード1	4402	現年度(賦課額)-賦課額合計(特徴)	4462	承継人・郵便番号
4343	施設コード2	4403	現年度(賦課額)-賦課額合計	4463	承継人・住所
4344	施設コード3	4404	現年度賦課額該当年度	4464	賦課変更日
4345	不現住調定額-全体分	4405	現年度(収入額)-収入額(普徴)-リスト	4465	賦課変更回数
4346	未納額	4406	現年度(収入額)-収入額(特徴)-リスト	4466	督促サイン-リスト
4347	未折衝額	4407	現年度(収入額)-収入額合計(普徴)	4467	期別口座名義人(カナ)
4348	約束済額	4408	現年度(収入額)-収入額合計(特徴)	4468	期別口座名義人(漢字)
4349	画面ID	4409	現年度(収入額)-収入額合計	4469	還付口座名義人(カナ)
4350	賦課区コード-現年	4410	現年度収入額該当年度	4470	還付口座名義人(漢字)
4351	区・字名コード	4411	納付年月日	4471	分割口座名義人(カナ)
4352	地番コード-地番タイプ	4412	滞納有無	4472	分割口座名義人(漢字)
4353	住所指定サイン	4413	滞納繰越有無	4473	期別振替口座開始年月
4354	世帯主-氏名-漢字	4414	前年度-賦課額合計(普徴)	4474	分割振替口座開始年月
4355	世帯主-氏名-カナ	4415	前年度-賦課額合計(特徴)	4475	口座振替依頼額-リスト
4356	地区コード-地区/強制指定区分	4416	前年度-賦課額合計	4476	滞納整理普通徴収希望フラグ
4357	連絡先1-名称	4417	前年度-収入額合計(普徴)	4477	過誤納額
4358	連絡先1-電話番号	4418	前年度-収入額合計(特徴)	4478	還付未済額
4359	連絡先2-名称	4419	前年度-収入額合計	4479	還付済額
4360	連絡先2-電話番号	4420	現年過年度-賦課額合計	4480	送付先指定郵便番号
4361	連絡先3-名称	4421	現年過年度-収入額合計	4481	送付先指定住所
4362	連絡先3-電話番号	4422	現年過々年度-賦課額合計	4482	送付先指定方書
4363	連絡先4-名称	4423	現年過々年度-収入額合計	4483	送付先指定住所届出日
4364	連絡先4-電話番号	4424	年間保険料	4484	住所指定住所
4365	連絡先5-名称	4425	不現住調定額	4485	住所指定方書
4366	連絡先5-電話番号	4426	前年過年度-賦課額合計	4486	住所指定届出日
4367	納付通知書発付停止種別	4427	前年過年度-収入額合計	4487	収納指定住所
4368	納付通知書発付停止事由	4428	前年過々年度-賦課額合計	4488	収納指定住所届出日
4369	督促状発付停止種別	4429	前年過々年度-収入額合計	4489	住所指定(住所特例)住所
4370	督促状発付停止事由	4430	現年度-未納額合計	4490	住所指定(住所特例)届出日
4371	世帯区分コード	4431	前年度以前-未納額	4491	調査日
4372	構成員数	4432	現年過年度-賦課額-リスト	4492	調査経過
4373	新年度資格取得事由コード	4433	現年過年度-収入額-リスト	4493	現年度-滞納処分執行額-リスト
4374	世帯資格喪失事由コード	4434	現年過々年度-賦課額-リスト	4494	現年度-処分停止額-リスト
4375	資格異動フラグ	4435	現年過々年度-収入額-リスト	4495	現年度-徴収猶予額-リスト
4376	未申告サイン-現年	4436	前年度-賦課額(普徴)-リスト	4496	現年度-延滞金請求額-リスト
4377	未申告サイン-現年過年	4437	前年度-賦課額(特徴)-リスト	4497	現年度-延滞金収入額-リスト
4378	未申告サイン-現年過々年	4438	前年度-収入額(普徴)-リスト	4498	現年度-還付請求権時効額-リスト
4379	介護課非区分	4439	前年度-収入額(特徴)-リスト	4499	現年過年度-不納欠損(即時)額-リスト
4380	調査区分コード	4440	前年過年度-賦課額-リスト	4500	現年過年度-不納欠損(時効)額-リスト

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
4501	現年過年度-滞納処分執行額-リスト	4561	検索状態ステータスコード	4621	変更後-区コード
4502	現年過年度-処分停止額-リスト	4562	検索開始日時	4622	変更後-字名コード
4503	現年過年度-徴収猶予額-リスト	4563	検索完了日時	4623	変更後-条
4504	現年過年度-延滞金請求額-リスト	4564	該当件数	4624	変更後-丁目
4505	現年過年度-延滞金収入額-リスト	4565	金額区分	4625	変更後-番地
4506	現年過年度-還付請求権時効額-リスト	4566	金額種別コード	4626	変更後-子番地
4507	現年過年度-不納欠損(即時)額-リスト	4567	新年度取込フラグ	4627	変更後-室番地
4508	現年過年度-不納欠損(時効)額-リスト	4568	賦課期日	4628	変更後-地番タイプ
4509	現年過年度-滞納処分執行額-リスト	4569	賦課期日現在の世帯区分コード	4629	変更後住所
4510	現年過年度-処分停止額-リスト	4570	賦課期日現在の被保険者数	4630	変更後-方書
4511	現年過年度-徴収猶予額-リスト	4571	被保険者数	4631	変更後氏名
4512	現年過年度-延滞金請求額-リスト	4572	賦課期日現在総所得額	4632	変更前-電話番号1
4513	現年過年度-延滞金収入額-リスト	4573	被保険者の総所得額	4633	変更後-電話番号1
4514	現年過年度-還付請求権時効額-リスト	4574	手計算事由コード	4634	変更前-電話番号2
4515	前年度-不納欠損(即時)額-リスト	4575	手計算区分コード	4635	変更後-電話番号2
4516	前年度-不納欠損(時効)額-リスト	4576	賦課調査リスト発行フラグ	4636	変更前-電話番号3
4517	前年度-滞納処分執行額-リスト	4577	前年減免区分コード	4637	変更後-電話番号3
4518	前年度-処分停止額-リスト	4578	前年減免金額	4638	変更前-電話番号4
4519	前年度-徴収猶予額-リスト	4579	超過額	4639	変更後-電話番号4
4520	前年度-延滞金請求額-リスト	4580	期間賦課額合計	4640	変更前-電話番号5
4521	前年度-延滞金収入額-リスト	4581	賦課取消額	4641	変更後-電話番号5
4522	前年度-還付請求権時効額-リスト	4582	端数額	4642	変更前-構成員数
4523	前年過年度-不納欠損(即時)額-リスト	4583	旧年度賦課額	4643	変更後-構成員数
4524	前年過年度-不納欠損(時効)額-リスト	4584	算出賦課額	4644	地区コード変更事由
4525	前年過年度-滞納処分執行額-リスト	4585	賦課確定フラグ	4645	資格異動情報業務日連番
4526	前年過年度-処分停止額-リスト	4586	減免対象フラグ	4646	同一人指示-旧保険番号
4527	前年過年度-徴収猶予額-リスト	4587	構成員レコードサイン	4647	同一人指示-新保険番号
4528	前年過年度-延滞金請求額-リスト	4588	翌年度仮徴収予定額	4648	支給費名
4529	前年過年度-延滞金収入額-リスト	4589	介護保険料-介護依頼額	4649	振替予定日
4530	前年過年度-還付請求権時効額-リスト	4590	7月依頼時翌年度仮徴収予定額	4650	最終取込日
4531	前年過年度-不納欠損(即時)額-リスト	4591	6月仮徴収額	4651	最終取込ファイル名
4532	前年過年度-不納欠損(時効)額-リスト	4592	居所不明管理登録年月日	4652	バッチ実行ID
4533	前年過年度-滞納処分執行額-リスト	4593	住変指導先-字名コード	4653	仮期別賦課額
4534	前年過年度-処分停止額-リスト	4594	住変指導先-条	4654	納付通知書発行フラグ
4535	前年過年度-徴収猶予額-リスト	4595	住変指導先-丁目	4655	賦課取消期サイン
4536	前年過年度-延滞金請求額-リスト	4596	判明現住所-字名コード	4656	期別-公示送達年月日
4537	前年過年度-延滞金収入額-リスト	4597	判明現住所-条	4657	期別-公示送達-納期変更区分コード
4538	前年過年度-還付請求権時効額-リスト	4598	判明現住所-丁目	4658	特徴期別-公示送達年月日
4539	前々年度-不納欠損(即時)額-リスト	4599	変更連番	4659	特徴期別-公示送達-納期変更区分コード
4540	前々年度-不納欠損(時効)額-リスト	4600	賦課変更事由コード	4660	地区コード-強制指定区分
4541	前々年度-滞納処分執行額-リスト	4601	処理担当者コード	4661	還付加算金履歴シケンス連番
4542	前々年度-処分停止額-リスト	4602	対象構成員氏名	4662	明細過誤納番号
4543	前々年度-徴収猶予額-リスト	4603	該当日	4663	統合元-保険番号
4544	前々年度-延滞金請求額-リスト	4604	非該当日	4664	統合元-調定年度
4545	前々年度-延滞金収入額-リスト	4605	搜索連番	4665	統合元-賦課年度
4546	前々年度-還付請求権時効額-リスト	4606	回答-受領年月日	4666	統合元-過誤納番号
4547	前々年過年度-滞納処分執行額-リスト	4607	帳票名	4667	口座登録-連携ファイル関係情報
4548	前々年過年度-処分停止額-リスト	4608	重要フラグ		
4549	前々年過年度-徴収猶予額-リスト	4609	業務日連番		
4550	前々年過年度-延滞金請求額-リスト	4610	変更前-住登内外区分コード		
4551	前々年過年度-延滞金収入額-リスト	4611	変更前-区コード		
4552	前々年過年度-還付請求権時効額-リスト	4612	変更前-字名コード		
4553	前々年過年度-不納欠損(即時)額-リスト	4613	変更前-条		
4554	前々年過年度-不納欠損(時効)額-リスト	4614	変更前-丁目		
4555	前々年過年度-滞納処分執行額-リスト	4615	変更前-番地		
4556	前々年過年度-処分停止額-リスト	4616	変更前-子番地		
4557	前々年過年度-徴収猶予額-リスト	4617	変更前-室番地		
4558	前々年過年度-延滞金請求額-リスト	4618	変更前-地番タイプ		
4559	前々年過年度-延滞金収入額-リスト	4619	変更前-方書		
4560	前々年過年度-還付請求権時効額-リスト	4620	変更後-住登内外区分コード		

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務

項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。))又は介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付関係情報」という。))であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
8	都道府県知事	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。))であって主務省令で定めるもの
11	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
26	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。))、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
30	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報、児童手当関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
33	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
39	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
42	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
56の2	市町村長	障害者の雇用の促進等に関する法律による納付金関係業務又は納付金関係業務に相当する業務の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
58	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
61	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務

項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
62	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
80	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
87	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
90	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
94	市町村長	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
95	厚生労働大臣又は共済組合等	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
108	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
117	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	1 窓口対応では、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 2 他の行政機関等から特定個人情報を含む情報（被保険者資格情報、所得情報等）を入手する際は、必要とされる対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。 3 電子申請時は、サービス検索・電子申請機能画面に個人番号の提出が必要な対象者について表示し、対象者以外の情報の入手を防止する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	1 必要な情報以外記載できない書類様式とする。 2 住民がサービス検索・電子申請機能の画面誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力する際に、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続きに係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<介護保険システム、国保・介護・後期 統合収納管理／滞納管理システム及び高齢・障がい福祉システムにおける措置> 1 手続きに当たっては、個人番号の記載が必要であることを認識してもらった上で、申請書等を提出してもらう。これにより、本人が知らぬ間に個人番号を提出してしまうことを防止している。 2 紙媒体の申請等情報は、本人等が来庁して提出するか、直接札幌市に郵送するため、中間で詐取・奪取が行われるリスクは低い。 3 それぞれのシステムへアクセスできる職員と端末を限定している。  <団体内統合宛名システム及び住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> それぞれのシステムへアクセスできる職員と端末を限定している。  <サービス検索・電子申請機能における措置> 1 住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信する際には、個人番号カードの署名用電子証明書による電子証明を付し、電子申請を受理した市町村等で署名検証を行う。これにより、本人からの情報であることを確認している。 2 サービス検索・電子申請機能の画面の誘導で住民に何の手続きを探して電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をもらい、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく適切に電子申請してもらえるよう措置を講じている。  <システム外の措置> 窓口等で個人番号の提示を受けるときは、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。他の地方公共団体等からは、当該地方公共団体等が番号法第16条に基づく本人確認を行って入手した情報が提供される。 住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信する際には、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付す。また、個人番号付電子申請データを受理した市町村等は署名検証（有効性確認、改ざん検知）等を実施する。これにより本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受け、登録済みの基本4情報（氏名・住所・性別・生年月日）と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1 職員が収集した情報に基づいて、不正確な情報があれば修正している。 2 サービス検索・電子申請機能へ不正確な個人番号が入力されたときに検出する機能がある（チェックデジット）。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記する機能がある。これにより、不正確な個人番号の入力を抑止している。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;介護保険システム、国保・介護・後期 統合収納管理/滞納管理システム及び高齢・障がい福祉システムにおける措置&gt;</p> <p>1 紙媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。  2 委託先との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。  3 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <p>団体内統合宛名システムは、中間サーバーや各システムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。</p> <p>&lt;住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置&gt;</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。</p> <p>&lt;サービス検索・電子申請機能における措置&gt;</p> <p>サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間はLGWAN(※)、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部への漏えい等が起こらないようにしている。  (※)LGWAN…地方自治体のコンピュータネットワークを相互に接続した広域ネットワーク。インターネットからは切り離されている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<p>1 介護保険業務に関する宛名情報は、システム基盤(社会保障宛名)に保存しており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。  2 介護保険業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される仕組みになっている。  3 システム基盤(個人基本)との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定される仕組みになっている。  4 システム基盤(団体内統合宛名)との連携は、番号制度に伴う、個人の特定に必要な範囲に限定される仕組みになっている。</p>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	システム基盤(市中間サーバー)との連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される仕組みになっている。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>1 システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード(約30秒ごとに変化する)、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。  2 サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する職員を限定し、個人ごとのユーザIDを割り当て、IDとパスワードによる認証を行う。  3 なりすましによる不正を防止する観点から共用のIDは利用しない。</p>
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>1 発効管理  ① 職員ごとに必要最小限の権限が付与されるよう管理している。  ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「Ⅱ. 2. ⑥事務担当部署」の所属長)から情報システム部門に対して申請を行う。  2 失効管理  人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。</p>
アクセス権限の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>1 アクセス権限の付与者一覧を作成し、アクセス権限の変更がある都度、更新を行っている。  2 機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効申請を行っている。</p>

特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	システム操作記録として、いつ、どのユーザーが、誰の情報を、参照・更新したか、アクセスログを記録している。	
その他の措置の内容	1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう情報システム部門で管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門で制御している。 3 システム使用中以外は必ずログオフを行う。また、一定時間端末を操作しなかった場合は再度パスワード認証を要求する設定としている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	1 外部記憶媒体へのデータのコピーを禁じている。仮にコピーしようとしたとしても、外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録した外部記憶媒体以外は書き込みができない。 2 システム操作記録を取得していることを周知し、事務外で使用しないように注意喚起している。 3 会計年度任用職員等には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む承諾書に署名をさせる。 4 住民が行った電子申請のデータ等へアクセスできる端末を制限する。 5 業務上やむを得ず外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は事前に登録した USB メモリ等のみを使用する。 6 外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 2 情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。 3 住民が行った電子申請のデータ等へは、アクセス権限の設定により特定の職員のみがアクセスできるようシステムで管理する。 4 外部媒体へのデータのコピーを禁じている。仮にコピーしようとしたとしても、外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録した外部記憶媒体以外は書き込みができない。 5 業務上やむを得ず外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は事前に登録した USB メモリ等のみを使用する。 6 外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
(リスク:事務に関係のない者にのぞき見等されるリスク) 1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 事務処理に必要な画面のハードコピーは取得しない。		
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	札幌市が規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているかあらかじめ確認して委託契約を締結している。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	①特定個人情報を取り扱う従業者の名簿を提出させる。 ②電子計算機等のアクセス権限を設定し、アクセスできる従業者を限定させる。 ③サーバ室や事務室の入退室を従業者に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止している。 ④端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報を取り扱う電子計算機等では、従業者の利用状況をアクセスログとして記録し、保管している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、いつ・だれが・どのデータベースに・どのようなアクセスをしたかを把握できるようになっている。	

特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、第三者への提供の禁止を規定している。また、遵守内容について定期的に報告させている。	
委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で特定個人情報等の受渡しや確認を行うことを規定している。また遵守内容について定期的に報告させている。	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で消去し、その内容を記録した書面で報告することを規定している。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	当該委託業務の契約書では「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、以下の事項を規定している。 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 3 特定個人情報の目的外利用の禁止 4 再委託における条件 5 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 6 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 7 特定個人情報を取り扱う従業員の明確化 8 従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告 9 必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。この特記事項の中で、再委託するときは必ず札幌市の許諾を得ることと規定している。その際には、再委託先が札幌市の規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して許諾することと規定している。 また、再委託先における特定個人情報等の取扱状況についても定期的に報告させている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
<b>5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない</b>		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報の提供・移転の実行記録をシステムに保管する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 札幌市内部の介護保険業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定する。 (確認方法) 個人番号利用事務監査を実施し、提供・移転が適切であることを確認している。	

その他の措置の内容	<p>1 「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。</p> <p>2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う場合は、情報システム部門の職員が立会う。</p> <p>3 外部記憶媒体へのコピーを禁止している。また、外部記憶媒体利用制御システムにより外部記憶媒体が作動しないようにすることで、情報の不正な持ち出しを禁止している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。</p> <p>2 システム処理によらない特定個人情報の提供・移転を行う必要がある場合は、業務主管部門からの事前手続に基づいて、情報システム部門の管理の下に実施する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。</p> <p>② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された形式の情報以外は連携されない。</p> <p>③ システムによって入力内容や計算内容のエラーチェックが行われている。</p> <p>2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得る必要がある。また、情報連携が認められた相手システムとしか連携されない仕組みになっている。</p> <p>② 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt;  情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>1 番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を有しており、目的外の入手が行われないように備えている。</p> <p>2 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt;  情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  情報提供ネットワークシステムは、特定個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっており、安全性を保っている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。  2 中間サーバーと地方公共団体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方公共団体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>情報提供ネットワークシステムは、特定個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっている。そのため、照会対象者の正確な特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt;  情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤(市中間サーバー)を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報のみを入手するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。  2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。  3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果を、一定期間経過後に自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。  4 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。  (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。  ② 中間サーバーと地方公共団体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方公共団体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。  ③ 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt;  情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  1 情報提供の要求があった際には、情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックする機能が備わっている。  2 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。  3 機微情報(DV支援対象者情報等)については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認することで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。  4 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt;  情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  1 情報提供ネットワークシステムに情報を送信する際は、情報が暗号化される仕組みになっている。  2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。  2 中間サーバーと地方公共団体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方公共団体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。  3 中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が、特定個人情報にはアクセスができないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt;  1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置  ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。  ② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された形式の情報以外は連携されない。  ③ システムによる入力内容や計算内容のエラーチェックが行われている。  2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置  ① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得る必要がある。また、情報連携が認められた相手システムとしか連携されない仕組みになっている。  ② 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  1 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、誤った相手へ特定個人情報を提供するリスクに対応している。  2 情報提供データベースへ情報が登録される際には、決められた形式のファイルであるかをチェックする機能が備わっている。また情報提供データベースに登録された情報の内容は端末の画面で確認することができる。これらにより、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。  3 情報提供データベース管理機能(※)では、情報提供データベース内の副本データを既存業務システム内の正本データと照合するためのデータを出力する機能を有しており、提供する特定個人情報に誤りがないか確認することができる。  (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他のリスク①:不正なアクセスがなされるリスク          &lt;札幌市における措置&gt;          情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成とすることにより、システムの仕組みとして、情報提供ネットワークシステム側から本市の各業務システムへのアクセスが不可能となるようにしている。          &lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;          ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施される機能を有することにより、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止している。</p> <p>その他のリスク②:情報提供用符号が不正に用いられるリスク          &lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;          システム上、情報連携時のみ符号を用いる仕組みになっており、不正な名寄せが行われることのないよう、安全性を確保している。</p> <p>その他のリスク③:通信中の情報に対する不正なアクセスにより情報が漏えいするリスク          &lt;札幌市における措置&gt;          情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤(市中間サーバー)を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行うことにより、通信中の情報に不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。          &lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          1 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムの間における通信は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。          2 中間サーバーと自治体等についてはVPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、自治体ごとに通信回線を分離することで、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。          3 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムの間における通信は暗号化されており、万が一通信中の情報に不正なアクセスがあったとしても容易に情報漏えいが起こらないよう対応している。</p> <p>その他のリスク④:情報提供データベースに保存される情報が漏えいするリスク          &lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          1 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報管理データベースを地方自治体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、他の地方自治体が管理する情報には一切アクセスできない仕組みとすることで、保存された情報が漏えいすることのないよう、安全性を確保している。          2 地方自治体のみが特定個人情報の管理を行う仕組みとし、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報にアクセスできないようにしているため、事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①NISC政府機関統一基準群	<p>[ 政府機関ではない ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している          3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない</p>
②安全管理体制	<p>[ 十分に整備している ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している          3) 十分に整備していない</p>
③安全管理規程	<p>[ 十分に整備している ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している          3) 十分に整備していない</p>
④安全管理体制・規程の職員への周知	<p>[ 十分に周知している ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している          3) 十分に周知していない</p>
⑤物理的対策	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている          3) 十分に行っていない</p>
具体的な対策の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt;          1 サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。          2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。          3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。          4 LGWAN接続端末の操作場所へは、管理者である課長の許可を受けないと入室できない。また、業務時間外は執務室施錠などの物理的対策を講じている。          5 外部記憶媒体については、限定された USB メモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          1 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。          2 事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;          ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。          ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>

<p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>[ 十分に行っている ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている  3) 十分に行っていない</p> <p>&lt;札幌市における措置&gt;  1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末機及びサーバー機のハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。  2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設する。  3 サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間はLGWAN、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部への漏えい等が起こらないようにしている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  1 中間サーバー・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。  2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルの更新を行う。  3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチを適用する。  4 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。  5 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。  6 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。  7 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;  ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。  ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。  ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。  ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。  ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。  ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。  ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。  ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>
<p>⑦バックアップ</p>	<p>[ 十分に行っている ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている  3) 十分に行っていない</p>
<p>⑧事故発生時手順の策定・周知</p>	<p>[ 十分に行っている ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている  3) 十分に行っていない</p>
<p>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p>	<p>[ 発生なし ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;  1) 発生あり 2) 発生なし</p>
<p>その内容</p>	-	
<p>再発防止策の内容</p>	-	
<p>⑩死者の個人番号</p>	<p>[ 保管している ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;  1) 保管している 2) 保管していない</p>
<p>具体的な保管方法</p>	<p>死者の特定個人情報は、生存する個人の特定個人情報と分けて管理しないため、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の特定個人情報ファイルと同様の管理を行う。</p>	
<p>その他の措置の内容</p>	-	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	1 保有する情報は変更があった場合に随時更新している。また、更新漏れがないように、複数の職員で確認する体制をとっている。 2 取得した電子申請データは紙に印刷するまで、LGWAN接続端末に一時保管されている。この一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合は古い情報で審査等を行わないよう履歴管理を行う。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<札幌市における措置> 1 事務処理上、消去して問題ない情報かどうかを一定期間ごとに確認する(介護保険法等には保管期間の定めがない)。 2 磁気ディスク等の場合は、内容の復元ができないよう物理的な破碎等によって消去する。 3 紙媒体の場合は、内容が判読できないよう焼却又は裁断によって消去する。 4 外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。  <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的なチェック方法</p> <p>&lt;札幌市における措置&gt; 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項等が順守されているかどうか、自己点検票による確認を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者が、定期的に自己点検を実施する。</p>
②監査	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な内容</p> <p>&lt;札幌市における措置&gt; 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 監査は全ての個人番号利用事務について実施する。 2 現地監査を定期的実施する。 3 監査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 1 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 2 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な方法</p> <p>&lt;札幌市における措置&gt; 介護保険事務に携わる職員(会計年度職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得のための研修(個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。)を実施するとともに、その記録を残している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p>&lt;札幌市における措置&gt; 情報システム部門が管理するサーバ室にて、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、情報システム部門と委託業者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求について受け付ける。
特記事項	札幌市ホームページに請求先、請求手続、費用等についての案内を掲載している。
③手数料等	[ 無料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は無料。ただし写しの交付を希望する場合は、交付費用の実費相当の負担が必要。納付方法は現金、納入通知書等による。)
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	介護保険に関する事務
公表場所	札幌市総務局行政部行政情報課
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 011-211-2547
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年11月12日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	札幌市広報(広報さっぽろ)、札幌市ホームページ等で住民等からの意見の募集を実施する旨を周知し、ホームページ及び主要市有施設(区役所等)で全文を閲覧可能とする。
②実施日・期間	令和7年11月12日～12月11日
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	・個人番号で多くの個人情報を紐づけるほどリスクが大きくなり情報漏えいすれば取り返しがつかないことになる。 ・情報漏えいした場合、どのような措置になるのか。 ・使用済み文書・データの物理破壊や感全消去に職員は立ち会うのか。また、記録は残すのか。 ・業務委託、再委託に伴うリスクが大きい。
⑤評価書への反映	住民意見による評価書の修正はない。
3. 第三者点検	
①実施日	令和8年02月12日
②方法	学識経験者等で組織される札幌市情報公開・個人情報保護審議会に諮問した。
③結果	特定個人情報保護評価指針に定める適合性及び妥当性の観点から、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱い及び保護措置は適正であると認められ、審議会として妥当であるとの答申を得た。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月27日	Ⅲ-3 リスク2 アクセス権の発効・失効の 管理 具体的な管理方法 1 ②	システム部門 (総務局情報化推進部)	情報システム部門	事後	機構改革に伴う記載の変更 のため、重要な変更にあたら ない。
平成28年4月27日	Ⅲ-3 リスク2 アクセス権の発効・失効の 管理 具体的な管理方法 2	システム部門	情報システム部門	事後	文言整理による記載の変更 のため、重要な変更にあたら ない
平成28年4月27日	Ⅲ-3 リスク2 その他の措置の内容 1, 2	システム部門	情報システム部門	事後	文言整理による記載の変更 のため、重要な変更にあたら ない
平成28年4月27日	Ⅲ-3 リスク4 リスクに対する措置の内容 2	システム部門	情報システム部門	事後	文言整理による記載の変更 のため、重要な変更にあたら ない
平成28年4月27日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査の具体的 内容 2及び3	情報化推進部	情報システム部門	事後	機構改革に伴う記載の変更 のため、重要な変更にあたら ない。
平成29年9月15日	I-5 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第50条 札幌市個人番号利用条例 (平成27年10月6 日条例第42号) 以下、「条例」という。) 第 4条	番号法第9条第1項 別表第一の68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第50条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利 用条例 (平成27年10月6日条例第42号。以下、「利 用条 例」という。)	事後	文言整理による記載の変更 のため、重要な変更にあたら ない
平成29年9月15日	Ⅲ-3 リスク3 リスク に対する措置の内容	1 外部媒体へのデータのコピーを禁じて いる。 2 システム操作記録を取得しているた め、事務外で使用した場合は直ちに特定可 能であることを周知している。 3 臨時職員等は、業務上知り得た情報の 業務外利用の禁止に関する条項を含む承諾 書に署名をする。	1～3 (省略) 4 外部記憶媒体の利用制御システムによ り、事前に登録された外部記憶媒体以外は 書き込みができないようにすることで、不 正な情報の持ち出しを制限する。	事後	リスクを明らかに軽減させ る変更であり、重要な変更 にあたらない。
平成29年9月15日	Ⅲ-5 リスク1 その他 の措 置の内容	1 「サーバー室等への入室権限」および 「本特定個人情報ファイルを扱うシステム へのアクセス権限」を有する者を管理し、 情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報 の提供・移転処理以外で、情報の提供・移 転を行う作業等においては、情報システム 部門の職員が立会いを行う。	1～2 (省略) 3 外部記憶媒体の利用制御システムによ り、事前に登録された外部記憶媒体以外は 書き込みができないようにすることで、不 正な情報の持ち出しを制限する。	事後	リスクを明らかに軽減させ る変更であり、重要な変更 にあたらない。
平成31年3月7日	I-7. .評価実施機関にお ける担当部署 ②所属長の 役職名	介護保険課長 小山 雅司	介護保険課長	事後	様式変更による記載の変更 のため、重要な変更にあたら ない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	I-1. 評価実施機関における担当部署 ②事務の内容	<p>札幌市では、介護保険法及びこれに基づく条例により、介護保険に関する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）以下、「番号法」という。）別表第一の68項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令で定められている。</p> <p>ついで、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令に定める以下の事務で取り扱うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護保険の資格に関する事務 住民基本台帳の異動状況を把握し、資格の取得・喪失の処理を行う。</li> <li>2 介護保険の賦課に関する事務 被保険者等の所得情報を把握し、保険料賦課額の決定、更正の処理を行う。</li> <li>3 介護保険の収納管理に関する事務 徴収した保険料の収入状況を把握し、適切に管理するとともに決算の集計を行う。</li> <li>4 介護保険の滞納整理に関する事務 滞納している納付義務者を把握し、催告等の処理を行う。</li> <li>5 介護保険の認定に関する事務 被保険者等の申請に基づき、要介護認定の調査等を実施し、要介護・要支援状態区分等を認定する。また、要介護（要支援）認定決定情報に関する情報提供を行う。</li> <li>6 介護保険のケアプランに関する事務 認定決定等を受けた被保険者のケアプランを管理する。</li> <li>7 介護保険の給付に関する事務 介護サービス等の受給者に対して保険給付を行う。また、各種減額、減免及び利用者負担割合証交付に関する事務を行う。</li> <li>8 地域支援事業に関する事務 被保険者の介護予防対象者を管理し、利用申請の受付、支給決定を行う。</li> </ol>	<p>札幌市では、介護保険法（平成9年法律第123号）及びこれに基づく条例により、介護保険に関する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表第一の68項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令で定められている。</p> <p>ついで、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令に定める以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護保険の資格に関する事務 住民基本台帳により異動状況を把握し、介護保険の資格の取得・喪失の処理を行う。</li> <li>2 介護保険料の賦課に関する事務 被保険者等の所得情報を把握し、介護保険料賦課額の決定、更正の処理を行う。</li> <li>3 介護保険料の収納管理に関する事務 徴収した介護保険料の収納状況を管理し、決算の集計を行う。</li> <li>4 介護保険料の滞納整理に関する事務 滞納している納付義務者を把握し、催告等の処理を行う。</li> <li>5 介護保険の認定に関する事務 被保険者等の申請に基づき、要介護認定の調査等を実施し、要介護・要支援状態区分等を認定する。また、主治医等から提供依頼があった場合、要介護（要支援）認定決定情報に関する情報提供を行う。</li> <li>6 介護保険のケアプランに関する事務 要介護（要支援）の認定決定等を受けた被保険者のケアプランを管理する。</li> <li>7 介護保険の給付に関する事務 介護サービス等の受給者に対して介護保険給付を行う。また、介護サービス利用料等の各種減額、減免及び利用者負担割合証交付に関する事務を行う。</li> <li>8 地域支援事業に関する事務 対象となる被保険者からの利用申請を受け、支給決定を行い対象者を管理する。</li> </ol>	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	I-1. 評価実施機関における担当部署 ②事務の内容		<p>（以下を追加。）</p> <p>上記事務における申請・届出の受理については、郵送と窓口での受け付けのほか、サービス検索・電子申請機能（※）でも受け付ける。</p> <p>（※）サービス検索・電子申請機能…地方公共団体のサービスの検索やオンライン申請ができる機能。</p>	事前	申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。
令和2年11月24日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②事務の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護保険の資格に関する機能 ・取得及び喪失など介護保険者の資格管理 ・住所地特例、適用除外などの管理 ・住所指定、送付先指定などの住所管理 ・住外者の登録 ・被保険者証及び支給資格証明書の発行</li> <li>2 介護保険の賦課に関する機能 ・賦課情報の照会 ・新規資格取得者の賦課決定及び納入通知書の発行 ・税更正等による賦課更正及び納入通知書の発行 ・減免申請の登録</li> <li>3 介護保険の認定に関する機能 ・要介護及び要支援認定の申請登録 ・訪問調査及び主治医意見書等の登録 ・一次判定及び認定審査会関係の登録 ・認定決定通知書、介護被保険者証等の発行 ・受給者情報の照会</li> </ol> <p>（以下省略）</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護保険の資格に関する機能 ・取得及び喪失など介護保険者の資格管理 ・住所地特例、介護保険適用除外などの管理 ・住所指定、送付先指定などの住所管理 ・本市に住民登録のない被保険者の登録 ・被保険者証及び支給資格証明書の発行</li> <li>2 介護保険料の賦課に関する機能 ・賦課情報の照会 ・新規資格取得者の賦課決定及び納入通知書の発行 ・税更正等による賦課更正及び納入通知書の発行 ・減免申請の登録</li> <li>3 介護保険の認定に関する機能（総合事業含む） ・要介護及び要支援認定の申請登録 ・訪問調査及び主治医意見書等の登録 ・一次判定及び認定審査会関係の登録 ・認定決定通知書、介護被保険者証等の発行 ・受給者情報の照会</li> </ol> <p>（以下省略）</p>	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②事務の内容	<p>&lt;収納管理&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 （省略）</li> <li>2 社会保障番号から国保・介護・後期高齢システムの送付先情報を連携</li> <li>3 （省略）</li> </ol>	<p>&lt;収納管理&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 （省略）</li> <li>2 国保・介護・後期高齢システムで設定した送付先情報を社会保障番号から連携</li> <li>3 （省略）</li> </ol>	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②事務の内容	<p>中間サーバー・プラットフォームは、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤（市中間サーバー及び団体内統合宛名）とデータの受け渡しをすることで、符号の取得や他情報保有機関間の特定個人情報照会・提供の機能を有する。</p> <p>1 符号管理 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。</p> <p>2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。</p> <p>3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。</p> <p>4 既存システムとの接続 システム基盤（市中間サーバー）と情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携を行う。</p> <p>5 情報提供等記録の管理 特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理を行う。</p> <p>7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。</p> <p>8 セキュリティ管理 特定個人情報（連携対象）の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報の管理を行う。</p> <p>9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>	<p>国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤（市中間サーバー及び団体内統合宛名）とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。</p> <p>1 符号管理 符号と団体内統合宛名番号とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。 （※）符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号 （※）（団体内統合）宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各自治体内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの自治体の各業務システム（社会保障システム、地方税システム等）において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。</p> <p>2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。</p> <p>3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。</p> <p>4 既存システムとの接続 システム基盤（市中間サーバー）と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。</p> <p>5 情報提供等記録の管理 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理 特定個人情報を副本として、保持・管理を行う。</p> <p>7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム（※））と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。 （※）インターフェイスシステム…情報照会者や情報提供者とコアシステムを接続するシステム &lt;参考&gt;コアシステム…符号の生成・情報連携の媒介・情報提供記録の管理の3つの機能を持つシステム</p> <p>8 セキュリティ管理 ①特定個人情報の暗号化及び復号を行う。 ②送信するデータに対して署名（そのファイルの正当性を示すデータ）を付与する。 ③送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。 ④データの暗号化や複合に必要となるデータ暗号化鍵の管理を行う。 ⑤情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報（システムを利用するためにあらかじめ登録が必要な基本的な情報）の管理を行う。</p> <p>9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づく各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5②事務の内容	<p>中間サーバー・プラットフォームと庁内各業務システムの間立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などの要件が、庁内の各業務システムに与える影響を吸収する。また、フォーマット変換やコード変換など、各システムでそれぞれに開発すると非効率になってしまう機能を集約する。</p> <p>1 サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームに対して、符号取得、情報転送、情報照会に関する連携を行う。</p> <p>2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合及び庁内各業務システムへの連携を行う場合に、それぞれが受け取れるデータのフォーマットや、コードへ変換を行う。</p> <p>3 システム基盤（団体内統合宛名）との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤（団体内統合宛名）から取得する。</p> <p>また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、庁内各業務システムで管理している番号へ変換するために、システム基盤（団体内統合宛名）から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。</p> <p>4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。</p>	<p>札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム（※）と庁内各業務システムの間立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。</p> <p>1 サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。</p> <p>2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合や庁内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。</p> <p>3 システム基盤（団体内統合宛名）との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤（団体内統合宛名）から取得する。</p> <p>また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、団体内統合宛名番号を庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤（団体内統合宛名）から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。</p> <p>4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。</p> <p>※中間サーバー・プラットフォーム…自治体中間サーバーのハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバーの拠点。 〈参考〉 中間サーバー・ソフトウェア…自治体中間サーバーのソフトウェア部分。番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体による特定個人情報の提供やそれに付随する業務を行うアプリケーション（プログラム）群のこと（ハードウェアは含まない。）</p>	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6②事務の内容	<p>団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。</p> <p>1 団体内統合宛名番号の登録・管理 個人番号を把握したことを契機として、団体内統合宛名番号の付番と、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。</p> <p>2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号取得が完了しているかの状況管理を行う。</p> <p>3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 システム基盤（団体内統合宛名）を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p> <p>6 セキュリティの管理 庁内各業務システム専用エリア利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。</p>	<p>札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。</p> <p>1 団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。</p> <p>※（団体内統合）宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各自体内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの自治体の各業務システム（社会保障システム、地方税システム等）において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。</p> <p>2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。</p> <p>※符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号</p> <p>3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 システム基盤（団体内統合宛名）を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p> <p>6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。</p>	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7②事務の内容	<p>既存住基システムより住民基本台帳の情報を受領し、情報を再編成のうえ、庁内の住民基本台帳の情報を必要とするシステムへ、情報移転するためのシステム機能を有する。住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けているシステムにのみ住民基本台帳の情報を連携する。</p> <p>1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムで発生した異動データを受領し、情報連携が認められた情報移転先のシステムに、必要と認められた項目について送信する。</p> <p>2 住記異動情報の連携 随時（リアルタイム）で既存住基システムから送信された異動データについて、要求に応じてシステム基盤（団体内統合宛名）や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で連携する。</p> <p>3 システム基盤（市中間サーバー）への情報転送 番号法別表第二に基づき、世帯情報をシステム基盤（市中間サーバー）へ転送する。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p>	<p>札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、情報システム部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。</p> <p>1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。</p> <p>2 住記記録の異動情報の連携 随時（リアルタイム）で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤（団体内統合宛名）や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。</p> <p>3 システム基盤（市中間サーバー）への情報転送 世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤（市中間サーバー）へ転送する。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p>	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8②事務の内容	<p>システム基盤（個人基本）より住民基本台帳の情報を受領し社会保障業務（国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務）で活用するとともに、個人（および法人）を管理し、宛名情報、対応記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する機能群である。</p> <p>1 システム基盤（個人基本）からの住記異動情報連携 システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。</p> <p>2 税宛名からの課税情報連携 税宛名から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。</p> <p>3 社会保障宛名管理 社会保障業務共通で利用する個人および法人の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報（氏名・性別・生年月日・住所）を管理する。</p> <p>3 システム基盤（団体内統合宛名）連携 システム基盤（団体内統合宛名）にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務として把握した対象者について、社会保障業務として管理している番号を連携する。</p>	<p>札幌市のシステムであり、システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の情報を受領し社会保障業務（国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務）で活用する。個人（及び法人）の宛名情報、対応記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する。</p> <p>1 システム基盤（個人基本）からの住記異動情報連携 システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。</p> <p>2 システム基盤（税宛名）からの課税情報連携 システム基盤（税宛名）から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。</p> <p>3 社会保障宛名管理 社会保障業務共通で利用する個人（及び法人）の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報（氏名・性別・生年月日・住所）を管理する。</p> <p>4 システム基盤（団体内統合宛名）連携 システム基盤（団体内統合宛名）にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務で把握した対象者について、社会保障業務で管理している番号を連携する。</p>	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9②事務の内容	<p>居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムであり、次の機能を有する。</p> <p>1 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>2 機構への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>3 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバーにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p>	<p>国のシステムであり、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるもので、次の機能を有する。</p> <p>1 本人確認情報検索 端末に入力した4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>2 機構（※）への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ※機構…地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）に基づく地方協働法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク（LGWAN）の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。</p> <p>3 本人確認情報整合 本人確認情報の内容について、都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している本人確認情報と、機構が全国サーバーにおいて保有している本人確認情報とが整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p>	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10②事務の内容	金融機関・財務連携代行システムは、金融機関等との間で、口座振替依頼や口座振替結果、日々の収入情報を送受信するシステムであり、国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムにおいては、以下の機能を活用する。 1 国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへの連携 国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムから、口座振替依頼の情報を金融機関・財務連携代行システムへ連携する。 2 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムへの連携 金融機関・財務連携代行システムから、口座振替結果および日々の介護保険料の収納情報を国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムへ連携する。	金融機関・財務連携代行システムは札幌市のシステムであり、金融機関等との間で、口座振替依頼や口座振替結果、日々の収入情報を送受信するシステムであり、国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムとの連携においては、以下の機能を活用する。 1 国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへの連携 国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへ、口座振替依頼の情報を提供する。 2 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムへの連携 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムへ、口座振替結果及び日々の介護保険料の収納情報を提供する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11②事務の内容	システム基盤（個人基本）より住民基本台帳の情報を受領し税業務で活用するとともに、個人及び法人を管理し、納付書情報や対応記録、口座情報などを集約管理する機能群である。 1 システム基盤（個人基本）からの住基異動情報連携 システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 税宛名管理 税業務共通で利用する個人及び法人の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。 また、住登外者の基本4情報（氏名・性別・生年月日・住所）を管理する。 3 システム基盤（団体内統合宛名）連携 システム基盤（団体内統合宛名）にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務として把握した対象者について、税業務として管理している番号を連携する。 4 社会保障宛名への課税情報連携 課税額、所得額、収入額などの課税情報を社会保障宛名へ情報連携する。	札幌市のシステムであり、システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の情報を受領し税業務で活用する。個人（及び法人）の納付書情報や対応記録、口座情報などを集約管理する。 1 システム基盤（個人基本）からの住基異動情報連携 システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 税宛名管理 税業務共通で利用する個人及び法人の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。 また、住登外者の基本4情報（氏名・性別・生年月日・住所）を管理する。 3 システム基盤（団体内統合宛名）連携 システム基盤（団体内統合宛名）にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務で把握した対象者について、税業務で管理している番号を連携する。 4 システム基盤（社会保障宛名）への課税情報連携 課税額、所得額、収入額などの課税情報をシステム基盤（社会保障宛名）へ情報連携する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	I-2. 特定個人情報ファイルを取扱う事務において使用するシステム システム12①システムの名称		伝送通信ソフト	事後	国保連合会に委託している「介護保険審査支払事務」で、委託先へのデータの受渡し方法を電子媒体から専用線による方法に変更。
令和2年11月24日	I-2. 特定個人情報ファイルを取扱う事務において使用するシステム システム12②システムの機能		伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険の審査支払等の業務で使用するデータについて、専用端末を用いて電子メール方式で保険者（市区町村）と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。（専用端末で送受するデータで個人番号は利用しない。） 1. 受給者情報異動連絡票データの送信 受給者情報異動連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。 2. 受給者情報訂正連絡票データの送信 受給者情報訂正連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。	事後	国保連合会に委託している「介護保険審査支払事務」で、委託先へのデータの受渡し方法を電子媒体から専用線による方法に変更。
令和2年11月24日	I-2. 特定個人情報ファイルを取扱う事務において使用するシステム システム13①システムの名称		サービス検索・電子申請機能	事前	申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	I-2. 特定個人情報ファイルを取扱う事務において使用するシステム システム13②システムの機能		<p>【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索および申請ができる機能</p> <p>【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能</p>	事前	申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。
令和2年11月24日	I-4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由①事務実施上の必要性	特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、適正な賦課及び給付に資することとなるとともに、社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手することで、被保険者の給付や保険料決定の際の所得確認などの事務の効率化が図れる。	特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、適正な賦課及び給付に資することとなる。また、社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手することで、被保険者の給付や保険料決定時の手続きに添付書類を省略できるなど、住民の負担軽減及び事務の効率化が図れる。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	I-4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由②実現が期待されるメリット	<p>1 番号制度の導入により、税情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができることで正確かつ効率的に介護保険被保険者等の情報を把握することが可能となり、より公平な保険料の賦課及び保険給付に資することが期待される。</p> <p>2 紙媒体での照会により確認している、介護保険被保険者の所得等の確認等において事務の効率化が可能となる。</p> <p>3 市・道民税証明書等の添付書類の提出を省略することが可能となり、住民負担軽減（証明書を入手する金銭的、時間的コストの節約）につながる。</p>	<p>1 番号制度の導入により、税情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができることで正確かつ効率的に介護保険被保険者等の情報を把握することが可能となり、より公平な保険料の賦課及び保険給付に資することが期待される。</p> <p>2 介護保険被保険者の所得等の確認等について、紙媒体での照会よりも事務を効率化することができる。</p> <p>3 市・道民税証明書等の添付書類の提出を省略することが可能となり、住民の負担軽減（証明書を入手する金銭的、時間的コストの節約）につながる。</p>	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	I-6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二</p> <p>（別表第二における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項）</p> <p>（別表第二における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）に「介護保険法」が含まれる項（93、94の項）</p>	<p>番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二</p> <p>（別表第二における情報提供の根拠） 番号法別表第二の第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項）</p> <p>（別表第二における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）に「介護保険法」が含まれる項（93、94の項）</p>	事後	番号法の改正による変更。
令和2年11月24日	（別添1）事務の内容		図中 ①届出・申請（電子申請）	事前	申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。
令和2年11月24日	（別添1）事務の内容		図中 ⑦受給者異動情報⑧給付実績の授受に「伝送通信ソフト」を追加。	事後	国保連合会に委託している「介護保険審査支払事務」で、委託先へのデータの受渡し方法を電子媒体から専用線による方法に変更したため修正。
令和2年11月24日	II-2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	<p>介護保険の第1号被保険者並びに介護保険被保険者証を交付した第2号被保険者及び世帯構成員（資格喪失者を含む）</p> <p>正確かつ公平・公正な介護保険業務を行うにあたり、介護保険対象者の特定等に必要範囲の特定個人情報を保有する必要があるため</p>	<p>①介護保険の第1号被保険者及びその世帯構成員（喪失者を含む） ②介護保険被保険者証を交付した第2号被保険者及びその世帯構成員（資格喪失者を含む） ③札幌市に住所を有する介護保険適用除外者及び住所地特例者。</p> <p>介護保険業務を正確かつ公平・公正に行うため、上記の範囲を対象にする必要がある。</p>	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	Ⅱ-2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 識別情報：対象者を正確に特定するために保有</li> <li>2 連絡先等情報：対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有</li> <li>3 業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地方税関係情報：保険料段階及び利用者負担段階等を決定するために保有</li> <li>② 医療保険関係情報：第2号被保険者の医療保険を把握するため、また、高額医療合算介護サービス費の給付のために保有</li> <li>③ 障害者福祉関係情報：被保険者の適用除外の確認等を行うために保有</li> <li>④ 生活保護・社会福祉関係情報：生活保護に関する情報に基づき、保険料段階及び利用者負担段階等を決定するために保有</li> <li>⑤ 介護・高齢者福祉関係情報：介護保険給付の適切な給付実績を確認するために保有</li> <li>⑥ 年金関係情報：特別徴収を行うために保有。また、老齢福祉年金にあっては、保険料段階及び利用者負担段階等を決定するために保有</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 識別情報：対象者を正確に特定するために保有</li> <li>2 連絡先等情報：対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有</li> <li>3 業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地方税関係情報：介護保険料段階及び介護保険の利用者負担段階等を決定するために保有</li> <li>② 医療保険関係情報：第2号被保険者の医療保険を把握するため、また、高額医療合算介護サービス費の給付のために保有</li> <li>③ 障害者福祉関係情報：被保険者の介護保険の適用除外の確認等を行うために保有</li> <li>④ 生活保護・社会福祉関係情報：生活保護に関する情報に基づき、介護保険料段階及び介護保険の利用者負担段階等を決定するために保有</li> <li>⑤ 介護・高齢者福祉関係情報：介護保険給付の適切な給付実績を確認するために保有</li> <li>⑥ 年金関係情報：特別徴収を行うために保有。また、老齢福祉年金にあっては、介護保険料段階及び介護保険の利用者負担段階等を決定するために保有。</li> </ul> </li> </ul>	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅱ-3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法		(以下を追加) その他(サービス検索・電子申請機能)	事前	申請方法(電子申請)追加に伴う重要な変更。
令和2年11月24日	Ⅱ-3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	介護保険法並びに番号法別表第二の93項及び94項の規定による。庁内連携による入手は条例別表2の9項、10項、11項、12項、13項、14項及び15項において明示されている。	介護保険法並びに番号法別表第二の93項及び94項の規定に明示している。また、庁内連携による入手は条例別表2の9項から15項までにおいて明示している。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅱ-3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	行政運営の効率化と公平・公正な介護保険事務を行うため。	行政運営の効率化と公平・公正な介護保険事務のため。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅱ-3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 (省略)</li> <li>2 介護保険の賦課に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>①～④(省略)</li> </ul> </li> <li>3 介護保険の収納管理に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 本人等の金融機関口座情報を取得し、保険料の口座振替や還付の事務に使用する。</li> <li>② 金融機関からの普通徴収の保険料入金情報を取得し、収納消込の事務に使用する。</li> <li>③ 年金保険者からの特別徴収の保険料入金情報を取得し、収納消込の事務に使用する。</li> <li>④ 生活保護受給情報に基づき、保険料の受領委任払いの事務に使用する。</li> </ul> </li> <li>4 介護保険の滞納整理に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>①～②(省略)</li> </ul> </li> <li>5 (省略)</li> <li>6 介護保険のケアプランに関する事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 本人や代理人からのケアプランを受け付け、ケアプラン届出状況を管理する事務に使用する。</li> </ul> </li> <li>7 介護保険の給付に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 住民税や社会保障の給付状況等の情報を把握し、利用者負担段階を決定する事務に使用する。</li> </ul> </li> <li>8 地域支援事業に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 対象となる被保険者を管理し、利用申請の受付、支給決定する事務に使用する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 (省略)</li> <li>2 介護保険料の賦課に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>①～④(省略)</li> </ul> </li> <li>3 介護保険料の収納管理に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 本人等の金融機関口座情報を取得し、保険料の口座振替や還付の事務に使用する。</li> <li>② 金融機関からの普通徴収の保険料入金情報を取得し、収納の事務に使用する。</li> <li>③ 年金保険者からの特別徴収の保険料入金情報を取得し、収納の事務に使用する。</li> <li>④ 生活保護受給情報に基づき、保険料の受領委任払いの事務に使用する。</li> </ul> </li> <li>4 介護保険料の滞納整理に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>①～②(省略)</li> </ul> </li> <li>5 (省略)</li> <li>6 介護保険のケアプランに関する事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 本人や代理人からのケアプランを受け付け、ケアプラン届出状況を管理する事務に使用する。</li> </ul> </li> <li>7 介護保険の給付に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 住民税や社会保障の給付状況等の情報を把握し、利用者負担段階を決定する事務に使用する。</li> </ul> </li> <li>8 地域支援事業に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 対象となる被保険者を管理し、利用申請の受付、支給決定する事務に使用する。</li> </ul> </li> </ul>	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅱ-3. 特定個人情報の入手・使用 ⑩使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 個人番号カード等により、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。</li> <li>2 内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 個人番号カード等により、正確に本人確認をして個人番号の真正性を確認する。</li> <li>2 内部識別番号である宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。</li> </ul>	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅱ-3. 特定個人情報の入手・使用 ⑩使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 保険料の賦課額・減免等の決定、要介護(要支援)認定等の決定、給付の支給・減額・減免の決定、償還払いの支給決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護保険料の賦課額・減免等の決定、要介護(要支援)認定等の決定、介護給付の支給・減額・減免の決定、償還払いの支給決定</li> </ul>	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅱ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	介護保険システムの安定した稼働のため、システムの運用・保守の専門的な知識・技術を保有する民間事業者に委託する。	特定個人情報ファイルの一部ではなく全体について運用管理を行う必要がある。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	II-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1⑥委託先名	札幌市総合情報センター株式会社（予定）	競争入札により決定する。	事後	修正漏れがあったため今回の見直しで修正。
令和2年11月24日	II-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容（業務の一部であるか）や管理体制（委託先の管理下にあるか）を判断し許諾する。	申請を受けて、委託内容（業務の一部であるか）や管理体制を判断し許諾する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月24日	II-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲その妥当性	介護保険システムの安定した稼働のため、システムの運用・保守の専門的な知識・技術を保有する民間事業者に委託する。	特定個人情報ファイルの一部ではなく全体について運用管理を行う必要がある。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月24日	II-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2⑥委託先名	札幌市総合情報センター株式会社（予定）	競争入札により決定する。	事後	修正漏れがあったため今回の見直しで修正。
令和2年11月24日	II-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容（業務の一部であるか）や管理体制（委託先の管理下にあるか）を判断し許諾する。	申請を受けて、委託内容（業務の一部であるか）や管理体制を判断し許諾する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月24日	II-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数 対象となる本人の範囲	対象となる本人の数 1万人未満 対象となる本人の範囲 100万人以上1,000万人未満	対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 対象となる本人の範囲 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	事後	明らかな誤記修正のため重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月24日	II-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲その妥当性	介護保険システムの安定した稼働のため、システムの運用・保守の専門的な知識・技術を保有する民間事業者に委託する。	特定個人情報ファイルの一部ではなく全体について運用管理を行う必要がある。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月24日	II-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3⑥委託先名	札幌市総合情報センター株式会社（予定）	競争入札により決定する。	事後	修正漏れがあったため今回の見直しで修正。
令和2年11月24日	II-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3再委託⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容（業務の一部であるか）や管理体制（委託先の管理下にあるか）を判断し許諾する。	申請を受けて、委託内容（業務の一部であるか）や管理体制を判断し許諾する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月24日	II-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲その妥当性	札幌市では、大量の印刷を実施できるプリンタを保有しておらず、指定の期日までに、印刷及び事後処理を実施するために、データからの印刷と事後処理の技術を保有する民間事業者に委託する。	対象者へ自己負担割合証や各種通知等を送付するに当たり、札幌市では、大量の印刷を実施できるプリンタを保有しておらず、指定の期日までに、印刷及び事後処理を実施するために、データからの印刷と事後処理の技術を保有する民間事業者に委託する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月24日	II-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4再委託⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容（業務の一部であるか）や管理体制（委託先の管理下にあるか）を判断し許諾する。	申請を受けて、委託内容（業務の一部であるか）や管理体制を判断し許諾する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月24日	II-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5①委託内容	介護報酬等の審査支払業務及び第三者求償業務	介護報酬等の審査支払業務、第三者求償業務及び保険者事務共同処理業務	事後	記載漏れがあったため今回の見直しで業務を追加。（いずれの業務も個人番号の利用はない。）
令和2年11月24日	II-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5②取扱いファイルを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	介護保険法第176条において、国民健康保険団体連合会は市町村から委託を受けて、介護報酬等の審査・支払い事務、第三者行為求償業務を行うことができる旨規定されている。	介護保険法第176条において「国民健康保険団体連合会は市町村から委託を受けて、介護報酬等の審査・支払い事務、第三者行為求償業務の他、介護保険事業の円滑な運営に資する事業を行うことができる」旨規定されている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月24日	II-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	電子記録媒体（フラッシュメモリを除く）	専用線	事後	敷設済み専用線の利用が可能となったことから特定個人情報ファイルの提供方法を変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	II-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑤委託先名の確認方法	介護保険法第176条において、国民健康保険団体連合会は市町村から委託を受けて、介護報酬等の審査・支払い事務、第三者行為求償業務を行うことができる旨規定されている。	介護保険法第176条において、国民健康保険団体連合会は市町村から委託を受けて、介護報酬等の審査・支払い事務、第三者行為求償業務の他、介護保険事業の円滑な運営に資する事業を行うことができる旨規定されている。	事後	業務内容修正に伴い、今回の見直しで修正。
令和2年11月24日	II-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供・移転の有無	提供を行っている（20件）	提供を行っている（23件）	事後	番号法の改正による変更。
令和2年11月24日	II-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1	厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第二に定める情報照会者（別紙1参照）	事後	提供先について別紙1に集約した。文言整理による記載の変更であり、重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月24日	II-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1-①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二（第1項）	番号法第19条第7号 別表第二	事後	提供先について別紙1に集約した。文言整理による記載の変更であり、重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月24日	II-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1-②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	番号法第19条第7号 別表第二に定める各事務	事後	提供先について別紙1に集約した。文言整理による記載の変更であり、重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月24日	II-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1-③提供する情報	介護保険給付等関係情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月24日	II-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1-⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月24日	II-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先2～20		（削除）	事後	提供先について別紙1に集約した。文言整理による記載の変更であり、重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月24日	II-6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<札幌市における措置> 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 2 （以降省略）	<札幌市における措置> 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 2 （以降省略）	事後	誤記の修正であり、重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月24日	II-6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	介護保険法ほか法令では、データ保管期間の定めはなく、各業務で過去の情報を必要とする事務処理に対応できるようにする必要があるため。	過去の情報を必要とする業務が多いため、介護保険法等ではデータの保管期間の定めがない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月24日	II-6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<札幌市における措置> 1 一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報は、システムにて自動判別し消去する。 2 ディスクの交換時は、物理的破壊や専用ソフトにて完全に消去する。 3 札幌市が定めた保管期間を経過した紙書類については、シュレッダーで完全に消去する。  （以下、省略）	<札幌市における措置> 1 一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報を、システムが自動判別し消去する仕組みを備えている。 2 ディスクの交換時は、物理的破壊や専用ソフトにて完全に消去する。 3 札幌市が定めた保管期間を経過した紙書類は、シュレッダーで裁断する。 4 個人番号付電子申請データは紙に打ち出した後、LGWAN接続端末から速やかに完全消去する。  （以下、省略）	事前	申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。
令和2年11月24日	（別紙1）番号法第19条第7号別表2に定める事務		提供先について集約したため「別紙1」を追加	事後	提供先について別紙1に集約した。文言整理による記載の変更であり、重要な変更にあたらぬ。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	Ⅲ-2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1：目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	1 個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 2 他の行政機関等より特定個人情報を含む情報（被保険者資格情報、所得情報等）を入手する際、必要とされる対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。	1 窓口対応では、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 2 他の行政機関等から特定個人情報を含む情報（被保険者資格情報、所得情報等）を入手する際は、必要とされる対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。 3 電子申請時は、サービス検索・電子申請機能画面に個人番号の提出が必要な対象者について表示し、対象者以外の情報の入手を防止する。	事前	「3」について、申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。
令和2年11月24日	Ⅲ-2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1：目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	必要とされる情報以外記載できない書類様式とする。	1 必要な情報以外記載できない書類様式とする。 2 住民がサービス検索・電子申請機能の画面誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力する際に、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続きに係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	「2」について、申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。
令和2年11月24日	Ⅲ-2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<介護保険システム、国保・介護・後期収納管理／滞納整理システム及び高齢・障がい福祉システムにおける措置> 1 住民からの申請等情報については、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、申請等の手続きを行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申請書等を提出することとしており、不適切に入手することはない。 2 紙媒体により提出される申請等情報は、札幌市を送付先としており、詐欺・奪取が行われることはない。 3 システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者による照会と登録のみとしており、それ以外の方法ではアクセスできない。 <団体内統合宛名システムにおける措置> システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者によるもののみとしており、それ以外の方法ではアクセスできない。 <住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者によるもののみとしており、それ以外の方法ではアクセスできない。 <システム外の措置> 窓口等で個人番号の提示を受けるときは、法令で定める本人確認を行ったうえで受付を行う。	<介護保険システム、国保・介護・後期収納管理／滞納整理システム及び高齢・障がい福祉システムにおける措置> 1 手続きに当たっては、個人番号の記載が必要であることを認識してもらった上で、申請書等を提出してもらう。これにより、本人が知らぬ間に個人番号を提出してしまうことを防止している。 2 紙媒体の申請等情報は、本人等が来庁して提出するか、直接札幌市に郵送するため、中間で詐欺・奪取が行われるリスクは低い。 3 それぞれのシステムへアクセスできる職員と端末を限定している。 <団体内統合宛名システム及び住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> それぞれのシステムへアクセスできる職員と端末を限定している。 <サービス検索・電子申請機能における措置> 1 住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信する際には、個人番号カードの署名用電子証明書による電子証明を付し、電子申請を受理した市町村等で署名検証を行う。これにより、本人からの情報であることを確認している。 2 サービス検索・電子申請機能の画面の誘導で住民に何の手続きを探して電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしてもらい、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく適切に電子申請してもらえるよう措置を講じている。 <システム外の措置> 窓口等で個人番号の提示を受けるときは、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。	事前	<サービス検索・電子申請機能における措置>について、申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。
令和2年11月24日	Ⅲ-2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。 他市町村等から入手する情報については、各入手元において番号法第16条に基づく本人確認が行われている。	個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。 他市町村等からは、他市町村等が番号法第16条に基づく本人確認を行って入手した情報が提供される。 住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信する際には、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付す。また、個人番号付電子申請データを受領した市町村等は署名検証（有効性確認、改ざん検知）等を実施する。これにより本人確認を行う。	事前	申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。
令和2年11月24日	Ⅲ-2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受け、既に登録された宛名情報の基本4情報（氏名・住所・性別・生年月日）と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。	個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受け、登録済みの基本4情報（氏名・住所・性別・生年月日）と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	Ⅲ-2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1 上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。 2 職員にて収集した情報に基づいて、適宜、職種で修正することで、正確性を確保している。	1 職員が収集した情報に基づいて、不正確な情報があれば修正している。 2 サービス検索・電子申請機能へ不正確な個人番号が入力されたときに検出する機能がある（チェックデジット）。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記する機能がある。これにより、不正確な個人番号の入力を抑止している。	事前	申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。
令和2年11月24日	Ⅲ-2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<介護保険システム、国保・介護・後期収納管理／滞納整理システム及び高齢・障がい福祉システムにおける措置> 1 省略紙媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。 2 委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。 3 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。 <団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムは、中間サーバーや各システムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。 <住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> 住民基本台帳ネットワークシステムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。	<介護保険システム、国保・介護・後期収納管理／滞納整理システム及び高齢・障がい福祉システムにおける措置> 1 紙媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。 2 委託先との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。 3 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。 <団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムは、中間サーバーや各システムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。 <住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> 住民基本台帳ネットワークシステムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。 <サービス検索・電子申請機能における措置> サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間はLGWAN（※）、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の回線を用いた暗号化通信を行うため、外部に漏れることはない。 （※）LGWAN…地方自治体のコンピュータネットワークを相互に接続した広域ネットワーク。インターネットからは切り離されている。	事前	「サービス検索・電子申請機能における措置」について、申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。
令和2年11月24日	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	1 介護保険業務に関する宛名情報の保存は、システム基盤（社会保障宛名）において実施しており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。 2 介護保険業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。 3 システム基盤（個人基本）との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定される。 4 システム基盤（団体内統合宛名）との連携は、番号制度に伴う、個人特定に必要な範囲に限定される。	1 介護保険業務に関する宛名情報は、システム基盤（社会保障宛名）に保存されており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。 2 介護保険業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される仕組みになっている。 3 システム基盤（個人基本）との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定される仕組みになっている。 4 システム基盤（団体内統合宛名）との連携は、番号制度に伴う、個人特定に必要な範囲に限定される仕組みになっている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月24日	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他の	システム基盤（市中間サーバー）との連携は、番号制度に伴う、団体間の情報連携に必要な範囲に限定される。	システム基盤（市中間サーバー）との連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される仕組みになっている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月24日	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のないもの（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な方法	システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード（約30秒ごとに変化する）、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。	1 システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード（約30秒ごとに変化する）、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。 2 サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する職員を限定し、個人ごとのユーザIDを割り当て、IDとパスワードによる認証を行う。 3 なりすましによる不正を防止する観点から共用のIDは利用しない。	事前	「2」及び「3」について、申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。
令和2年11月24日	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のないもの（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な方法	1 発効管理 ① 認証サーバーにおいて、職員の所属及び業務によりアクセス権限をパターン化することによって、必要最小限の権限が付与されるよう管理している。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門（「Ⅱ. 2. ⑥ 事務担当部署」の所属長）から情報システム部門に対して申請を行う。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。	1 発効管理 ① 職員ごとに必要最小限の権限が付与されるよう管理している。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門（「Ⅱ. 2. ⑥ 事務担当部署」の所属長）から情報システム部門に対して申請を行う。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のないもの（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう情報システム部門にて管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門にて制御している。 3 システム使用中以外は必ずログオフを行う旨、実施手順に記載し周知するとともに、一定時間端末を操作しなかった場合は再度パスワード認証を要求する設定としている。	1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう情報システム部門で管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門で制御している。 3 システム使用中以外は必ずログオフを行う。また、一定時間端末を操作しなかった場合は再度パスワード認証を要求する設定としている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月24日	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 リスク3：従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	1 外部媒体へのデータのコピーを禁じている。 2 システム操作記録を取得しているため、事務外で使用した場合は直ちに特定可能であることを周知している。 3 臨時職員等は、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む承諾書に署名をする。 4 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みができないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。	1 外部媒体へのデータのコピーを禁じている。仮にコピーしようとしたとしても、外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録した外部記憶媒体以外は書き込みができない。 2 システム操作記録を取得していることを周知し、事務外で使用しないように注意喚起している。 3 会計年度任用職員等には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む承諾書に署名をさせる。 4 住民が行った電子申請のデータ等へアクセスできる端末を制限する。	事前	「4」について、申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。
令和2年11月24日	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 2 セキュリティ実施手順に情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。	1～2 省略 3 住民が行った電子申請のデータ等へは、アクセス権限の設定により特定の職員のみがアクセスできるようシステムで管理する。	事前	「3」について、申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。
令和2年11月24日	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。	〈リスク：事務に関係のない者にのぞき見等されるリスク〉 1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 事務処理に必要な範囲のハードコピーは取得しない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月24日	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護体制の確認	契約毎に被指名者選考委員会を開いて審議し、指名見積参加者選考調査に記録している。審査基準は札幌市役務契約事務取扱要領および札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領による。	札幌市が規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して委託契約を締結している。	事後	札幌市特定個人情報取扱要領（以下「要領」という。）で新たに策定した、特定個人情報取扱安全管理基準に基づき、予め「情報保護管理体制の確認」を実施することと規定したため
令和2年11月24日	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	サーバー室や事務室の入退室を従業者に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止している。また、端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。	サーバー室や事務室の入退室を従業者に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止している。また、端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月24日	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録	システム操作記録による記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、申請のない接続を把握できるようになっている。	システムの操作記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、いつ・だれが・どのデータベースに・どのようなアクセスをしたかを把握できるようになっている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月24日	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	サーバー室および事務室からの情報の持ち出し禁止を仕様書に明記している。また、セキュリティ保全の対策状況について定期的に報告させている。	（内容） 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 （確認方法） この特記事項の中で、第三者への提供の禁止を規定している。また、遵守内容について定期的に報告させている。	事後	要領で新たに「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を策定したため、記載を変更。
令和2年11月24日	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	サーバー室および事務室からの情報の持ち出し禁止を仕様書に明記している。また、セキュリティ保全の対策状況について定期的に報告させている。	（内容） 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 （確認方法） この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で特定個人情報等の受渡しや確認を行うことを規定している。また遵守内容について定期的に報告させている。	事後	要領で新たに「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を策定したため、記載を変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	消去ルール：定めていない ルールの内容及びルール遵守の確認方法：サーバー室および事務室からの情報の持ち出しは禁止している。 委託先が特定個人情報を消去する場合は、本市の指示に基づき実施する。	消去のルール：定めている ルールの内容及びルール遵守の確認方法：（内容） 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 （確認方法） この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で消去し、その内容を記録した書面で報告することを規定している。	事後	要領で「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を策定したため、記載を変更。
令和2年11月24日	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	個人情報取扱注意事項として以下を契約書に明記している。 1 個人情報の保護 2 複写、複製の禁止 3 目的外利用の禁止 4 情報の返還	当該委託業務の契約書では「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、以下の事項を規定している。 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 3 特定個人情報の目的外利用の禁止 4 再委託における条件 5 漏えい事業等が発生した場合の委託先の責任 6 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 7 特定個人情報を降り扱う従業員の明確化 8 従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告 9 必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと	事後	要領で新たに「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を策定したため、記載を変更。
令和2年11月24日	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	委託先に対し、業務委託契約書における遵守事項を再委託先に周知徹底し遵守させている。 セキュリティ保全状況に関する報告を定期的に提示させている。	当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。この特記事項の中で、再委託するときは必ず札幌市の許諾を得ることと規定している。その際には、再委託先が札幌市の規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して許諾することと規定している。 また、再委託先における特定個人情報等の取扱状況についても定期的に報告させている。	事後	要領で「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を策定したため、記載を変更
令和2年11月24日	Ⅲ-5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録	特定個人情報の提供・移転が行われるシステム処理の実行記録が保管される。	特定個人情報の提供・移転の実行記録をシステムに保管する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅲ-5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	介護保険業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。	（内容） 札幌市内部の介護保険業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定する。 （確認方法） 個人番号利用事務監査を実施し、提供・移転が適切であるかを確認している。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅲ-5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容	1 「サーバー室等への入室権限」および「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う作業等においては、情報システム部門の職員が立会いを行う。 3 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みができないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。	1 「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う場合は、情報システム部門の職員が立会いを行う。 3 外部記憶媒体へのコピーを禁止している。また、外部記憶媒体利用制御システムにより外部記憶媒体が作動しないようにすることで、情報の不正な持ち出しを禁止している。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅲ-5. 特定個人情報の提供・移転 リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置の内容	1 管理されたネットワーク上で行われる、システム処理による通信により、特定個人情報の提供・移転が行われるため、誤った相手への提供・移転は行われない。 2 システム処理によらない特定個人情報の提供・移転を行う必要がある場合は、業務主管部門からの事前手続きに基づいて、情報システム部門の管理の下に実施する。	1 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。 2 システム処理によらない特定個人情報の提供・移転を行う必要がある場合は、業務主管部門からの事前手続きに基づいて、情報システム部門の管理の下に実施する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	Ⅲ-5. 特定個人情報の提供・移転 リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	<p>1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。</p> <p>② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された情報以外は連携されない。</p> <p>③ システムによるエラーチェックとして、入力内容や計算内容のチェックが行われている。</p> <p>2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得たうえで、システム機能でどの相手システムと情報連携するかが定義されたもの以外は連携されない。</p> <p>② 管理されたネットワーク上で行われる、システム処理による通信により、特定個人情報の提供・移転が行われるため、誤った相手への提供・移転は行われない。</p>	<p>1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。</p> <p>② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された形式の情報以外は連携されない。</p> <p>③ システムによって入力内容や計算内容のエラーチェックが行われている。</p> <p>2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得る必要がある。また、情報連携が認められた相手システムとしか連携されない仕組みになっている。</p> <p>② 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。</p>	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月24日	Ⅲ-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>1 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p>&lt;札幌市における措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>1 番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を有しており、目的外の入手が行われないように備えている。</p> <p>2 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p>	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月24日	Ⅲ-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	<p>&lt;札幌市における措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>1 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>	<p>&lt;札幌市における措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>情報提供ネットワークシステムは、特定個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっており、安全性を保っている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>2 中間サーバーと地方公共団体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方公共団体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月24日	Ⅲ-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	<p>&lt;札幌市における措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>1 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p>	<p>情報提供ネットワークシステムは、特定個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっている。そのため、照会対象者の正確な特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	Ⅲ-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	<p>&lt;札幌市における措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>	<p>&lt;札幌市における措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅲ-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク	<p>&lt;札幌市における措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; 1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>	<p>&lt;札幌市における措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; 1 番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を有しており、不正な提供が行われないよう備えている。 2 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認することで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 4 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p>	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	Ⅲ-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>1 セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>	<p>&lt;札幌市における措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>1 情報提供ネットワークシステムに情報を送信する際は、情報が暗号化される仕組みになっている。</p> <p>2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>2 中間サーバーと地方公共団体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方公共団体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が、特定個人情報にはアクセスができないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。</p>	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅲ-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <p>1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。</p> <p>② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された情報以外は連携されない。</p> <p>③ システムによるエラーチェックとして、入力内容や計算内容のチェックが行われている。</p> <p>2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得たうえで、システム機能でどの相手システムと情報連携するかが定義されたもの以外は連携されない。</p> <p>② 管理されたネットワーク上で行われる、システム処理による通信により、特定個人情報の提供・移転が行われるため、誤った相手への提供・移転は行われない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>1 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>2 情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>3 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>	<p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <p>1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。</p> <p>② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された形式の情報以外は連携されない。</p> <p>③ システムによる入力内容や計算内容のエラーチェックが行われている。</p> <p>2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得る必要がある。また、情報連携が認められた相手システムとしか連携されない仕組みになっている。</p> <p>② 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>1 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、誤った相手へ特定個人情報を提供するリスクに対応している。</p> <p>2 情報提供データベースへ情報が登録される際には、決められた形式のファイルであるかをチェックする機能が備わっている。また情報提供データベースに登録された情報の内容は端末の画面で確認することができる。これらにより、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>3 情報提供データベース管理機能(※)では、情報提供データベース内の副本データを既存業務システム内の正本データと照合するためのデータを出力する機能を有しており、提供する特定個人情報に誤りがないか確認することができる。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	Ⅲ-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>&lt;札幌市における措置&gt;  情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。  2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。  2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。  3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。  4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>・本市の各システム、管理する情報及び通信中の情報へ不正にアクセスされたり漏えいしたりするリスク</p> <p>&lt;札幌市における措置&gt;  （省略）</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  （省略）</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  1～2（省略）  3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、他の地方公共団体が管理する情報には一切アクセスできない。  4 地方公共団体のみが特定個人情報の管理を行い、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報にアクセスできないようにすることで、事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1-⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt;  1 サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード（ICカード）を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。  2 磁気ディスクやドキュメント類は施錠可能な保管庫で保存している。  3 電気通信装置（ルータ・HUB）は施錠可能なラックに設置している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	<p>&lt;札幌市における措置&gt;  1 サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード（ICカード）を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。  2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。  3 電気通信装置（ルータ・HUB）は施錠可能なラックに設置している。  4 LGWAN接続端末の操作場所へは、管理者である課長の許可を受けないと入室できない。また、業務時間外は執務室施錠などの物理的対策を講じている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  中間サーバー・プラットフォームを設置しているデータセンターでは、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	事前	申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1-⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <p>1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末機及びサーバー機のハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。</p> <p>2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設することとしている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <p>1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末機及びサーバー機のハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。</p> <p>2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設する。</p> <p>3 サービス検索、電子申請機能と地方公共団体との間はLGWAN、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部への漏えい等が起こらないようにしている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>1 UTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>2 ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルの更新を行う。</p> <p>3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチを適用する。</p>	事前	申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。
令和2年11月24日	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2：特定個人情報古い情報のまま管理され続けるリスク リスクに対する措置	保有する情報は異動があった場合に随時更新しており、更新していない場合は他の職員から判別可能であるなど複数人で確認できる体制にあることから、古い情報のまま保管されるリスクはない。	<p>1 保有する情報は変更があった場合に随時更新している。また、更新漏れがないように、複数の職員で確認する体制をとっている。</p> <p>2 取得した電子申請データは紙に印刷するまで、LGWAN接続端末に一時保管されている。この一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合は古い情報で審査等を行わないよう履歴管理を行う。</p>	事前	申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。
令和2年11月24日	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	<p>1 データについては法律等で保管期間の定めがないため、一定の保管期間を経過するなど札幌市が事務処理上不要と判断した情報に関して、データ調査の上で、情報を消去する。</p> <p>2 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去または物理的破壊等を行う。</p> <p>3 札幌市が定めた保管期間を経過した帳票及び申告書等の廃棄時には、内容が判読できないよう、焼却もしくは裁断することとする。</p>	<p>1 事務処理上、消去して問題ない情報かどうかを一定期間ごとに確認する（介護保険法等には保管期間の定めがない）。</p> <p>2 磁気ディスク等の場合は、内容の復元ができないよう物理的な破壊等によって消去する。</p> <p>3 紙媒体の場合は、内容が判読できないよう焼却又は裁断によって消去する。</p>	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月24日	Ⅳ-その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検	<p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <p>札幌市で毎年実施しているセキュリティ内部監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項が順守されているかどうか、自己点検表による確認を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>	<p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <p>札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項等が順守されているかどうか、自己点検による確認を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。</p>	事後	要領で新たに策定した点検項目に基づき自己点検実施するため、記載を変更。
令和2年11月24日	Ⅳ-その他のリスク対策 1. 監査 ②監査	<p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <p>札幌市で毎年実施しているセキュリティ内部監査で、本評価書に記載された事項が順守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。</p> <p>1 内部監査はすべての職場で実施する。</p> <p>2 内部監査の結果を情報システム部門に報告する。</p> <p>3 必要に応じて情報システム部門が聞き取り調査を行う。</p> <p>4 聞き取り調査にあたっては、外部の専門家の支援を受けながら実施する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>	<p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <p>札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。</p> <p>1 監査は全ての個人番号利用事務について実施する。</p> <p>2 現地監査を定期的実施する。</p> <p>3 監査結果に応じフォローアップを行う。</p> <p>4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。</p>	事後	要領で新たに策定した監査項目に基づき監査を実施するため、記載を変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	IV-その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p>&lt;札幌市における措置&gt; 介護保険事務にかかわる職員（臨時職員等を含む。）に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修（個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。）を実施するとともに、その記録を残している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 1 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 2 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p>&lt;札幌市における措置&gt; 介護保険事務に携わる職員（会計年度職員等を含む。）に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得のための研修（個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。）を実施するとともに、その記録を残している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティや運用規則等についての研修を実施する</p>	事後	要領で新たに策定した監査項目に基づき監査を実施するため、記載を変更。
令和2年11月24日	IV-その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<p>&lt;札幌市における措置&gt; 情報システム部門が管理するサーバー室にて、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、情報システム部門と委託業者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	(削除)	事後	他の項目に書かれているリスク対策と内容が重複しているため削除。文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和3年3月3日	I-1. 評価実施機関における担当部署 ②事務の内容	<p>札幌市では、介護保険法及びこれに基づく条例により、介護保険に関する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）以下、「番号法」という。）別表第一の68項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令で定められている。</p> <p>については、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令に定める以下の事務で取り扱うこととする。</p> <p>1～7（省略） 8 地域支援事業に関する事務 被保険者の介護予防対象者を管理し、利用申請の受付、支給決定を行う。</p>	<p>札幌市では、介護保険法及びこれに基づく条例により、介護保険に関する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表第一の68項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令で定められている。</p> <p>また、同法第9条第2項に基づき札幌市個人番号利用条例（平成27年札幌市条例42号。以下「利用条例」という。）により個人番号の利用に関し必要な事項を定めている。</p> <p>については、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令及び利用条例に定める以下の事務で取り扱う。</p> <p>1～7（省略） 8 地域支援事業に及び保健福祉事業に関する事務 対象となる被保険者からの利用申請を受付、支給決定を行い対象者を管理する。</p>	事前	文言整理及び法定事務（地域支援事業）の一部を独自利用事務（保健福祉事業）に移行したため事務の名称を変更。事務手続き及び利用範囲等に変更はなく、リスクの変動はないため、重要な変更にあたらぬ。
令和3年3月3日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	<p>高齢者や障がい者に関する福祉制度の事務を行うシステムであり、介護保険事務においては、介護保険法に基づく介護保険の地域支援事業に関する事務において、次の機能を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域支援事業に関するサービスの申請登録（決定、変更、廃止等）</li> <li>・地域支援事業に関するサービスの実績入力、確認、支払登録、照会</li> <li>・地域支援事業に関するサービスの支給決定通知書、利用券、関係帳票の発行</li> <li>・受給者情報の照会</li> <li>・所得情報を反映する機能（階層再設定）</li> </ul>	<p>高齢者や障がい者に関する福祉制度の事務を行うシステムであり、介護保険事務においては、介護保険法に基づく介護保険の地域支援事業及び保健福祉事業に関する事務において、次の機能を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域支援事業及び保健福祉事業に関するサービスの申請登録（決定、変更、廃止等）</li> <li>・地域支援事業及び保健福祉事業に関するサービスの実績入力、確認、支払登録、照会</li> <li>・地域支援事業及び保健福祉事業に関するサービスの支給決定通知書、利用券、関係帳票の発行</li> <li>・受給者情報の照会</li> <li>・所得情報を反映する機能（階層再設定）</li> </ul>	事前	法定事務（地域支援事業）の一部を独自利用事務（保健福祉事業）に移行したため事務の名称を変更。事務手続き及びシステム等に変更はなく、リスクの変動はないため、重要な変更にあたらぬ。
令和3年3月3日	I-5. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例（平成27年札幌市条例42号。以下「利用条例」という。）	番号法第9条第1項 別表第一の68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 番号法第9条第2項及び利用条例第4条	事前	文言整理のため、重要な変更にあたらぬ。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月3日	(別添1) 事務の内容 (備考)	①～⑩(省略) ①被保険者からの地域支援事業に関する申請や届出を受け付け、確認を行う。 ②所得情報等に基づき、地域支援事業に関するサービスの決定通知、利用券の発行を行う。	①～⑩(省略) ①被保険者からの地域支援事業及び保健福祉事業に関する申請や届出を受け付け、確認を行う。 ②所得情報等に基づき、地域支援事業及び保健福祉事業に関するサービスの決定通知、利用券の発行を行う。	事前	法定事務(地域支援事業)の一部を独自利用事務(保健福祉事業)に移行したため事務の名称を変更。事務手続き及びシステム等に変更はなく、リスクの変動はないため、重要な変更にあたらない。
令和3年3月3日	II-3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	1～7(省略) 8 地域支援事業に関する事務 ① 対象となる被保険者を管理し、利用申請の受付、支給決定する事務に使用する。	1～7(省略) 8 地域支援事業及び保健福祉事業に関する事務 ① 対象となる被保険者を管理し、利用申請の受付、支給決定する事務に使用する。	事前	法定事務(地域支援事業)の一部を独自利用事務(保健福祉事業)に移行したため事務の名称を変更。事務手続き及び特定個人情報の入手・使用方法に変更はなく、リスクの変動はないため、重要な変更にあたらない。
令和3年3月3日	II-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4-①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第4条第2項及び条例第4条第3項別表2(第9項、第13項及び第14項)	番号法第9条第2項、条例第4条第2項及び条例第4条第3項別表2(第9項、第11の2項、第13項及び第14項)	事前	条例改正に伴う文言整理。事務手続き及び個人番号利用範囲等に変更はなく、リスクの変動はないため、重要な変更にあたらない。
令和3年3月3日	II-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4-②移転先における用途	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)による相談、指導及び助言、通報を受けた場合の措置又は立入調査に関する事務であって規則で定めるもの 札幌市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額措置事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの 札幌市訪問指導事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)による相談、指導及び助言、通報を受けた場合の措置又は立入調査に関する事務であって規則で定めるもの 介護保険法による保健福祉事業としての在宅の高齢者等に対して紙おむつを支給する事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの 札幌市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額措置事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの 札幌市訪問指導事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	事前	法定事務(地域支援事業)の一部を独自利用事務(保健福祉事業)に移行したことによる。条例改正に伴う文言整理。事務手続き及び個人番号利用範囲等に変更はなく、リスクの変動はないため、重要な変更にあたらない。
令和4年9月1日	表紙 評価書名	介護保険に関する事務	介護保険に関する事務 全項目評価書	事後	文言整理による記載の追加のため、重要な変更にあたらない。
令和4年9月1日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(省略) 《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)》 特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日号外特定個人情報保護委員会告示第4号)の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、誤字脱字の修正等の軽微な変更若しくは個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。	(省略) 《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)》 特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日号外特定個人情報保護委員会告示第4号)の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。	事後	特定個人情報保護評価指針(以下「指針」という。)改正に伴う文言整理による記載の変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月1日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、情報システム部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。</p> <p>1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。</p> <p>2 住民記録の異動情報の連携 随時（リアルタイム）で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤（団体内統合宛名）や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。</p> <p>3 システム基盤（市中間サーバー）への情報転送 世帯情報のうち、番号別表第二に定められた情報をシステム基盤（市中間サーバー）へ転送する。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p>	<p>札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。</p> <p>1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。</p> <p>2 住民記録の異動情報の連携 随時（リアルタイム）で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤（団体内統合宛名）や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。</p> <p>3 システム基盤（市中間サーバー）への情報転送 世帯情報のうち、番号別表第二に定められた情報をシステム基盤（市中間サーバー）へ転送する。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p>	事後	機構改革に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和4年9月1日	I-6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二</p> <p>（別表第二における情報提供の根拠） 番号法別表第二の第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項）</p> <p>（別表第二における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）に「介護保険法」が含まれる項（93、94の項）</p>	<p>番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二</p> <p>（別表第二における情報提供の根拠） 番号法別表第二の第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項）</p> <p>（別表第二における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）に「介護保険法」が含まれる項（93、94の項）</p>	事後	番号法改正に伴う条項号数ズレによる修正であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため、重要な変更にあたらない。
令和4年9月1日	II-2. 基本情報 ④記録される項目-主な記録項目	<p>・識別情報 [ ] 個人番号、[ ] 個人番号対応符号、 [ ] その他識別情報（内部番号）</p> <p>・連絡先等情報 [ ] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、[ ] 連絡先（電話番号等）、[ ] その他住民票関係情報</p> <p>・業務関係情報 [ ] 国税関係情報、[ ] 地方税関係情報、[ ] 健康・医療関係情報、 [ ] 医療保険関係情報、[ ] 児童福祉・子育て関係情報、 [ ] 障害者福祉関係情報、[ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報、[ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報、[ ] 学校・教育関係情報、[ ] 災害関係情報 [ ] その他（ ）</p>	<p>・識別情報 [ ] 個人番号、[ ] 個人番号対応符号、 [ ] その他識別情報（内部番号）</p> <p>・連絡先等情報 [ ] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、[ ] 連絡先（電話番号等）、[ ] その他住民票関係情報</p> <p>・業務関係情報 [ ] 国税関係情報、[ ] 地方税関係情報、[ ] 健康・医療関係情報、 [ ] 医療保険関係情報、[ ] 児童福祉・子育て関係情報、 [ ] 障害者福祉関係情報、[ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報、[ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報、[ ] 学校・教育関係情報、[ ] 災害関係情報 [ ] その他（公金受取口座情報）</p>	事前	照会先の追加にあたり特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月1日	Ⅱ-2. 基本情報 ④記録される項目-その妥当性	<p>1 識別情報：対象者を正確に特定するために保有</p> <p>2 連絡先等情報：対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有</p> <p>3 業務関係情報</p> <p>① 地方税関係情報：介護保険料段階及び介護保険の利用者負担段階等を決定するために保有</p> <p>② 医療保険関係情報：第2号被保険者の医療保険を把握するため、また、高額医療合算介護サービス費の給付のために保有</p> <p>③ 障害者福祉関係情報：被保険者の介護保険の適用除外の確認等を行うために保有</p> <p>④ 生活保護・社会福祉関係情報：生活保護に関する情報に基づき、介護保険料段階及び介護保険の利用者負担段階等を決定するために保有</p> <p>⑤ 介護・高齢者福祉関係情報：介護保険給付の適切な給付実績等を確認するために保有</p> <p>⑥ 年金関係情報：特別徴収を行うために保有。また、老齢福祉年金にあっては、介護保険料段階及び介護保険の利用者負担段階等を決定するために保有。</p>	<p>1 識別情報：対象者を正確に特定するために保有</p> <p>2 連絡先等情報：対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有</p> <p>3 業務関係情報</p> <p>① 地方税関係情報：介護保険料段階及び介護保険の利用者負担段階等を決定するために保有</p> <p>② 医療保険関係情報：第2号被保険者の医療保険を把握するため、また、高額医療合算介護サービス費の給付のために保有</p> <p>③ 障害者福祉関係情報：被保険者の介護保険の適用除外の確認等を行うために保有</p> <p>④ 生活保護・社会福祉関係情報：生活保護に関する情報に基づき、介護保険料段階及び介護保険の利用者負担段階等を決定するために保有</p> <p>⑤ 介護・高齢者福祉関係情報：介護保険給付の適切な給付実績等を確認するために保有</p> <p>⑥ 年金関係情報：特別徴収を行うために保有。また、老齢福祉年金にあっては、介護保険料段階及び介護保険の利用者負担段階等を決定するために保有。</p> <p>⑦ 公金受取口座情報：住民が公金受取口座の利用を希望した場合、保険料の還付及びサービス費等支給時の受取口座として保有。</p>	事前	照会先の追加にあたり特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらぬ。
令和4年9月1日	Ⅱ-3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	<p>[○] 本人又は本人の代理人</p> <p>[○] 評価実施機関内の他部署（各区の戸籍住民課、保険年金課、保護担当課及び保健福祉課、各市税務所の市民税課）</p> <p>[○] 行政機関・独立行政法人等（医療保険者、日本年金機構、年金保険者）</p> <p>[○] 地方公共団体・地方独立行政法人（各市町村）</p> <p>[ ] 民間事業者（ ）</p> <p>[○] その他（国民健康保険団体連合会）</p>	<p>[○] 本人又は本人の代理人</p> <p>[○] 評価実施機関内の他部署（各区の戸籍住民課、保険年金課、保護担当課及び保健福祉課、各市税務所の市民税課）</p> <p>[○] 行政機関・独立行政法人等（デジタル庁、医療保険者、日本年金機構、年金保険者）</p> <p>[○] 地方公共団体・地方独立行政法人（各市町村）</p> <p>[ ] 民間事業者（ ）</p> <p>[○] その他（国民健康保険団体連合会）</p>	事前	照会先の追加にあたり特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらぬ。
令和4年9月1日	Ⅱ-3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手の時期・頻度	<p>1 識別情報：随時（変更時等）</p> <p>2 連絡先等情報：随時（変更時等）</p> <p>3 業務関係情報</p> <p>① 地方税関係情報：随時又は月次、年次</p> <p>② 医療保険関係情報：随時</p> <p>③ 障害者福祉関係情報：随時</p> <p>④ 生活保護・社会福祉関係情報：随時</p> <p>⑤ 介護・高齢者福祉関係情報：随時</p> <p>⑥ 年金関係情報：月次、年次</p>	<p>1 識別情報：随時（変更時等）</p> <p>2 連絡先等情報：随時（変更時等）</p> <p>3 業務関係情報</p> <p>① 地方税関係情報：随時又は月次、年次</p> <p>② 医療保険関係情報：随時</p> <p>③ 障害者福祉関係情報：随時</p> <p>④ 生活保護・社会福祉関係情報：随時</p> <p>⑤ 介護・高齢者福祉関係情報：随時</p> <p>⑥ 年金関係情報：月次、年次</p> <p>⑦ 公金受取口座情報：随時</p>	事前	照会先の追加にあたり特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらぬ。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月1日	II-3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	<p>1 介護保険の資格に関する事務</p> <p>① 住民基本台帳から65歳到達者情報を取得し、資格を取得させる事務に使用する。</p> <p>② 住民基本台帳の異動情報から、資格の取得及び喪失、住所変更の事務に使用する。</p> <p>2 介護保険料の賦課に関する事務</p> <p>① 被保険者及び世帯構成員の住民税情報から保険料賦課額を決定又は更正する事務に使用する。</p> <p>② 他市町村からの転入者の住民税情報を把握し、保険料賦課額を決定する事務に使用する。</p> <p>③ 生活保護受給情報及び高齢福祉年金情報から、保険料賦課額を決定する事務に使用する。</p> <p>④ 年金保険者からの年金情報に基づき、特別徴収の開始又は停止などの事務に使用する。</p> <p>3 介護保険料の収納管理に関する事務</p> <p>① 本人等の金融機関口座情報を取得し、保険料の口座振替や還付の事務に使用する。</p> <p>② 金融機関からの普通徴収の保険料入金情報を取得し、収納の事務に使用する。</p> <p>③ 年金保険者からの特別徴収の保険料入金情報を取得し、収納の事務に使用する。</p> <p>④ 生活保護受給情報に基づき、保険料の受領委任払いの事務に使用する。</p> <p>4 介護保険料の滞納整理に関する事務</p> <p>① 保険料の滞納情報及び督促情報から、催告書の送付及び滞納処分に使用する。</p> <p>② 本人等との納付相談内容を記録。</p> <p>5 介護保険の認定に関する事務</p> <p>① 第2号被保険者の医療保険情報を確認する事務に使用する。</p> <p>② 保険料の滞納情報から、給付制限の措置に該当するか判断する事務に使用する。</p> <p>③ 他市町村からの転入者の受給資格証明書の情報に基づき、認定情報を継続する事務に使用する。</p> <p>6 介護保険のケアプランに関する事務</p> <p>① 本人や代理人からのケアプランを受け付け、ケアプラン届出状況を管理する事務に使用する。</p> <p>7 介護保険の給付に関する事務</p> <p>① 住民税や社会保障の給付状況等の情報を把握し、利用者負担段階を決定する事務に使用する。</p> <p>8 地域支援事業及び保健福祉事業に関する事務</p> <p>① 対象となる被保険者を管理し、利用申請の受付、支給決定する事務に使用する。</p>	<p>1 介護保険の資格に関する事務</p> <p>① 住民基本台帳から65歳到達者情報を取得し、資格を取得させる事務に使用する。</p> <p>② 住民基本台帳の異動情報から、資格の取得及び喪失、住所変更の事務に使用する。</p> <p>2 介護保険料の賦課に関する事務</p> <p>① 被保険者及び世帯構成員の住民税情報から保険料賦課額を決定又は更正する事務に使用する。</p> <p>② 他市町村からの転入者の住民税情報を把握し、保険料賦課額を決定する事務に使用する。</p> <p>③ 生活保護受給情報及び高齢福祉年金情報から、保険料賦課額を決定する事務に使用する。</p> <p>④ 年金保険者からの年金情報に基づき、特別徴収の開始又は停止などの事務に使用する。</p> <p>3 介護保険料の収納管理に関する事務</p> <p>① 本人等の金融機関口座情報を取得し、保険料の口座振替や還付の事務に使用する。</p> <p>② 金融機関からの普通徴収の保険料入金情報を取得し、収納の事務に使用する。</p> <p>③ 年金保険者からの特別徴収の保険料入金情報を取得し、収納の事務に使用する。</p> <p>④ 生活保護受給情報に基づき、保険料の受領委任払いの事務に使用する。</p> <p>4 介護保険料の滞納整理に関する事務</p> <p>① 保険料の滞納情報及び督促情報から、催告書の送付及び滞納処分に使用する。</p> <p>② 本人等との納付相談内容を記録。</p> <p>5 介護保険の認定に関する事務</p> <p>① 第2号被保険者の医療保険情報を確認する事務に使用する。</p> <p>② 保険料の滞納情報から、給付制限の措置に該当するか判断する事務に使用する。</p> <p>③ 他市町村からの転入者の受給資格証明書の情報に基づき、認定情報を継続する事務に使用する。</p> <p>6 介護保険のケアプランに関する事務</p> <p>① 本人や代理人からのケアプランを受け付け、ケアプラン届出状況を管理する事務に使用する。</p> <p>7 介護保険の給付に関する事務</p> <p>① 住民税や社会保障の給付状況等の情報を把握し、利用者負担段階を決定する事務に使用する。</p> <p>② 金融機関口座情報を取得し、サービス費等支給の事務に使用する。</p> <p>8 地域支援事業及び保健福祉事業に関する事務</p> <p>① 対象となる被保険者を管理し、利用申請の受付、支給決定する事務に使用する。</p>	事前	照会先の追加にあたり特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらぬ。
令和4年9月1日	II-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先、①法令上の根拠、②提供先における用途	<p>提供先1 番号法第19条第7号 別表第二に定める情報照会者（別紙1参照）</p> <p>①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二</p> <p>②提供先における用途 番号法第19条第7号 別表第二に定める各事務</p> <p>（別紙1）番号法第19条第7号別表2に定める事務</p>	<p>提供先1 番号法第19条第8号 別表第二に定める情報照会者（別紙1参照）</p> <p>①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二</p> <p>②提供先における用途 番号法第19条第8号 別表第二に定める各事務</p> <p>（別紙1）番号法第19条第8号別表2に定める事務</p>	事後	番号法改正に伴う条項号数ズレによる修正であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらぬ。
令和4年9月1日	II-6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <p>1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。</p> <p>2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。</p> <p>2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <p>1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。</p> <p>2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。警備員などと写真入り身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p>2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	地方公共団体情報システム機構が所管する自治体中間サーバー・プラットフォームの更改に伴う変更であり、特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらぬ。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月1日	Ⅱ-6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<p>&lt;札幌市における措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 1 特定個人情報の消去は地方公共団体等からの操作によって行われるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報を読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	<p>&lt;札幌市における措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 1 特定個人情報の消去は地方公共団体等からの操作によって行われるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が、保存された情報を読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和4年9月1日	(別紙1) 番号法第19条第7号別表2に定める事務	(別紙1) 番号法第19条第7号別表2に定める事務	(別紙1) 番号法第19条第8号別表2に定める事務	事後	番号法改正に伴う条項号数ズレによる修正であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため、重要な変更にあたらない。
令和4年9月1日	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	サーバ室や事務室の入退室を従業者に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止している。また、端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。	<p>①特定個人情報を取り扱う従業者の名簿を提出させる。 ②電子計算機等のアクセス権限を設定し、アクセスできる従業者を限定させる。 ③サーバ室や事務室の入退室を従業者に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止している。 ④端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。</p>	事後	文言整理による記載の変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。
令和4年9月1日	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	システムの操作記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、いつ・だれが・どのデータベースに・どのようなアクセスをしたかを把握できるようになっている。	特定個人情報を取り扱う電子計算機等では、従業者の利用状況をアクセスログとして記録し、保管している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、いつ・だれが・どのデータベースに・どのようなアクセスをしたかを把握できるようになっている。	事後	文言整理による記載の変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。
令和4年9月1日	Ⅲ-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク5 リスクに対する措置の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; 1 番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を有しており、不正な提供が行われないよう備えている。 2 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認することで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p>	<p>&lt;札幌市における措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; 1 情報提供の要求があった際には、情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックする機能が備わっている。 2 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3 機微情報(DV支援対象者情報等)については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認することで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p>	事後	地方公共団体情報システム機構が所管する自治体中間サーバー・プラットフォームの更改に伴う変更であり、特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月1日	Ⅲ-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>・本市の各システム、管理する情報及び通信中の情報へ不正にアクセスされたり漏えいしたりするリスク</p> <p>&lt;札幌市における措置&gt;  情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  1 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。  2 情報提供用個人識別符号は情報連携においてのみ用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。  2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。  3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、他の地方公共団体が管理する情報には一切アクセスできない。  4 地方公共団体のみが特定個人情報の管理を行い、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報にアクセスできないようにすることで、事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>その他のリスク①：不正なアクセスがなされるリスク  &lt;札幌市における措置&gt;  情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成とすることにより、システムの仕組みとして、情報提供ネットワークシステム側から本市の各業務システムへのアクセスが不可能となるようにしている。  &lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施される機能を有することにより、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制している。</p> <p>その他のリスク②：情報提供用符号が不正に用いられるリスク  &lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  システム上、情報連携時にのみ符号を用いる仕組みになっており、不正な名寄せが行われることのないよう、安全性を確保している。</p> <p>その他のリスク③：通信中の情報に対する不正なアクセスにより情報が漏えいするリスク  &lt;札幌市における措置&gt;  情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤（市中間サーバー）を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行うことにより、通信中の情報に不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。  &lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  1 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。  2 中間サーバーと自治体等についてはVPN（仮想プライベートネットワーク）等の技術を利用し、自治体ごとに通信回線を分離することで、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。  3 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は暗号化されており、万が一通信中の情報に不正なアクセスがあったとしても容易に情報漏えいが起こらないよう対応している。</p> <p>その他のリスク④：情報提供データベースに保存される情報が漏えいするリスク  &lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  1 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方自治体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、他の地方自治体が管理する情報には一切アクセスできない仕組みとすることで、保存された情報が漏えいすることのないよう、安全性を確保している。  2 地方自治体のみが特定個人情報の管理を行う仕組みとし、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報にアクセスできないようにしているため、事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。</p>	事後	地方公共団体情報システム機構が所管する自治体中間サーバー・プラットフォームの更改等に伴う変更であり、特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらぬ。
令和4年9月1日	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策-具体的な対策の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt;  1 サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード（ICカード）を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。  2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。  3 電気通信装置（ルータ・HUB）は施錠可能なラックに設置している。  4 LGWAN接続端末の操作場所へは、管理者である課長の許可を受けないと入室できない。また、業務時間外は執務室施錠などの物理的対策を講じている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  中間サーバー・プラットフォームを設置しているデータセンターでは、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。  2 事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p>	<p>&lt;札幌市における措置&gt;  1 サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード（ICカード）を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。  2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。  3 電気通信装置（ルータ・HUB）は施錠可能なラックに設置している。  4 LGWAN接続端末の操作場所へは、管理者である課長の許可を受けないと入室できない。また、業務時間外は執務室施錠などの物理的対策を講じている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  1 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。  2 事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p>	事後	地方公共団体情報システム機構が所管する自治体中間サーバー・プラットフォームの更改に伴う変更であり、特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらぬ。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月1日	IV-2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p>&lt;札幌市における措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバープラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティや運用規則等についての研修を実施する。</p>	<p>&lt;札幌市における措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>	事後	地方公共団体情報システム機構が所管する自治体中間サーバー・プラットフォームの更改に伴う変更であり、特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらぬ。
令和4年9月1日	IV-3. その他のリスク対策		<p>&lt;札幌市における措置&gt; 情報システム部門が管理するサーバ室にて、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、情報システム部門と委託業者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	事後	地方公共団体情報システム機構が所管する自治体中間サーバー・プラットフォームの更改等に伴う表記の追加であり、特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらぬ。
令和6年8月5日	(別添1) 事務内容		<p>図中 ⑬速報・確報情報 ⑭被保険者情報 (※個人番号除く)</p>	事前	介護保険料のコンビニ収納導入及び行政事務センターへの業務委託に伴う追加である。なお、収納代行会社は収納情報のみを取扱い、行政事務センターは個人番号を除いた業務委託に係る被保険者情報のみを取扱うので、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらぬ。
令和6年8月5日	(別添1) 事務の内容 (備考)	①～⑫(省略)	<p>①～⑫(省略)</p> <p>⑬コンビニエンスストアで納付した情報を受け取る。</p> <p>⑭行政事務センターが口座振替処理業務及び保険料早期納付勧奨に係る業務に関する被保険者情報を取扱う。</p>	事前	介護保険料のコンビニ収納導入及び行政事務センターへの業務委託に伴う追加である。なお、収納代行会社は収納情報のみを取扱い、行政事務センターは個人番号を除いた業務委託に係る被保険者情報のみを取扱うので、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらぬ。
令和6年8月5日	(別添1) 事務内容		<p>図中 ⑮被保険者情報</p>	事前	区役所における介護認定事務の一部を介護認定事務センターに委託・集約化することに伴う追加である。なお、II-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6の追記に合わせた記載の整理のため、重要な変更にあたらぬ。
令和6年8月5日	(別添1) 事務の内容 (備考)	①～⑭(省略)	<p>①～⑭(省略)</p> <p>⑮介護認定事務センターが介護認定事務に関する被保険者情報を取扱う。</p>	事前	区役所における介護認定事務の一部を介護認定事務センターに委託・集約化することに伴う追加である。なお、II-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6の追記に合わせた記載の整理のため、重要な変更にあたらぬ。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月5日	Ⅱ-2. 基本情報 ④記録される項目-主な記録項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [○] 個人番号、[ ] 個人番号対応符号、 [○] その他識別情報（内部番号）</li> <li>・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、 [○] 連絡先（電話番号等）、 [○] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ ] 国税関係情報、[○] 地方税関係情報、 [ ] 健康・医療関係情報、 [○] 医療保険関係情報、[ ] 児童福祉・子育て関係情報、 [○] 障害者福祉関係情報、 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報、 [ ] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報、 [ ] 学校・教育関係情報、 [ ] 災害関係情報 [○] その他（公金受取口座情報）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [○] 個人番号、[ ] 個人番号対応符号、 [○] その他識別情報（内部番号）</li> <li>・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、 [○] 連絡先（電話番号等）、 [○] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ ] 国税関係情報、[○] 地方税関係情報、 [ ] 健康・医療関係情報、 [○] 医療保険関係情報、 [ ] 児童福祉・子育て関係情報、 [○] 障害者福祉関係情報、 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報、 [ ] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報、 [ ] 学校・教育関係情報、 [ ] 災害関係情報 [○] その他（口座登録・連携ファイル関係情報）</li> </ul>	事前	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和6年8月5日	Ⅱ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4～5	委託事項4: 帳票印刷等業務 委託事項5: 介護保険審査支払等事務	(項目を削除。) 委託事項4: 帳票印刷等業務 (項番を繰上げ。) 委託事項4: 介護保険審査支払等事務	事前	帳票印刷等業務において、特定個人情報の取扱いを委託していないことによる、評価書上の記載から削除及び記載削除に伴う項番繰上げの変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらぬ。
令和6年8月5日	Ⅱ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5		(以下を追加。) 委託事項5: 介護認定事務 ①委託内容: 区役所で行っている介護認定事務の一部を集約した介護認定事務センターの業務を行う。 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲: 特定個人情報ファイルの一部 対象となる本人の数: 100万人以上1,000万人未満 対象となる本人の範囲: 「2.③対象となる本人の範囲」と同じ。 その妥当性: 介護認定事務センターでは、個人番号が記載された介護認定申請書を各区役所から受理する。受理後に、介護保険システムにて個人番号を閲覧しながら、各区役所で行った介護認定申請のシステム入力に別の被保険者になっていないかを確認するため。 ③委託先における取扱者数: 50人以上100人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法: 専用線、紙 ⑤委託先名の確認方法: 札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。 ⑥委託先名: 企画競争により決定する。 ⑦再委託の有無: 再委託する ⑧再委託の許諾方法: 申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制を判断し許諾する。 ⑨再委託事項: 業務内容の一部であって、役務の性質上やむを得ないと認められる事項。	事前	区役所における介護認定事務の一部を介護認定事務センターに委託・集約化することに伴う追加であり重要な変更にあたる。
令和6年8月5日	Ⅱ-6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<札幌市における措置> 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室厳重に管理する。警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<札幌市における措置> 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。 3 外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室厳重に管理する。警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	外部記憶媒体への特定個人情報データ複製は禁止しており、災害時やプリンタ障害などの業務上やむを得ない場合に限り、データ複製及び保管を行うため、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではなく、重要な変更にあたらぬ。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月5日	Ⅱ-6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報を、システムが自動判別し消去する仕組みを備えている。</li> <li>2 ディスクの交換時は、物理的破壊や専用ソフトにて完全に消去する。</li> <li>3 札幌市が定めた保管期間を経過した紙書類は、シュレッダーで裁断する。</li> <li>4 個人番号付電子申請データは紙に打ち出した後、LGWAN接続端末から速やかに完全消去する。</li> </ol> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が特定個人情報を消去することはない。</li> <li>2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</li> </ol>	<p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報を、システムが自動判別し消去する仕組みを備えている。</li> <li>2 ディスクの交換時は、物理的破壊や専用ソフトにて完全に消去する。</li> <li>3 札幌市が定めた保管期間を経過した紙書類は、シュレッダーで裁断する。</li> <li>4 個人番号付電子申請データは紙に打ち出した後、LGWAN接続端末から速やかに完全消去する。</li> <li>5 外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。</li> </ol> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が特定個人情報を消去することはない。</li> <li>2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</li> </ol>	事前	札幌市における措置に関する記載の追加であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらぬ。
令和6年8月5日	(別添2)ファイル記録項目		4667 口座登録・連携ファイル関係情報	事前	照会先の追加にあたり特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらぬ。
令和6年8月5日	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 リスク3：従業者が事務外で使用するリスクに対する措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 外部媒体へのデータのコピーを禁じている。仮にコピーしようとしたとしても、外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録した外部記憶媒体以外は書き込みができない。</li> <li>2 システム操作記録を取得していることを周知し、事務外で使用しないように注意喚起している。</li> <li>3 会計年度任用職員等には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む承諾書に署名をさせる。</li> <li>4 住民が行った電子申請のデータ等へアクセスできる端末を制限する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 外部記憶媒体へのデータのコピーを禁じている。仮にコピーしようとしたとしても、外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録した外部記憶媒体以外は書き込みができない。</li> <li>2 システム操作記録を取得していることを周知し、事務外で使用しないように注意喚起している。</li> <li>3 会計年度任用職員等には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む承諾書に署名をさせる。</li> <li>4 住民が行った電子申請のデータ等へアクセスできる端末を制限する。</li> <li>5 業務上やむを得ず外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は事前に登録した USB メモリ等のみを使用する。</li> <li>6 外部記憶媒体内のデータは暗号化する。</li> </ol>	事前	文言整理による記載の変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらぬ。
令和6年8月5日	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。</li> <li>2 情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。</li> <li>3 住民が行った電子申請のデータ等へは、アクセス権限の設定により特定の職員のみがアクセスできるようシステムで管理する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。</li> <li>2 情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。</li> <li>3 住民が行った電子申請のデータ等へは、アクセス権限の設定により特定の職員のみがアクセスできるようシステムで管理する。</li> <li>4 外部記憶媒体へのデータのコピーを禁じている。仮にコピーしようとしたとしても、外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録した外部記憶媒体以外は書き込みができない。</li> <li>5 業務上やむを得ず外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は事前に登録した USB メモリ等のみを使用する。</li> <li>6 外部記憶媒体内のデータは暗号化する。</li> </ol>	事前	外部記憶媒体に係る記載の追加であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらぬ。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月5日	Ⅲ-7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 リスク ①：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤ 物理的対策-具体的な対策の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <p>1 サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。</p> <p>2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。</p> <p>3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。</p> <p>4 LGWAN接続端末の操作場所へは、管理者である課長の許可を受けないと入室できない。また、業務時間外は執務室施錠などの物理的対策を講じている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>2 事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p>	<p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <p>1 サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。</p> <p>2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。</p> <p>3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。</p> <p>4 LGWAN接続端末の操作場所へは、管理者である課長の許可を受けないと入室できない。また、業務時間外は執務室施錠などの物理的対策を講じている。</p> <p>5 外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>2 事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p>	事前	外部記憶媒体に係る記載の追加であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらぬ。
令和6年8月5日	Ⅲ-7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 リスク ③：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク-消去手順-手順の内容	<p>1 事務処理上、消去して問題ない情報かどうかを一定期間ごとに確認する(介護保険法等には保管期間の定めがない)。</p> <p>2 磁気ディスク等の場合は、内容の復元ができないよう物理的な破砕等によって消去する。</p> <p>3 紙媒体の場合は、内容が判読できないよう焼却又は裁断によって消去する。</p>	<p>1 事務処理上、消去して問題ない情報かどうかを一定期間ごとに確認する(介護保険法等には保管期間の定めがない)。</p> <p>2 磁気ディスク等の場合は、内容の復元ができないよう物理的な破砕等によって消去する。</p> <p>3 紙媒体の場合は、内容が判読できないよう焼却又は裁断によって消去する。</p> <p>4 外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は 管理者の承認を得て行う手順を定めている。</p>	事前	外部記憶媒体に係る記載の追加であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらぬ。
令和6年8月5日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p>札幌市では、介護保険法(平成9年法律第123号)及びこれに基づく条例により、介護保険に関する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の68項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令で定められている。</p> <p>また、同法第9条第2項に基づき札幌市個人番号利用条例(平成27年札幌市条例42号。以下「利用条例」という。)により個人番号の利用に關し必要な事項を定めている。</p> <p>ついで、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令及び利用条例に定める以下の事務で取り扱う。</p>	<p>札幌市では、介護保険法(平成9年法律第123号)及びこれに基づく条例により、介護保険に関する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表の68項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令で定められている。</p> <p>また、同法第9条第2項に基づき札幌市個人番号利用条例(平成27年札幌市条例42号。以下「利用条例」という。)により個人番号の利用に關し必要な事項を定めている。</p> <p>ついで、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令及び利用条例に定める以下の事務で取り扱う。</p>	事後	番号法の改正による変更。
令和6年8月5日	I-5. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第一の68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 番号法第9条第2項及び利用条例第4条</p>	<p>番号法第9条第1項別表の68の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 番号法第9条第2項及び利用条例第4条</p>	事後	番号法の改正による変更。
令和6年8月5日	I-6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項(93、94の項)</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項(93、94の項)</p>	事後	番号法の改正による変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月5日	II-3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	介護保険法並びに番号法別表第二の93項及び94項の規定に明示している。また、庁内連携による入手は条例別表2の9項から15項までにおいて明示している。	介護保険法並びに番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の93項及び94項の規定に明示している。また、庁内連携による入手は条例別表2の9項から15項までにおいて明示している。	事後	番号法の改正による変更。
令和6年8月5日	(別紙1) II-5-提供先	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第2に定める事務	(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務	事後	番号法の改正による変更。
令和8年04月09日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	札幌市では、介護保険法(平成9年法律第123号)及びこれに基づく条例により、介護保険に関する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の68項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令で定められている。 また、同法第9条第2項に基づき札幌市個人番号利用条例(平成27年札幌市条例42号。以下「利用条例」という。)により個人番号の利用に関し必要な事項を定めている。 ついては、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令及び利用条例に定める以下の事務で取り扱う。	札幌市では、介護保険法(平成9年法律第123号)及びこれに基づく条例により、介護保険に関する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表の100項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令で定められている。 また、同法第9条第2項に基づき札幌市個人番号利用条例(平成27年札幌市条例42号。以下「利用条例」という。)により個人番号の利用に関し必要な事項を定めている。 ついては、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令及び利用条例に定める以下の事務で取り扱う。	事後	番号法の改正による変更。
令和8年04月09日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [O] 税務システム [O] その他(国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム)	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [O] 税務システム [O] その他(国保・介護・後期 統合収納管理/滞納管理システム)	事前	接続先システムの変更。
令和8年04月09日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2①システムの名称	国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム	国保・介護・後期 統合収納管理/滞納管理システム	事前	接続先システムの変更。
令和8年04月09日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2②システムの機能	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及びこれに基づく条例により賦課された保険料の収納管理及び滞納整理を行うシステムであり、次の機能を有する。  <収納管理> 1 国保・介護・後期高齢システムからの賦課情報連携 2 国保・介護・後期高齢システムで設定した送付先情報を社会保障宛名から連携 3 金融機関・財務連携代行システムからの収納情報連携  <滞納整理> 1 滞納者情報の管理 2 各滞納処分書類の作成 3 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成 4 統計・決算情報の作成 5 延滞金の計算	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及びこれに基づく条例により賦課された保険料の収納管理及び滞納整理を行うシステムであり、次の機能を有する。  <収納管理> 1 国民健康保険・介護保険・後期高齢支援システムからの賦課情報連携 2 国民健康保険・介護保険・後期高齢支援システムからの送付先情報連携 3 eLTAXとの納付書情報及び納付情報連携  <滞納整理> 1 滞納者情報の管理 2 各滞納処分書類の作成 3 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成 4 統計・決算情報の作成 5 延滞金の計算	事前	連携先システムの変更。
令和8年04月09日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [ ] 税務システム [O] その他(金融機関・財務連携代行システム、庁内各業務システム)	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [ ] 税務システム [O] その他(庁内各業務システム、eLTAX)	事前	連携先システムの変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年04月09日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。</p> <p>1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。</p> <p>2 住民記録の異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。</p> <p>※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。</p> <p>3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p>	<p>札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。</p> <p>1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。</p> <p>2 住民記録の異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。</p> <p>※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。</p> <p>3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 世帯情報のうち、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p>	事後	番号法の改正による変更。
令和8年04月09日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し、社会保障業務(国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務)で活用する。個人(及び法人)の宛名情報、対応記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する。</p> <p>1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。</p> <p>2 システム基盤(税宛名)からの課税情報連携 システム基盤(税宛名)から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。</p> <p>3 社会保障宛名管理 社会保障業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。</p> <p>4 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務で把握した対象者について、社会保障業務で管理している番号を連携する。</p>	<p>札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し、社会保障業務(介護保険、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務)で活用する。個人(及び法人)の宛名情報、対応記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する。</p> <p>1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。</p> <p>2 システム基盤(税宛名)からの課税情報連携 システム基盤(税宛名)から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。</p> <p>3 社会保障宛名管理 社会保障業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。</p> <p>4 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務で把握した対象者について、社会保障業務で管理している番号を連携する。</p>	事後	接続先システムの変更。
令和8年04月09日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10①システムの名称	金融機関・財務連携代行システム	システム基盤(税宛名)	事後	接続先システムの廃止(10廃止のため11~13を1つつ繰り上げ)。
令和8年04月09日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、金融機関等との間で、口座振替依頼や口座振替結果、日々の収納情報を送受信するシステムであり、国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムとの連携においては、以下の機能を活用する。</p> <p>1 国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへの連携 国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへ、口座振替依頼の情報を提供する。</p> <p>2 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムへの連携 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムへ、口座振替結果及び日々の介護保険料の収納情報を提供する。</p>	<p>札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し、税業務で活用する。個人(及び法人)の納付書情報や対応記録、口座情報などを集約管理する。</p> <p>1 システム基盤(個人基本)からの住基異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。</p> <p>2 税宛名管理 税業務共通で利用する個人及び法人の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。</p> <p>また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。</p> <p>3 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務で把握した対象者について、税業務で管理している番号を連携する。</p> <p>4 システム基盤(社会保障宛名)への課税情報連携 課税額、所得額、収入額などの課税情報をシステム基盤(社会保障宛名)へ情報連携する。</p>	事後	接続先システムの廃止(10廃止のため11~13を1つつ繰り上げ)。
令和8年04月09日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>[ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等</p> <p>[○] 税務システム</p> <p>[○] その他(国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム)</p>	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>[ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等</p> <p>[ ] 税務システム</p> <p>[○] その他(システム基盤(団体内統合宛名、個人基本、社会保障宛名)、庁内各業務システム)</p>	事後	接続先システムの廃止(10廃止のため11~13を1つつ繰り上げ)。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年04月09日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11① システムの名称	システム基盤(税宛名)	伝送通信ソフト	事後	接続先システムの廃止(10廃止のため11~13を1づつ繰り上げ)。
令和8年04月09日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11② システムの機能	札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し税業務で活用する。個人(及び法人)の納付書情報や対応記録、口座情報などを集約管理する。 1 システム基盤(個人基本)からの住基異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 税宛名管理 税業務共通で利用する個人及び法人の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。 また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 3 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務で把握した対象者について、税業務で管理している番号を連携する。 4 システム基盤(社会保障宛名)への課税情報連携 課税額、所得額、収入額などの課税情報をシステム基盤(社会保障宛名)へ情報連携する。	伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険の審査支払等の業務で使用するデータについて、専用端末を用いて電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。(専用端末で送受するデータで個人番号は利用しない。) 1. 受給者情報異動連絡票データの送信 受給者情報異動連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。 2. 受給者情報訂正連絡票データの送信 受給者情報訂正連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。	事後	接続先システムの廃止(10廃止のため11~13を1づつ繰り上げ)。
令和8年04月09日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11③ 他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [○] その他(システム基盤(団体内統合宛名、個人基本、社会保障宛名)、庁内各業務システム)	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他( )	事後	接続先システムの廃止(10廃止のため11~13を1づつ繰り上げ)。
令和8年04月09日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム12① システムの名称	伝送通信ソフト	サービス検索・電子申請機能	事後	接続先システムの廃止(10廃止のため11~13を1づつ繰り上げ)。
令和8年04月09日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム12② システムの機能	伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険の審査支払等の業務で使用するデータについて、専用端末を用いて電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。(専用端末で送受するデータで個人番号は利用しない。) 1. 受給者情報異動連絡票データの送信 受給者情報異動連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。 2. 受給者情報訂正連絡票データの送信 受給者情報訂正連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。	【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】 住民が行った電子申請データを取得するため、地方公共団体に公開する機能	事後	接続先システムの廃止(10廃止のため11~13を1づつ繰り上げ)。
令和8年04月09日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム12③ 他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他( )	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他( )	事後	接続先システムの廃止(10廃止のため11~13を1づつ繰り上げ)。
令和8年04月09日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム13① システムの名称	サービス検索・電子申請機能	削除	事後	接続先システムの廃止(10廃止のため11~13を1づつ繰り上げ)。
令和8年04月09日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム13② システムの機能	【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】 住民が行った電子申請データを取得するため、地方公共団体に公開する機能	削除	事後	接続先システムの廃止(10廃止のため11~13を1づつ繰り上げ)。
令和8年04月09日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム13③ 他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他( )	削除	事後	接続先システムの廃止(10廃止のため11~13を1づつ繰り上げ)。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年04月09日	I-5.. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 番号法第9条第2項及び利用条例第4条	番号法第9条第1項別表の100の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 番号法第9条第2項及び利用条例第4条	事後	番号法の改正による変更。
令和8年04月09日	I-6.. 情報ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表  (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項)  (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項(93、94の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表  (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項)  (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人情報利用事務)に「介護保険法」が含まれる項(131、132の項)	事後	番号法の改正による変更。
令和8年04月09日	(別添1) 事務内容		【図中】 ・基幹システムがガバメントクラウド内へ移行 ・国保・介護・後期 統合収納管理／滞納管理システムに名称変更 ・庁内各業務システムをガバメントクラウド内外に分割 ・eLTAx及び⑩納付書情報・⑪納付情報の追加 ・介護保険システムとシステム基盤間に矢印を追加(実情に合わせた修正)	事前	特定個人情報の保管場所変更や対象システム変更によるため、重要な変更にあたる。
令和8年04月09日	II-2.. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目 ・連絡先等情報	【○】4情報(氏名、性別、生年月日、住所) 【○】連絡先(電話番号等) 【○】その他住民票関係情報	【○】5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) 【○】連絡先(電話番号等) 【○】その他住民票関係情報	事後	様式変更による。
令和8年04月09日	II-4.. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	介護保険法並びに番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の93項及び94項の規定に明示している。また、庁内連携による入手は条例別表2の9項から15項までにおいて明示している。	介護保険法並びに番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の131項及び132項の規定に明示している。また、庁内連携による入手は条例別表2の9項から15項までにおいて明示している。	事後	番号法の改正による変更。
令和8年04月09日	II-4.. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムのアプリケーション運用・保守	国保・介護・後期 統合収納管理／滞納管理システムのアプリケーション運用・保守	事前	委託対象システムの変更
令和8年04月09日	II-6.. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<札幌市における措置> 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。 3 外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室厳重に管理する。警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<札幌市における措置> 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。 3 外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータ保管している。 2 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。  <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	①自治体中間サーバー・プラットフォームの更改に伴う所要の修正(事後)。 ②特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年04月09日	II-6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報を、システムが自動判別し消去する仕組みを備えている。</li> <li>2 ディスクの交換時は、物理的破壊や専用ソフトにて完全に消去する。</li> <li>3 札幌市が定めた保管期間を経過した紙書類は、シュレッダーで裁断する。</li> <li>4 個人番号付電子申請データは紙に打ち出した後、LGWAN接続端末から速やかに完全消去する。</li> <li>5 外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。</li> </ol>	<p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報を、システムが自動判別し消去する仕組みを備えている。</li> <li>2 ディスクの交換時は、物理的破壊や専用ソフトにて完全に消去する。</li> <li>3 札幌市が定めた保管期間を経過した紙書類は、シュレッダーで裁断する。</li> <li>4 個人番号付電子申請データは紙に打ち出した後、LGWAN接続端末から速やかに完全消去する。</li> <li>5 外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。</li> </ol>	事前	<p>①自治体中間サーバー・プラットフォームの更改に伴う所要の修正（事後）。</p> <p>②特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。</p>
令和8年04月09日		<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が特定個人情報を消去することはない。</li> <li>2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</li> </ol>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が特定個人情報を消去することはない。</li> <li>2 クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。</li> <li>3 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</li> </ol>		
令和8年04月09日	III-2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1：目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年04月09日	Ⅲ-2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p>&lt;介護保険システム、国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム及び高齢・障がい福祉システムにおける措置&gt;</p> <p>1 手続に当たっては、個人番号の記載が必要であることを認識してもらった上で、申請書等を提出してもらおう。これにより、本人が知らぬ間に個人番号を提出してしまうことを防止している。</p> <p>2 紙媒体の申請等情報は、本人等が来庁して提出するか、直接札幌市に郵送するため、中間で詐取・奪取が行われるリスクは低い。</p> <p>3 それぞれのシステムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システム及び住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置&gt;</p> <p>それぞれのシステムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p> <p>&lt;サービス検索・電子申請機能における措置&gt;</p> <p>1 住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信する際には、個人番号カードの署名用電子証明書による電子証明を付し、電子申請を受理した市町村等で署名検証を行う。これにより、本人からの情報であることを確認している。</p> <p>2 サービス検索・電子申請機能の画面の誘導で住民に何の手続を探して電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしてもらい、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく適切に電子申請してもらえよう措置を講じている。</p>	<p>&lt;介護保険システム、国保・介護・後期 統合収納管理/滞納整理システム及び高齢・障がい福祉システムにおける措置&gt;</p> <p>1 手続に当たっては、個人番号の記載が必要であることを認識してもらった上で、申請書等を提出してもらおう。これにより、本人が知らぬ間に個人番号を提出してしまうことを防止している。</p> <p>2 紙媒体の申請等情報は、本人等が来庁して提出するか、直接札幌市に郵送するため、中間で詐取・奪取が行われるリスクは低い。</p> <p>3 それぞれのシステムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システム及び住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置&gt;</p> <p>それぞれのシステムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p> <p>&lt;サービス検索・電子申請機能における措置&gt;</p> <p>1 住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信する際には、個人番号カードの署名用電子証明書による電子証明を付し、電子申請を受理した市町村等で署名検証を行う。これにより、本人からの情報であることを確認している。</p> <p>2 サービス検索・電子申請機能の画面の誘導で住民に何の手続を探して電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしてもらい、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく適切に電子申請してもらえよう措置を講じている。</p>	事前	特定個人情報を取り扱うシステムの変更による。
令和8年04月09日		<p>&lt;システム外の措置&gt;</p> <p>窓口等で個人番号の提示を受けるときは、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。</p>	<p>&lt;システム外の措置&gt;</p> <p>窓口等で個人番号の提示を受けるときは、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。</p>		
令和8年04月09日	Ⅲ-2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年04月09日	Ⅲ-2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年04月09日	Ⅲ-2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<p>&lt;介護保険システム、国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム及び高齢・障がい福祉システムにおける措置&gt;</p> <p>1 紙媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。</p> <p>2 委託先との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。</p> <p>3 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <p>団体内統合宛名システムは、中間サーバーや各システムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。</p> <p>&lt;住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置&gt;</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。</p> <p>&lt;サービス検索・電子申請機能における措置&gt;</p> <p>サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間はLGWAN(※)、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部への漏えい等が起こらないようにしている。</p> <p>(※)LGWAN…地方自治体のコンピュータネットワークを相互に接続した広域ネットワーク。インターネットからは切り離されている。</p>	<p>&lt;介護保険システム、国保・介護・後期 統合収納管理/滞納整理システム及び高齢・障がい福祉システムにおける措置&gt;</p> <p>1 紙媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。</p> <p>2 委託先との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。</p> <p>3 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <p>団体内統合宛名システムは、中間サーバーや各システムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。</p> <p>&lt;住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置&gt;</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。</p> <p>&lt;サービス検索・電子申請機能における措置&gt;</p> <p>サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間はLGWAN(※)、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部への漏えい等が起こらないようにしている。</p> <p>(※)LGWAN…地方自治体のコンピュータネットワークを相互に接続した広域ネットワーク。インターネットからは切り離されている。</p>	事前	特定個人情報を取り扱うシステムの変更による。
令和8年04月09日	Ⅲ-2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年04月09日	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年04月09日	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年04月09日	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年04月09日	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年04月09日	Ⅲ-5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年04月09日	Ⅲ-5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年04月09日	Ⅲ-5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年04月09日	Ⅲ-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt; 情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤（市中間サーバー）を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報のみを入手するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果を、一定期間経過後に自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 （※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p>	<p>&lt;札幌市における措置&gt; 情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤（市中間サーバー）を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報のみを入手するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果を、一定期間経過後に自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 （※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p>	事後	自治体中間サーバー・プラットフォームの更改に伴う所要の修正。
令和8年04月09日		<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ② 中間サーバーと地方公共団体等との間については、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の技術を利用し、地方公共団体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③ 中間サーバー・プラットフォーム事業者が運用、監視・障害対応等の業務をする際に、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ② 中間サーバーと地方公共団体等との間については、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の技術を利用し、地方公共団体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③ 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。</p>		
令和8年04月09日	Ⅲ-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt; 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; 1 情報提供ネットワークシステムに情報を送信する際は、情報が暗号化される仕組みになっている。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 2 中間サーバーと地方公共団体等との間については、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の技術を利用し、地方公共団体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバー・プラットフォームの事業者が、特定個人情報にはアクセスできないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。</p>	<p>&lt;札幌市における措置&gt; 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; 1 情報提供ネットワークシステムに情報を送信する際は、情報が暗号化される仕組みになっている。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 2 中間サーバーと地方公共団体等との間については、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の技術を利用し、地方公共団体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が、特定個人情報にはアクセスできないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。</p>	事後	自治体中間サーバー・プラットフォームの更改に伴う所要の修正。
令和8年04月09日	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク⑤安全管理体制	特に力を入れて整備している	十分に整備している	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年04月09日	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク④安全管理規程	特に力を入れて整備している	十分に整備している	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年04月09日	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク④安全管理体制・既定の職員への周知	特に力を入れて周知している	十分に周知している	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年04月09日	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク⑤物理的対策	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年04月09日	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <p>1 サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード（ICカード）を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。</p> <p>2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。</p> <p>3 電気通信装置（ルータ・HUB）は施錠可能なラックに設置している。</p> <p>4 LGWAN接続端末の操作場所へは、管理者である課長の許可を受けないと入室できない。また、業務時間外は執務室施錠などの物理的対策を講じている。</p> <p>5 外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。</p>	<p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <p>1 サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード（ICカード）を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。</p> <p>2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。</p> <p>3 電気通信装置（ルータ・HUB）は施錠可能なラックに設置している。</p> <p>4 LGWAN接続端末の操作場所へは、管理者である課長の許可を受けないと入室できない。また、業務時間外は執務室施錠などの物理的対策を講じている。</p> <p>5 外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。</p>	事前	<p>①自治体中間サーバー・プラットフォームの更改に伴う所要の修正（事後）。</p> <p>②特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。</p>
令和8年04月09日		<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>2 事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。</p> <p>2 事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p>		
令和8年04月09日	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク⑥技術的対策	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年04月09日			<p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスバスターファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末機及びサーバー機のハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。</li> <li>2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設する。</li> <li>3 サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間はLGWAN、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部への漏えい等が起こらないようにしている。</li> </ol>		
令和8年04月09日	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスバスターファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末機及びサーバー機のハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。</li> <li>2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設する。</li> <li>3 サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間はLGWAN、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部への漏えい等が起こらないようにしている。</li> </ol> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 UTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>2 ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスバスターファイルの更新を行う。</li> <li>3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチを適用する。</li> </ol>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中間サーバー・プラットフォームでは、UTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスバスターファイルの更新を行う。</li> <li>3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチを適用する。</li> <li>4 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</li> <li>5 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</li> <li>6 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>7 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</li> </ol> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</li> <li>②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</li> <li>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</li> <li>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、バスターファイルの更新を行う。</li> <li>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</li> <li>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</li> <li>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</li> </ol>	事前	<p>①自治体中間サーバー・プラットフォームの更改に伴う所要の修正（事後）。</p> <p>②特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。</p>
令和8年04月09日			<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</li> <li>②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</li> <li>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</li> <li>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、バスターファイルの更新を行う。</li> <li>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</li> <li>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</li> <li>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</li> </ol>		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年04月09日	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク ⑦バックアップ	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年04月09日	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク ⑧事故発生時手順の策定・周知	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年04月09日	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号 リスクへの対策は十分か	特に力を入れて行っている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年04月09日	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	<p>1 事務処理上、消去して問題ない情報かどうかを一定期間ごとに確認する(介護保険法等には保管期間の定めがない)。</p> <p>2 磁気ディスク等の場合は、内容の復元ができないよう物理的な破砕等によって消去する。</p> <p>3 紙媒体の場合は、内容が判読できないよう焼却又は裁断によって消去する。</p> <p>4 外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は 管理者の承認を得て行う手順を定めている。</p>	<p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <p>1 事務処理上、消去して問題ない情報かどうかを一定期間ごとに確認する(介護保険法等には保管期間の定めがない)。</p> <p>2 磁気ディスク等の場合は、内容の復元ができないよう物理的な破砕等によって消去する。</p> <p>3 紙媒体の場合は、内容が判読できないよう焼却又は裁断によって消去する。</p> <p>4 外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は 管理者の承認を得て行う手順を定めている。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	事前	特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。
令和8年04月09日	Ⅳ-1. 監査 ①自己点検	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年04月09日	Ⅳ-1. 監査 ②具体的内容	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年04月09日	Ⅳ-1. 監査 ②監査 具体的な内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <p>札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。</p> <p>1 監査は全ての個人番号利用事務について実施する。</p> <p>2 現地監査を定期的実施する。</p> <p>3 監査結果に応じフォローアップを行う。</p> <p>4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。</p>	<p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <p>札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。</p> <p>1 監査は全ての個人番号利用事務について実施する。</p> <p>2 現地監査を定期的実施する。</p> <p>3 監査結果に応じフォローアップを行う。</p> <p>4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>1 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>2 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISM&amp;P)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISM&amp;P監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISM&amp;P)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISM&amp;Pにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISM&amp;P監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>	事前	<p>①自治体中間サーバー・プラットフォームの更改に伴う所要の修正(事後)。</p> <p>②特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年04月09日	IV-2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年04月09日	IV-3. その他のリスク対策	<p>&lt;札幌市における措置&gt;            情報システム部門が管理するサーバ室にて、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、情報システム部門と委託業者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;            中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する</p>	<p>&lt;札幌市における措置&gt;            情報システム部門が管理するサーバ室にて、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、情報システム部門と委託業者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;            中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;            ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。            ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。            具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	事前	<p>①自治体中間サーバー・プラットフォームの更改に伴う所要の修正(事後)。</p> <p>②特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。</p>